

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書
及 び 報 告 に 添 え て 提 出 す る 意 見 書
(平成24年度)

久留米市の指定管理者制度について

平成25年3月15日

久留米市包括外部監査人

木 下 文 雄

目次

第1章	監査の概要	1
第1	監査期間	1
第2	監査人	1
第3	外部監査の種類	1
第4	選定した特定の事件	1
第5	事件選定の理由	1
第6	外部監査の方法	2
I	外部監査の要点	2
II	手続	2
III	監査の対象期間	2
第7	利害関係	3
第2章	指定管理者制度の概要	4
第1	我が国の指定管理者制度の状況	4
第2	久留米市における指定管理者制度の導入状況	5
第3	久留米市の包括外部監査で監査対象とした施設	7
第4	指定管理者所管部局による管理状況	9
第5	久留米市における指定管理者制度導入による経費縮減効果の検討	13
第3章	指定管理者制度各論のまとめ	15
第4章	指定管理者制度各論	21
第1	久留米市生涯学習センター	21
I	施設の概要	21
II	実施した手続及びその内容	25
III	結果	26
第2	久留米市みづま総合体育館	27
I	施設の概要	27
II	実施した手続及びその内容	29
III	結果	30
第3	久留米市民会館	31
I	施設の概要	31
II	実施した手続及びその内容	35
III	結果	36
第4	青木繁旧居	37
I	施設の概要	37

II	実施した手続及びその内容	41
III	結果	41
第5	久留米市勤労青少年ホーム	43
I	施設の概要	43
II	実施した手続及びその内容	46
III	結果	46
第6	久留米市荘島体育館	48
I	施設の概要	48
II	実施した手続及びその内容〈共通〉	56
III	結果	57
第7	久留米市西部地区体育館	59
I	施設の概要	59
II	実施した手続及びその内容	61
III	結果	61
第8	久留米市旭町テニスコート	62
I	施設の概要	62
II	実施した手続及びその内容	63
III	結果	63
第9	久留米市筑後川漕艇場	64
I	施設の概要	64
II	実施した手続及びその内容	65
III	結果	65
第10	久留米市西田テニスコート	66
I	施設の概要	66
II	実施した手続及びその内容	67
III	結果	67
第11	久留米市西田体育館	68
I	施設の概要	68
II	実施した手続及びその内容	69
III	結果	69
第12	久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備	70
I	施設の概要	70
II	実施した手続及びその内容	71
III	結果	71
第13	久留米市大島公園内の多目的広場照明設備	72
I	施設の概要	72

II	実施した手続及びその内容.....	73
III	結果	73
第14	久留米市立西国分小学校運動場照明設備.....	74
I	施設の概要	74
II	実施した手続及びその内容.....	74
III	結果	74
第15	久留米市立荒木中学校運動場照明設備.....	76
I	施設の概要	76
II	実施した手続及びその内容.....	76
III	結果	77
第16	久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設.....	78
I	概要	78
II	実施した監査手続及び内容.....	83
III	結果	83
第17	久留米市立草野歴史資料館.....	85
I	施設の概要	85
II	実施した手続及びその内容.....	89
III	結果	90
第18	山辺道文化館.....	92
I	施設の概要	92
II	実施した手続及びその内容.....	95
III	結果	96
第19	久留米市田主丸ふるさと会館.....	98
I	施設の概要	98
II	実施した手続及びその内容.....	101
III	結果	108
第20	久留米市民交流センター.....	109
I	施設の概要	109
II	実施した手続及びその内容.....	113
III	結果	113
第21	久留米市保育所.....	115
I	施設の概要	115
II	実施した手続及びその内容.....	119
III	結果	120
第22	久留米市三潁総合福祉センター.....	121
I	施設の概要	121

II	実施した手続及びその内容.....	125
III	結果	126
第23	久留米市田主丸老人福祉センター.....	128
I	施設の概要	128
II	実施した手続及びその内容.....	131
III	結果	137
第24	久留米市高齢者と子どもの交流施設.....	138
I	施設の概要	138
II	実施した手続及びその内容.....	141
III	結果	147
第25	久留米市老人いこいの家.....	148
I	施設の概要	148
II	実施した手続及びその内容.....	153
III	結果	160
第26	久留米市北野老人いこいの家.....	161
I	施設の概要	161
II	実施した手続及びその内容.....	164
III	結果	170
第27	久留米市複合アグリビジネス拠点施設（通称：道の駅）	171
I	施設の概要等.....	171
II	実施した手続及びその内容.....	177
III	結果	177
第28	久留米ふれあい農業公園.....	180
I	施設の概要等.....	180
II	実施した手続及びその内容.....	185
III	結果	185
第29-1	コミュニティセンター前提.....	188
第29-2	久留米市北野地区城コミュニティセンター.....	190
I	施設の概要等.....	190
II	実施した手続及びその内容.....	191
III	結果	191
第30	久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター.....	193
I	施設の概要等.....	193
II	実施した手続及びその内容.....	193
III	結果	194
第31	久留米市北野地区山須コミュニティセンター.....	195

I	施設の概要等.....	195
II	実施した手続及びその内容.....	195
III	結果	196
第32	久留米市城島地区西青木コミュニティセンター.....	197
I	施設の概要	197
II	実施した手続及びその内容.....	197
III	結果	198
第33	久留米市三潞地区大犬塚コミュニティセンター.....	199
I	施設の概要	199
II	実施した手続及びその内容.....	200
III	結果	200
第34	久留米市三潞地区新栄町コミュニティセンター.....	202
I	施設の概要	202
II	実施した手続及びその内容.....	203
III	結果	203
第35	久留米市営駐車場.....	205
I	施設の概要	205
II	実施した手続及びその内容.....	210
III	結果	211
第36	久留米市市民活動サポートセンター.....	212
I	施設の概要	212
II	実施した手続及びその内容.....	216
III	結果	217

第1章 監査の概要

第1 監査期間

平成24年7月25日から平成25年3月15日まで

第2 監査人

久留米市包括外部監査人	木下文雄	(公認会計士)
同補助者	江頭章二	(公認会計士)
同補助者	福田有史	(公認会計士)
同補助者	黒岩延時	(公認会計士)
同補助者	松尾英二	(公認会計士)
同補助者	永松雄一郎	(税理士)
同補助者	江上英介	(公認会計士試験合格者)

第3 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第252条の37第1項に基づく監査

第4 選定した特定の事件

久留米市の指定管理者制度について

第5 事件選定の理由

久留米市は久留米市行政改革行動計画(H22-H26)において、5つの計画の柱と改革の方策を示す15のアクションプログラムを設定し、具体的な取組を進めることとしている。この中で「多様な担い手との連携強化への取組」を柱の1つとし、「さらなるアウトソーシングの推進」をアクションプログラムとして設定し、指定管理者制度の有効活用を主な取組項目として推進することとしている。

このような中、久留米市では平成18年度に指定管理者制度を導入し、以来、多くの施設に本制度を導入しており、一定期間が経過した現在において、経済性、効率性だけでな

く住民サービスの向上といった視点から監査を実施することは非常に有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

第6 外部監査の方法

I 外部監査の要点

1. 指定管理者の指定について、公募によらない場合、非公募としていることの合理的理由の検討
2. 指定管理者制度導入により、制度導入前と比較し経費縮減効果が見られたかどうかの検討
3. 住民サービスの観点から住民福祉に役立っているかどうかの検討
4. 協定書の内容確認及び問題点の有無
5. 事業報告書の内容確認及び問題点の有無

II 手続

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運営業務仕様書等を入手し、基本的な考え方等について検討を行う。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規約その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)登記事項証明書、(6)納税証明書、(7)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、指定管理者の選定方法等について適切性について検証する。
3. 指定管理者との協定内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証を行う。また、年度協定書についても個別に検討を行う。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性（指定管理料の支払いがない場合も存在する。）また、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようなようになされているかの検証を行う。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリングレポートを閲覧する。
また、モニタリングチェックシートのレビューにより施設利用者の満足度を確認し、住民サービスの観点から住民福祉の向上に役立っているかどうかの検討を行う。

III 監査の対象期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度にも及ぶことにした。

第7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 指定管理者制度の概要

第1 我が国の指定管理者制度の状況

指定管理者制度とは、地方自治法第244条にある「公の施設」を、法人その他の団体（民間事業者を含む）を指定して、その管理を行わせることができるという制度である。制度を導入するにあたっては、平成15（2003）年3月に閣議決定され、同年6月に地方自治法の一部（地方自治法第244条の2及び4）が改正、同年9月から施行された。同年10月に内閣に地域再生本部が設置されて、公務の民間開放や市場開発という政策理念が掲げられ、平成16（2004）年2月に地域再生推進プログラムが示されたことに関連する。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」（総務省局長通知）という趣旨のもとに成立している。

従来の「公の施設」は、地方公共団体が他の機関に施設管理を委託する場合、当該地方公共団体が出資する法人、公共団体、公共的団体に限定される「管理委託制度」を採用してきた。しかし本制度の導入によって、これまで管理委託されてきた施設は指定管理するか直営にするかのいずれかを選択しなければならなくなった。本制度導入には、各地方公共団体ごとに手続き条例を制定する必要があり、指定管理者を指定する際には議会の議決が求められている。

管理委託制度と指定管理者制度を比較すると、一般的に「管理委託制度」では、当該地方公共団体が2分の1以上の出資をしている法人（たとえば管理のための財団法人や社団法人など）、土地改良区などの公共団体、農協、生協、自治会などの公共的団体が「管理受託者」となっている。「指定管理者制度」は、管理委託制度よりも管理主体及び業務の範囲の緩和をめざしているため、民間事業者（民間企業や地域型の民間団体）などの能力や柔軟さを幅広く活用しようとする特色がある。

指定管理者制度を導入することの意義については、次の3つをあげることができる。

1. 管理委託制度の改善

施設の使用許可など広範な権限を指定管理者に委任することであり、その自由裁量において住民へのサービスの改善が図れる。

2. 多様な住民ニーズへの対応

多様化する住民ニーズに向けての効果的、効率的な対応と、民間事業者が有する柔軟性を活用することにより、新しいサービスの提供と施設の有効活用が図れる。

3. 行財政改革への対応

地方公共団体が自ら判断し、責任を持って公共サービスを供給するという点で、その

ための選択肢を拡大するという意味がある。

(出典：生涯学習研究 e 辞典、日本生涯教育学会編、今西幸蔵著)

総務省調査によると、全国で、指定管理者制度を導入している施設は、平成24年4月現在で約7万3千施設である。このうち、指定管理者が公募されている施設は4割の32,000施設程度に過ぎないが、前回調査より約4千施設増えており、今後も、指定管理者公募がますます増えると考えられる。

【全国の指定管理者導入状況】

	平成18年9月	平成21年4月	平成24年4月
制度導入施設	61,565施設	70,022施設	73,476施設
うち公募施設	17,913施設	27,992施設	32,214施設
うち民間企業が管理	6,762施設	10,375施設	12,799施設

第2 久留米市における指定管理者制度の導入状況

久留米市の公の施設の所管部門別指定管理者制度の導入状況は、次のとおりである。

(施設数は、平成24年4月1日現在)

所管課	公の施設数 A	指定管理者制度導入施設数			導入率(%) B/A
		B	うち公募	うち非公募	
財産管理課	1	1		1	100.0
協働推進課	1	1	1		100.0
地域コミュニティ課	3	0			0.0
消費生活センター	1	0			0.0
人権・同和対策課	3	0			0.0
人権啓発センター	1	0			0.0
隣保館	8	5		5	62.5
男女平等推進センター	1	0			0.0
高牟礼市民センター	2	2	2		100.0
文化振興課	2	2	1	1	100.0
生涯学習推進課	14	2	1	1	14.3
文化財保護課	5	0			0.0
体育スポーツ課	43	16	1	15	37.2

所管課	公の施設数 A	指定管理者制度導入施設数			導入率(%) B/A
		B	うち公募	うち非公募	
中央図書館	7	0			0.0
障害者福祉課	4	4		4	100.0
長寿支援課	26	26	1	25	100.0
保健所健康推進課	3	0			0.0
子ども育成課	3	0			0.0
児童保育課	12	3	3		25.0
家庭子ども相談課	1	0			0.0
幼児教育研究所	1	0			0.0
斎場	1	0			0.0
施設課	6	1	1		16.7
生産流通課	10	6		6	60.0
みどりの里づくり推進課	4	2		2	50.0
中央卸売市場	2	0			0.0
商工政策課	2	2		2	100.0
観光・国際課	3	3	2	1	100.0
労政課	1	1	1		100.0
住宅政策課	147	0			0.0
路政課	1	0			0.0
生活道路課	34	3		3	8.8
公園土木管理事務所	383	288		288	75.2
下水道施設課	8	0			0.0
施設整備課	66	0			0.0
計	810	368	14	354	45.4

※ 管理運営については、当該施設が総合支所管内の場合、一部を除き総合支所の各課が所管している。

第3 久留米市の包括外部監査で監査対象とした施設

平成24年度の包括外部監査にあたっては、このうち、平成20年度の「公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について」で監査対象とした施設を除く44施設を監査対象として監査を実施した。

監査対象施設の内訳は、下記に示すとおりである。

監査対象施設一覧

施設名	施設数	
	公募	非公募
久留米市生涯学習センター	1	
久留米市みづま総合体育館	1	
久留米市民会館	1	
青木繁旧居		1
久留米市勤労青少年ホーム		1
久留米市荘島体育館		1
久留米市西部地区体育館		1
久留米市旭町テニスコート		1
久留米市筑後川漕艇場		1
久留米市西田テニスコート		1
久留米市西田体育館		1
久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備		1
久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		1
久留米市立西国分小学校運動場照明設備		1
久留米市立荒木中学校運動場照明設備		1
久留米市弓道場		1
久留米市武道館		1
久留米市野球場		1
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備		1
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備		1

施設名	施設数	
	公募	非公募
久留米市立草野歴史資料館	1	
山辺道文化館	1	
久留米市田主丸ふるさと会館		1
久留米市民交流センター		1
久留米市水縄保育所	1	
久留米市川会保育所	1	
久留米市船越保育所	1	
久留米市三潁総合福祉センター	1	
久留米市田主丸老人福祉センター		1
久留米市高齢者と子どもの交流施設		1
久留米市老人いこいの家（22施設）		1
久留米市北野老人いこいの家		1
久留米市複合アグリビジネス拠点施設		1
久留米ふれあい農業公園		1
久留米市北野地区城コミュニティセンター		1
久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター		1
久留米市北野地区山須コミュニティセンター		1
久留米市城島地区西青木コミュニティセンター		1
久留米市三潁地区大犬塚コミュニティセンター		1
久留米市三潁地区新栄町コミュニティセンター		1
広又駐車場		1
小頭町公園駐車場		1
東町公園駐車場		1
久留米市市民活動サポートセンター	1	
	10	34

※1 久留米市水縄保育所、久留米市川会保育所、久留米市船越保育所の3施設は、報告書上久留米市保育所としてまとめて記載している。

※2 久留米市弓道場、久留米市武道館、久留米市野球場、久留米市中央公園内の補助競技場照明設備、久留米市中央公園内のテニスコート照明設備の5施設は、報告書上久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設としてまとめて記載している。

※3 広又駐車場、小頭町公園駐車場、東町公園駐車場の3施設は、報告書上久留米市営駐車場としてまとめて記載している。

第4 指定管理者所管部局による管理状況

指定管理者の管理は、久留米市の各所管部局で行っている。管理状況をアンケート調査した結果が下記資料である。レビューした結果特に重要な問題は認められなかったが、管理状況が所管部局により若干異なっており、今後項目別に管理レベルを同じにすることが望ましいと考える。例えば、実地調査の審査チェックリストを利用している所管部局と利用していない所管部局がある。

管理状況アンケート調査結果

各部局合計

①実施調査について

NO	アンケート項目	施設数	結果
(1)	実地調査は、定期・不定期に実施されていますか。	44	44
(2)	実地調査の審査チェックリストはありますか。	44	8
(3)	審査調書を作成保管していますか。	44	10
(4)	調査の結果、所管課として改善を指定管理者に指示を行ったことがありますか。	42	31

※添付の調査対象一覧表により各施設別に「はい(O)」、「いいえ(X)」、「該当なし(-)」でアンケートを取り部単位で、施設数欄に該当なしの(-)を除く施設数を、結果の欄に○印施設数を記入ください。

②備品管理について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	定期、不定期に備品の実査を指示しましたか。	27	17
(2)	備品実査に係る実施要領や実施手引き等が、整備されていることを確認しましたか。	27	10

(3)	上記の実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味しましたか。	27	9
(4)	実査が特定の日に実施されたかを確認しましたか。	27	11
(5)	実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示しましたか。	27	9
(6)	実査の実施状況が適切か、実査現場に立ち会い確かめましたか。	27	6
(7)	実査数量がシステム上の備品台帳と照合されていることを確認しましたか。	27	10

※①に同じ

③業務報告書・事業報告書の確認について

(業務報告書)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	「業務報告書」は、期限内に提出されましたか。	44	44
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	44	27
(3)	業務報告書のチェックリストがありますか。	44	9
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	44	9
(5)	審査の結果、業務改善を指示したことがありますか。	44	27

※①に同じ

(事業報告書)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	「事業報告書」は、期限内に提出されましたか。	43	41
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	42	26
(3)	事業報告書のチェックリストがありますか。	43	12
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	43	29

(5)	審査の結果所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者に通知していますか。	43	28
-----	---------------------------------------	----	----

※①に同じ

④指定管理業務の収支状況確認について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確認しましたか。	43	41
(2)	指定管理者が、指定業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業を行っている場合、それぞれの収支報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。	31	23
(3)	上記(2)のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認しましたか。	31	7
(4)	上記(2)のような場合で、いずれかの収支が均衡している場合がありますか。	31	16
(5)	収支報告書に関する審査表等チェックリストは作成保管されていますか。	43	8

※①に同じ

⑤指定管理者の決算書等の審査について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	毎年度、決算書等報告の審査表を作成していますか。	43	7
(2)	審査後の対応で指定管理者に対し財務改善の指導・助言を行ったことがありますか。	43	10

※①に同じ

⑥満足度調査、第三者によるモニタリングについて

(満足度調査)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	利用者の満足度調査の調査内容(質問項目等)について、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。	44	23
(2)	利用満足度調査の結果、満足度が極めて低い場合あるいは低下した項目がある場合、指定管理者に原因分析の依頼及び改善指示を行ったことがありますか。	27	20

(3)	利用者等から所管課に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。	44	22
(4)	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録帳簿を閲覧していますか。	41	9

※①に同じ

(第三者によるモニタリング)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	第三者による評価委員会を設置し、モニタリングを行っていますか。	42	0

※①に同じ

(利用状況等の確認)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	利用状況の記載事項が、作成基礎資料に基づいて作成されていることを確認しましたか。	41	20
(2)	利用件数・利用者数・稼働率等の基準・方法等を確認しましたか。	39	39
(3)	利用件数・利用者数・稼働率等が実数であることを施設に行き実際に確認しましたか。	41	10
(4)	利用者等の収入が、作成基礎資料に基づき作成されていることを確認しましたか。	37	16
(5)	利用者等の収入が、利用件数等の関連する数値と整合していることを確認しましたか。	37	19
(6)	利用料金等の収入が、会計帳簿と一致していることを確認しましたか。	40	21

(その他の事項)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	モニタリングの時間がどれくらいかかっているか把握していますか。	41	5
(2)	指定管理者と市の所管課との連絡調整の会議を開催していますか。	41	39
(3)	上記の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。	7	2

(4)	指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析・吟味したり、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較していますか。	41	4
-----	--	----	---

第5 久留米市における指定管理者制度導入による経費縮減効果の検討

監査対象全施設の A 直営時の経費 B 導入直後の指定管理料 C 平成23年度の指定管理料を比較検討したものが下記表である。導入後の平成23年度においては、大半の施設において指定管理料は縮減されている。経費縮減効果は、A－Bで測定した結果、40,607千円となっている。内訳をみると公募による指定管理者制度導入施設の経費縮減効果は42,718千円、非公募による指定管理者制度の導入施設の経費縮減効果は、-2,111千円となっており、当然のことであるが、公募による指定管理者制度導入施設の経費縮減効果は、競争原理が働き大きいものとなっている。

指定管理者制度導入による節減効果

(単位:千円)

施設名	指定管理料			経費削減効果
	A導入前直営時経費	B導入後指定管理料	C平成23年度指定管理料	A－B
		制度導入時期		
久留米市民会館	91,389	70,956	73,488	20,433
		H18		
久留米市市民活動サポートセンター	10,804	10,000	14,500	804
		H18		
久留米市三瀬総合福祉センター	30,387	33,000	29,000	-2,613
		H18		
久留米市立草野歴史資料館	8,228	8,197	9,282	31
		H18		
山辺道文化館	8,917	8,680	8,757	237
		H18		
久留米市水縄保育所	75,295	63,363	63,363	11,932
		H23		
久留米市川会保育所	68,945	58,019	58,019	10,926
		H23		
久留米市船越保育所	68,203	57,395	57,395	10,808
		H23		
久留米市生涯学習センター	141,351	154,395	135,482	-13,044
		H18		
久留米市みづま総合体育館	40,084	36,880	0	3,204
		H24		
公募計	543,603	500,885	449,286	42,718

注1

注2

(単位:千円)

施設名	指定管理料			経費削減効果 A-B
	A導入前直 営時経費	B導入後指 定管理料	C平成23年度指 定管理料	
		制度導入時期		
久留米市民交流センター	10,118	10,026	10,000	92
		H18		
久留米市田主丸老人福祉センター	25,155	25,200	21,700	-45
		H18		
久留米市高齢者と子どもの交流施設	1,348	1,397	1,397	-49
		H18		
久留米市老人いこいの家(22施設)	18,000	16,790	15,721	1,210
		H18		
久留米市北野老人いこいの家	4,493	4,418	3,300	75
		H18		
久留米市複合アグリビジネス拠点施設	0	0	0	0
		H20		
久留米ふれあい農業公園	29,066	30,219	25,550	-1,153
		H18		
久留米市北野地区城コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市北野地区山須コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市城島地区西青木コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市三瀬地区大犬塚コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市三瀬地区新栄町コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
広又駐車場	0	0	0	0
		H20		
小頭町公園駐車場	0	0	0	0
		H20		
東町公園駐車場	0	0	0	0
		H20		
久留米市田主丸ふるさと会館	2,706	2,706	2,435	0
		H18		
青木繁旧居	1,827	1,827	2,332	0
		H18		
久留米市勤労青少年ホーム	37,400	36,176	33,600	1,224
		H18		
久留米市荘島体育館	24,794	29,203	29,291	-4,409
		H18		
久留米市西部地区体育館		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市旭町テニスコート		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市筑後川漕艇場		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市西田テニスコート		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市西田体育館		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市立西国分小学校運動場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市立荒木中学校運動場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市弓道場	58,280	57,336	54,932	944
		H18		
久留米市武道館		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市野球場		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備		久留米市弓道場に含む		
		H18		
非公募計	213,187	215,298	200,258	-2,111
合計	756,790	716,183	649,544	40,607

(久留米市行財政改革推進課調査資料を一部加工して使用した)

- 注1 指定管理者制度導入時、生涯学習関連の事業経費を指定管理料に上乘せした。
注2 指定管理者制度導入が平成24年のため、平成23年度の指定管理料は0としている。
注3 指定管理料なし
注4 従来、補助金に含まれていた人件費を指定管理料に含めた。

第3章 指定管理者制度各論のまとめ

第4章の各施設別指摘及び意見を要約したものが、資料1である。

施設別監査結果を下記分類で集計している。分類別指摘及び意見の施設数は、下段に表示している。

- ※1 指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項・・・11施設
- ※2 危機管理マニュアル等に関する事項・・・・・・・・・・4施設
- ※3 現預金の管理に関する事項・・・・・・・・・・3施設
- ※4 備品管理に関する事項・・・・・・・・・・10施設
- ※5 基本協定書等に関する事項・・・・・・・・・・11施設
- ※6 会計・監査に関する事項・・・・・・・・・・9施設
- ※7 施設の利用状況に関する事項・・・・・・・・・・5施設
- ※8 収支報告・事業報告に関する事項・・・・・・・・・・4施設
- ※9 モニタリングに関する事項・・・・・・・・・・17施設
- ※10 その他の事項・・・・・・・・・・4施設

各分類別指摘及び意見の主な内容は、次のとおりである。なお、指摘及び意見の定義は、次のように行っている。

指摘	法令及び条例に違反する事項及び意見のうち重要なもの
意見	指摘に至らないが改善が望まれる事項

要約表における※印の内容は、下記に示すとおりである。詳細は、第4章以下の各施設の報告書を参照のこと。また、参考のため具体的指摘及び意見の一部を抜粋して記載している。

※1 指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項

指定管理者選定委員会の構成が久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員で過半数を占めている。公平性の観点から、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員の構成比率を50%以上とすべきである。(指摘)

(指摘の例) 久留米市生涯学習センター

選定委員会の構成において、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が過半数を占めている。

本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。

生涯学習センター等選定委員会の構成が久留米市の外郭団体の事務局長を含めると、

久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が3人となっており、5人の選定委員のうち過半数を占めている。指定管理者に公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は特に選定委員の構成に配慮すべきである。当初から市の外郭団体が有利な立場にあると判断される可能性もある。外見的な公平性を担保するためにも、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。

※2 危機管理マニュアル等に関する事項

防災訓練の実施記録がない。緊急時の対応が重要であるため、実施記録を保存すべきである。(指摘)

(指摘の例)

久留米市田主丸ふるさと会館は、市民文化の拠点として地域団体との協力体制をつくり、田主丸地域における町づくりの推進、ぶどう狩り等の観光案内所機能を有するものである。従って利用者は、地域住民のみならず観光客等初めての利用者も多く、緊急時の対応は重要である。このため、指定管理を受託した事業者は、久留米市田主丸ふるさと会館の消防計画に防火訓練について定めているが、その実施記録はない。常勤職員も2名と少なく所管部門において適切な指導を行うべきである。

※3 現預金の管理に関する事項

預金通帳及び銀行届け出印は、区分管理が望ましいが区分管理されていない。(意見)

(意見の例)

久留米市田主丸老人福祉センターにおいて、現在預金通帳、印鑑ともにセンター所長が管理している。区分管理が望ましい。

※4 備品管理に関する事項

指定管理者施設の備品は、市の所有に属する備品と指定管理者の所有に属する備品があるが、ともに現品の管理が不十分である。(指摘)

(指摘の例)

久留米市体育施設のうち、野球場、武道場、弓道場の倉庫内に保管してある競技に関連する備品は、備品台帳に記載されていないものが多数存在している。具体的には、野球場の倉庫内にあるグラウンド整備の用品や、武道館の倉庫に保管されているマット等の多くは、備品台帳に記載されていない状況である。備品台帳を作成し適時棚卸チェックを行うべきである。

※5 基本協定書等に関する事項

基本協定書で定められた修繕費の基準金額を超えて指定管理者が負担している。

また、少額の修繕費について基本協定書で、具体的金額基準が明記されていない施設がみうけられる。(指摘)

(指摘の例)

久留米市荘島体育館においては、久留米市と指定管理者の体育施設の管理に関する基本協定書で下記内容の協定が締結されている。

- 第15条 管理施設の修繕、改造、増築、移設については、久留米市(以下「甲」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の改修については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては財団法人久留米市体育協会(以下「乙」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 3 前項において乙の費用と責任で実施する総額の上限は60万円とし、総額が60万円に満たない場合は、甲と乙が協議するものとする。
- 4 乙は、管理施設の改修で甲が実施すべき場合は、甲へ文書により通知するものとする。

しかし、以下の乙の負担による改修費用については、上記規定どおりになっておらず、指定管理者の負担となっている。

平成23年度	荘島体育館2階・3階ブラインドの取付	120,000円
	荘島体育館床金具増設工事	420,000円

また、青木繁旧居及び他の施設では、修繕費用について、「協定書」に具体的な金額が条文に盛り込まれていないものが見受けられる。今後、施設が老朽化していくと、修繕費用が嵩むことが想定されることから、指定管理者との間でトラブルにならないよう、「協定書」の中に具体的な金額基準を記載することについて、検討をすべきである。

※6 会計・監査に関する事項

モニタリング報告と収支実績表の数値に違いが見られる施設については、所管部門の監査を実施することが望ましい。(意見)

(意見の例)

久留米市勤労青少年ホームにおいて、平成23年度のモニタリング報告の数値と、収

支実績表の数値に食い違いが生じている。

修正前⇒利用料収入 (3,074,617 円+450,400 円=3,525,017 円)

修正後⇒利用料収入 (3,297,180 円+1,644 円+450,400 円=3,749,224 円)

第4四半期の実績数値が、前年度の数値になっており、これはモニタリング参考資料作成時の入力ミスが原因である。

先方提出の収支実績表のチェック（監査）はなされていない。

先方提出の収支実績表については、毎年とは言わないが何年かに一度くらい所管部門による監査を受けること望ましい。

※7 施設の利用状況に関する事項

施設の利用状況が良好でない施設については、利用促進又は、他の用途への施設の解体を含め変更を考えるべきである。（指摘）

（指摘の例）

久留米市筑後川漕艇場は、以前は2、3のスポーツクラブが定期的に利用していたが、そのクラブが廃部になったとのことでその後ほとんど利用されていない。利用状況を見ると平成23年度15件755人の利用があったが、利用料金は0円であった。今後、どのような形で利用促進を図るかを検討すべきである。もし、利用促進が無理であれば、解体することも含め他の用途に使用すべきである。

※8 収支報告・事業報告に関する事項

収支報告書は、当該施設の収支報告書を作成・提出すべきであるが、他の収支報告書で代用している。当該施設に限定した収支報告書とすべきである。（意見）

（意見の例）

久留米市市民活動サポートセンターにおいては、収支報告書の様式について市と指定管理者において協議する必要がある。

平成23年度の収支報告書の様式について、指定管理者は県に提出する非営利活動法人の収支報告書の様式（損益計算書、事業費及び一般管理費内訳書）で市に報告している。収支報告書の実績報告は年度の事業計画の収支報告書と比較できる様式で報告することが望ましい。総勘定元帳と照合の結果、内容的には正しく作成されていることを確認したが、会計単位の名称が「久留米市民活動支援機構」となっており誤解を生じやすいので市の他の部署を参考にするなど様式について指定管理者と打ち合わせをする必要がある。

※9 モニタリングに関する事項

利用者に対するアンケート調査による満足度調査が、実施されていない施設が散見されるが、サービスレベルの達成状況の判定のためにも必ず実施すべきである。(意見)

(意見の例)

久留米市田主丸ふるさと会館では、指定管理者モニタリングレポートで、サービスの質の状況において回収が難しいとの理由で、利用者に対しアンケートによる満足度調査は行われていなかった。利用者からの苦情がないとの理由のみでサービスレベルの達成状況(実績)判定5段階(S. A. B. C. D)でB判定は理解しがたい。

資料1 施設別指摘・意見要約表

番号	施設数	施設名	公募・非公募の分類			指摘・意見の分類										計
			公募	非公募	合計	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10	
						指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項	危機管理マニュアル等に関する事項	現預金の管理に関する事項	備品管理に関する事項	基本協定書等に関する事項	会計・監査に関する事項	施設の利用状況に関する事項	収支報告・事業報告に関する事項	モニタリングに関する事項	その他の事項	
1	1	久留米市生涯学習センター	1		1	○										1
2	1	久留米市みづま総合体育館	1		1											0
3	1	久留米市民会館	1		1	○										1
4	1	青木繁旧居		1	1					○	○			○		3
5	1	久留米市勤労青少年ホーム		1	1					○	○			○	○	4
6	1	久留米市荘島体育館		1	1					○				○		2
7	1	久留米市西部地区体育館		1	1					○				○		2
8	1	久留米市旭町テニスコート		1	1					○				○		2
9	1	久留米市筑後川漕艇場		1	1							○		○		2
10	1	久留米市西田テニスコート		1	1					○				○		2
11	1	久留米市西田体育館		1	1					○				○		2
12	1	久留米市中干田公園内の多目的広場照明設備		1	1									○		1
13	1	久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		1	1									○		1
14	1	久留米市立西国分小学校運動場照明設備		1	1					○				○		2
15	1	久留米市立荒木中学校運動場照明設備		1	1							○		○		2
16	5	久留米総合スポーツセンター内の体育施設		5	5				○	○						2
17	1	久留米市立草野歴史資料館	1		1	○			○				○			3
18	1	山辺道文化館	1		1	○							○			2
19	1	久留米市田主丸ふるさと会館		1	1	○	○					○		○	○	5
20	1	久留米市民交流センター		1	1					○	○				○	3
21	3	久留米市保育所	3		3								○			1
22	1	久留米市三潞総合福祉センター	1		1	○			○			○				3
23	1	久留米市田主丸老人福祉センター		1	1	○		○	○							3
24	1	久留米市高齢者と子どもの交流施設		1	1	○	○	○						○		4
25	1	久留米市老人いこいの家(22施設)		1	1	○	○	○	○	○				○		6
26	1	久留米市北野老人いこいの家		1	1	○	○		○							3
27	1	久留米市複合アグリビジネス拠点施設		1	1				○	○				○		3
28	1	久留米ふれあい農業公園		1	1									○	○	2
29	1	久留米市北野地区城コミュニティセンター		1	1				○	○						2
30	1	久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター		1	1				○							1
31	1	久留米市北野地区山須コミュニティセンター		1	1											0
32	1	久留米市城島地区西青木コミュニティセンター		1	1				○	○						2
33	1	久留米市三潞地区大犬塚コミュニティセンター		1	1					○						1
34	1	久留米市三潞地区新栄町コミュニティセンター		1	1					○	○					2
35	3	久留米市営駐車場		3	3						○					1
36	1	久留米市市民活動サポートセンター	1		1	○							○			2
	44		10	34	44											
					計	11	4	3	10	11	9	5	4	17	4	

(注) 第6久留米市荘島体育館に(共通)として記載している第6久留米市荘島体育館から第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備に関する意見については、各施設に○印を付している。

第4章 指定管理者制度各論

第1 久留米市生涯学習センター

市民一人ひとりが生きがいを持ち、自主的かつ自発的に学習活動に取り組んでいけるよう学習の場・機会・情報を提供し、生涯学習を推進するための環境作りの拠点施設である。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センターの複合施設
住所	久留米市諏訪野町 1830 番地 6
設置年月日	平成 13 年 5 月 12 日
面積	敷地面積 24,343.00 m ² 建物：鉄筋コンクリート造地上 4 階建、体育館の別棟 1 階建 建築延べ面積 10,196.74 m ²
施設の内容	1 階：生涯学習センター、人権啓発センター、男女平等推進センター、視聴覚ホール、喫茶、体育館、図書情報ステーション 2 階：消費生活センター、学習室(7 室)、和室(1 室)、市民ギャラリー、男女平等推進センター研修室(4 室) 3 階：学習室(2 室)、調理実習室、ダンススタジオ、一時保育室、生涯学習推進課等事務室 4 階：和室(1 室)、美術室(2 室)、茶室(1 室)、音楽室(2 室) 駐車場：232 台
利用時間	平日、土曜 9 時 30 分～21 時 30 分 日曜 9 時 30 分～17 時 30 分 休館日 月の末日、国民の祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(利用料金)

施設名	時間帯			
	9:30～ 12:30	13:00～ 15:00	15:30～ 17:30	18:00～ 21:30
学習室、研修室	490 円～ 740 円	320 円～ 490 円	320 円～ 490 円	570 円～ 870 円
和室	740 円	490 円	490 円	870 円
茶室	490 円	320 円	320 円	570 円
音楽室 1	1,290 円	860 円	860 円	1,500 円

施設名	時間帯			
	9:30～ 12:30	13:00～ 15:00	15:30～ 17:30	18:00～ 21:30
音楽室 2	740 円	490 円	490 円	870 円
美術室 1	740 円	490 円	490 円	870 円
美術室 2	1,290 円	860 円	860 円	1,500 円
ダンススタジオ	1,290 円	860 円	860 円	1,500 円
調理実習室	1,290 円	860 円	860 円	1,500 円
視聴覚ホール	4,800 円～ 9,600 円	3,200 円～ 6,400 円	3,200 円～ 6,400 円	5,600 円～ 11,200 円
体育館	470 円～ 940 円	310 円～ 630 円	310 円～ 630 円	550 円～ 1,100 円
市民ギャラリー	740 円	490 円	490 円	870 円
一時保育室	740 円	490 円	490 円	870 円

冷暖房使用料は別途、利用料金が付加される。

3. 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(3 年間)

4. 指定管理者

名称	公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団
種類	公益財団法人
所在地	久留米市城南町 15 番地 3
設立年月日	昭和 63 年 3 月 29 日
久留米市との関係	外郭団体
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進及び生涯学習施設の管理に関する業務 ・保健衛生の推進及び保健衛生施設の管理に関する業務 ・子育て支援の推進及び子育て支援施設の管理に関する業務 ・児童の健全育成及び児童施設の管理に関する業務 ・学校施設の環境整備に関する業務 ・地域社会の振興に関する業務

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職(当時)	備考	市関係者は内部
久留米市協働推進部次長	委員長	内部
公益財団法人 久留米文化振興会事務局長	副委員長	外郭団体
生涯学習センター運営委員		
税理士		
久留米市市民文化部市民センター担当次長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 23 年 7 月 15 日～7 月 29 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 8 月 1 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 8 月 2 日～8 月 12 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 8 月 24 日 |
| (5) 申請期間 | 9 月 1 日～9 月 15 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 9 月下旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月上旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 12 月定例議会 |
| (10) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 24 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

審査項目	応募団体	公益財団法人 久留米市生きがい健 康づくり財団 (優先交渉権者)	A (第 2 交渉権者)
1 事業計画書による生涯学習センター等の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであるか。(150 点)		119	74
2 事業計画書の内容が、生涯学習センター等の効用を最大限に発揮させるものであるか。(600 点)		438	292
3 事業計画書の内容が、その管理にかかる経費の削減が図られているか。(200 点)		124	80
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。(300 点)		250	134
5 地域経済の活性化に寄与することが認められるか。(250 点)		203	106
合計(1,500 点満点)		1,134	686

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

指定管理者 及び年度 科目	財団法人 久留米市総合管 理公社	財団法人 久留米市総合管 理公社	財団法人 久留米市総合管 理公社	財団法人 久留米市総合管 理公社	公益財団法人久 留米市生きがい 健康づくり財団
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入					
指定管理料	154,395	154,395	135,482	135,482	135,482
施設利用料等	54,544	51,530	51,025	53,317	53,783
その他	-	-	1,483	1,530	1,598
収入計	208,939	205,925	187,990	190,329	190,863
支出					
給与手当	35,916	33,854	28,443	31,178	30,973
臨時雇賃金	14,210	13,806	16,020	15,350	15,760
福利厚生費	5,467	5,340	4,735	5,507	5,620
通信運搬費	2,254	2,193	1,980	1,978	2,176
消耗品費	4,720	5,682	4,923	7,047	7,081
原材料費	2,684	2,289	2,097	2,213	2,368
修繕費	3,054	3,186	3,151	3,954	3,543
光熱水費	32,727	33,195	29,795	33,045	34,040
賃借料	1,788	2,490	2,828	3,734	3,899
報償費	2,994	2,239	1,619	2,018	2,308
租税公課	4,937	7,488	5,860	6,108	6,757
委託費	76,788	77,488	68,233	68,233	67,733
その他	1,282	1,445	933	1,190	2,027
支出計	188,821	190,695	170,617	181,555	184,285
収入超過額	20,118	15,230	17,372	8,774	6,578

財団法人久留米市総合管理公社は公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団の公益法人移行前の組織であり、同一の組織である。

平成19年度から平成20年度は非公募による指定管理の第1期、平成21年度から平成23年度は非公募による指定管理の第2期である。第3期目の平成24年度からの3年間は、公募により再び公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団が指定管理者に選定されている。

9. 直近5カ年の利用状況の推移

【利用推移】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用件数(件)	14,521	14,946	13,959	14,366	14,440
利用人数(人)	225,195	218,643	216,133	220,566	217,143
稼働率(%)	70	69	66	68	68
収入額(千円)	26,353	24,149	25,238	26,076	25,734
駐車場収入(千円)	28190	27,381	27,269	28,771	29,646
利用料収入合計(千円)	54,544	51,530	52,507	54,847	55,380

Ⅱ 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市生涯学習センター等指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確かめた。

周知方法について、久留米市のホームページを閲覧し、募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確かめた。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確かめた。

(3) 指定管理者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された平成 23 年 3 月期の「正味財産増減計算書」「貸借対照表」を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確かめた。

(4) 指定管理者候補者選定過程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確かめた。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより公募による指定管理を行うことの妥当性を確かめた。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確かめた。また、利用者状況の推移を分析することによりサービスの水準が低下していないことを確かめた。

3. 管理状況の妥当性検討

(1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確かめた。

(2) 現金の管理状況について質問し、監査日前日の現金日報で残高が照合されていることを確かめた。

(3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われていることを質問等により確かめた。

- (4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確かめた。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

- ・選定委員会の構成において久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が過半数を占めている。

本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。生涯学習センター等選定委員の構成が、久留米市の外郭団体の事務局長を含めると、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が3人となっており5人の選定委員うち過半数を占めている。指定管理者に公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は特に選定委員の構成に配慮すべきである。当初から市の外郭団体が有利な立場にあると判断される可能性もある。外見的な公平性を担保するためにも、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。

2. 意見

- ・公募期間が短い

平成24年度からの久留米市生涯学習センターの指定管理者選定スケジュールは公募に係る資料等の配布が平成23年7月15日からであり、その後の質問の回答期限が8月24日である。この後に応募者の実質的な申請資料の作成が始まるものと考えられる。申請期間は9月1日から9月15日の期間であるため作業期間は3週間程度しかない。業務の多様性、複雑性を考えると次回の公募を想定して準備している団体か、既に以前に応募の経験のある団体にとっては対応できる期間と考えられるが、新規に参入しようとする団体にとって、詳細な収支計画や事業計画を作成することはかなりハードな日程になるのではないかと考えられる。

競争原理を働かせ、より広く応募者をあつめるためには公募期間をさらに1ヶ月程度長くすることが望まれる。

第2 久留米市みづま総合体育館

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市みづま総合体育館
住所	久留米市三潞町玉満 2593 番地 1
開館日	平成 21 年 4 月 11 日
面積	建物：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 2 階建て 建築面積 5,336 m ² 、延床面積 5,995 m ²
施設の内容	1 階：メインアリーナ (1,572 m ²)、サブアリーナ (633 m ²)、トレーニング室、軽運動室、研修室 (84 m ²)、役員室、選手控室 (3 室) 2 階：観客席 (メインアリーナ固定 416 席)、ランニングコース (約 175m) 駐車場：敷地内 (普通車 80 台 大型 3 台 身体障害者用 3 台) 東西道路北側 (普通車 90 台 大型 16 台 身体障害者用 5 台)
利用時間	9 時～21 時 30 分 休館日 年未年始 第 1 月曜日

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(利用料金) 占有使用で入場料を徴収しない場合

	目的	料金(円)	時間	時間帯
メインアリーナ	スポーツ	4,500	4 時間	9:00～13:00 13:15～17:15
	その他	18,000	4 時間	
サブアリーナ	スポーツ	1,100	4 時間	17:30～21:30
	その他	4,400	4 時間	

入場料を徴収する場合、料金はそれぞれ倍額となる。

冷暖房料はメインアリーナ 4,500 円/時間、サブアリーナ 1,500/時間

3. 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(3 年間)

4. 指定管理者

名称	九州ビルサービス・シンコースポーツ共同企業体
種類	共同企業体 (JV) 構成団体：九州ビルサービス株式会社 (代表団体) シンコースポーツ株式会社九州支店

構成団体名	九州ビルサービス(株)	シンコースポーツ(株)九州支店
所在地	久留米市梅満町高海 1650-1	福岡市博多区住吉 5 丁目 2-13
設立年月日	昭和 36 年 1 月 5 日	昭和 53 年 11 月 2 日
久留米市との関係	特になし	特になし
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合清掃管理 ・ 設備管理 ・ 保守警備 ・ 空気環境の測定管理 ・ 貯水槽の清掃・工事 ・ ホテル、マンションの総合管理 ・ 衛生害虫駆除 ・ 一般、医療、産業廃棄物処理 ・ 建物保全維持管理他 ・ 物品販売その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の運営管理 ・ スポーツ施設に関するコンサルティング業務 ・ スポーツイベント等の企画、設計、監理 ・ 健康体力作り等スポーツに関する指導業務 ・ スポーツに関する講習会の開催 ・ スポーツ用品の販売その他

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職（当時）	備考	市関係者は内部
久留米市市民文化部長	委員長	内部
大学教授	副委員長	
短期大学教授		
税理士		
久留米市総合政策部行財政改革推進課長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 23 年 7 月 15 日～7 月 29 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 8 月 2 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 8 月 3 日～8 月 12 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 8 月 24 日 |
| (5) 申請期間 | 9 月 1 日～9 月 15 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 9 月下旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月上旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 12 月定例議会 |
| (10) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 24 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

審査項目	応募団体	九州ビルサービス・シンコースポーツ共同企業体	A	B	C	D
1	事業計画書によるみづま総合体育館の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであるか。(150点)	98	77	88	79	57
2	事業計画書の内容が、みづま総合体育館の効用を最大限に発揮させるものであるか。(600点)	424	364	318	332	178
3	事業計画書の内容が、その管理にかかる経費の削減が図られているか。(200点)	110	128	130	102	50
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。(300点)	169	173	160	168	98
5	地域経済を活性化することに寄与することが認められるか。(250点)	180	204	195	135	152
合計(1,500点満点)		981	946	891	816	535

8. 指定管理者制度導入前の経費と平成24年度指定管理料との比較

(単位：千円)

直営			指定管理
平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 指定管理料(A)
36,129	39,709	40,084	42,910
			初期投資額(B)
			6,030
			24年度見込額(A)-(B)
			36,880

平成24年度の指定管理料には初期投資額が含まれており、控除後の費用は直営時に比較して削減されている。

II 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市みづま総合体育館指定管理者募集要項」を入手し、公募

に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確認した。

(2) 指定管理者候補者選定委員会の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確認した。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された平成 23 年 3 月期の「正味財産増減計算書」「貸借対照表」を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確認した。

(4) 指定管理者候補者選定過程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確認した。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより公募による指定管理を行うことの妥当性を確認した。

みづま総合体育館については、平成 24 年度が指定管理初年度であるため、管理状況を把握する資料がそろっていないので、直営時代と比較し経費が削減されていることを確認した。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

なし。

第3 久留米市民会館

市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、昭和44年に設置された施設で、大ホールをはじめ複数の会議室等を備え、数々のイベントや会議等に利用されている。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市民会館
住所	久留米市城南町16番地1
竣工	昭和44年4月
面積	敷地面積 7,505 m ² 建築延べ面積 5,316 m ² 駐車場面積 1,124 m ² (約60台)
施設の内容	大ホール：固定席 1,348 席（定員 1,500 名）面積 1,619 m ² 小ホール：定員 240 名 第一会議室：定員 150 名、第二会議室：定員 80 名

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(基本利用料金)

(単位：円)

区分		使用時間		
		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
大ホール	平日	5,760	8,600	11,550
	土・日・休日	7,760	11,650	15,530
小ホール	平日	3,150	4,710	6,300
	土・日・休日	4,200	6,300	8,400
会議室		1,560	2,610	3,660

営業目的の利用は別途 1.5 倍～2.5 倍の加算金が設定されている。

(冷暖房利用料金)

(単位：円)

区分			使用時間		
			午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
大ホール	客席(ピエ -ホリエ含む)	冷房	31,500	42,000	42,000
		暖房	37,800	50,400	50,400
	ピエ-ホリエ	冷房	6,300	8,400	8,400
		暖房	7,120	9,230	9,230
小ホール		冷房	6,300	8,400	8,400
		暖房	6,300	8,400	8,400
会議室		冷房	1,560	2,100	2,100
		暖房	1,560	2,100	2,100

3. 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(3 年間)

4. 指定管理者

名称	株式会社 西日本企画サービス
種類	株式会社
所在地	久留米市東合川 3 丁目 10 番 36 号
設立年月日	昭和 43 年 8 月
久留米市との関係	特になし。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の舞台・照明・音響・映像管理の受託業務 ・公共施設の電気・空調・清掃・警備などのビル管理業務 ・建築物環境衛生法によるビル管理・清掃及び空気環境測定業務 ・芸能の企画斡旋業務 ・医学会の会場設営及び運営 ・各種イベントの企画設営運営 ・指定管理者制度による受託業務

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職（当時）	備考	市関係者は内部
久留米市市民文化部長	委員長	内部
短期大学教授	副委員長	
NPO 法人代表		
税理士		
久留米市総合政策部行財政改革推進課長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 23 年 7 月 15 日～7 月 29 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 8 月 3 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 8 月 4 日～8 月 12 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 8 月 24 日 |
| (5) 申請期間 | 9 月 1 日～9 月 15 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 9 月下旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月中旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理候補者と仮協定の締結 | 11 月上旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | 12 月下旬 |
| (11) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 24 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

審査項目	応募団体 (株)西日本企画サービス (優先交渉権者)	A (第2交渉権者)
1 事業計画による市民会館の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであるか。 (200点)	139	133
2 事業計画の内容が、市民会館の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (600点)	432	324
3 事業計画の中で、その管理に係る経費の削減が図られているか。 (200点)	134	108
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。 (300点)	217	180
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められるか。 (200点)	158	94
合計(1,500点満点)	1,080	839

5人の審査委員の採点(300点満点)の合計点で評価される。

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

指定管理者 及び年度 科目	(株)西日本企画 サービス	(株)西日本企画 サービス	(株)西日本企画 サービス	(株)西日本企画 サービス	(株)西日本企画 サービス
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入					
指定管理料	71,028	70,324	73,569	73,514	73,487
施設利用料等	25,747	28,025	25,594	24,411	24,093
自主文化事業	781	4,304	4,446	4,514	2,940
その他	2,248	2,924	2,171	2,085	2,096
収入計	99,804	105,577	105,780	104,524	102,616
支出					
給料	50,900	48,638	48,747	48,823	48,942
福利厚生費	9,671	9,671	9,690	9,705	9,730
消耗品費	1,963	2,023	2,582	1,892	2,043
使用料及び賃借料	1,389	1,327	1,324	971	1,040
租税公課	4,808	5,092	5,132	5,072	4,978
光熱水費	17,311	17,558	16,675	17,083	15,915
委託料	6,472	9,292	8,957	9,158	9,084
修繕費	5,020	5,028	5,008	5,007	5,017
自主文化事業費	1,601	5,739	5,961	5,419	4,336
その他	669	1,209	1,425	1,189	1,485
支出計	99,804	105,577	105,501	104,319	102,570
収入超過額	0	0	279	205	46

指定管理者制度導入後、平成19年度から平成20年度は公募1期目、平成21年度から平成23年度が公募2期目である。平成24年度から平成26年度までの3年間の公募3期目についても(株)西日本企画サービスが選定されている。

9. 直近5カ年の利用状況の推移

【利用日数推移 (利用日数/貸出可能日数)】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大ホール	47.66%	61.59%	67.97%	64.65%	62.26%
小ホール	76.64%	68.33%	81.01%	82.62%	79.88%
第1会議室	73.91%	79.71%	79.24%	78.36%	83.48%
第2会議室	40.19%	49.85%	53.89%	43.85%	43.96%

【利用人員推移】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大ホール	88,884人	89,543人	90,610人	84,925人	73,370人
小ホール	19,398人	16,430人	20,520人	26,181人	23,844人
第1会議室	8,779人	9,615人	9,971人	13,354人	14,144人
第2会議室	3,867人	3,683人	3,932人	4,485人	4,975人
合計	120,928人	119,271人	125,033人	128,945人	116,333人

Ⅱ 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市民会館指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し、募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確認した。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確認した。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された直近の決算書を入手し、事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確認した。

(4) 指定管理者候補者選定過程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確認した。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより確認した。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確認した。また、利用者状況の推移を分析することにより、サービスの水準が低下していないことを確認した。

3. 管理状況の妥当性検討

(1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確認した。

(2) 現金の管理状況について質問し、監査時の現金が現金日報と一致していることを確認した。

(3) 備品の管理状況について平成 22 年度に全備品の調査を行い、調査後の新備品台帳を作成し、新しく備品シールを添付して管理していることを確認した。

(4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確認した。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

- ・公募期間が短い。

平成 24 年度の選考スケジュールは公募に係る資料等の配布が平成 23 年 7 月 15 日からであり、その後の質問の回答期限が 8 月 24 日である。この後に応募者の実質的な申請資料の作成が始まるものと考えれば、申請期間は 9 月 1 日から 9 月 15 日の期間であるため作業期間は 3 週間程度しかない。これは業務の多様性、複雑性を考えると、次回の公募を想定して準備している団体や、既に以前に応募の経験のある団体にとっては、十分対応できる期間と考えられるが、全く新規に参入しようとする団体にとっては、詳細な収支計画や事業計画を作成するにはハードな日程になるのではないかと考えられる。

現在、新しい複合施設の建設計画が進められており、現在の市民会館は役割を終えることになる。新施設で指定管理者の募集を行う場合には、新規の応募者も含め、できるだけ広くからの応募があるように、公募期間の設定について十分配慮することが望まれる。

第4 青木繁旧居

I 施設の概要

1. 対象施設

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1)名称 | 青木繁旧居 |
| (2)所在地 | 久留米市荘島町 431 番地 |
| (3)建物概要 | 竣工 平成 15 年 3 月 |
| | 構造 木造 2 階建 |
| | 敷地面積 323.56 m ² |
| | 延床面積 110.60 m ² |
| | 駐車場面積 974.70 m ² |

2. 業務の範囲

- (1)旧居の維持管理及び公開に関すること。
- (2)旧居の清掃に関すること。
- (3)旧居の警備に関すること。
- (4)モニタリングに関すること。
- (5)その他旧居の設置目的の達成のために必要な事業。

3. 指定管理者制度導入の目的等

(1)基本方針

- ①旧居の設置目的を達成するために、善良な意志により旧居の設置理念に基づいた管理・運営を行うこと。
- ②特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- ③条例、規則を遵守すること。また、旧居の運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に市長と協議を行うこと。
- ④個人情報の保護に十分留意し、適切な管理を行うこと。
- ⑤地域住民や利用者の意見・要望を反映させ、効率的かつ効果的管理を行うこと。

(2)公募を行わない理由

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条及び同施行規則第2条第4号

- ①青木繁旧居の保存のための整備事業を行うに際して、青木繁旧居保存会は、事業費の寄附募集や募金活動、及び、市民等に対する協力要請や啓発活動を行い整備事業の実現に大きく寄与した。

- ②青木繁旧居の開館（平成 15 年 3 月 15 日）後、同保存会へ管理運営業務を委託し、さらには平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者として適切に管理運営を行い、同保存会のボランティアを基本とした活動により、適切な管理と活用が図られている。
- ③同保存会は青木繁旧居が所在する地域の住民を中心に組織されたものであり、地域に密着した地域協力による管理運営を行うことにより、他者には求め難い高いサービスの提供が行われている。
- ④同保存会のボランティアを基本とした管理運営により、指定管理料は極めて低廉なものとなっており、第 3 期指定管理においても同様のことが期待できる。
- ⑤同保存会による地域や市民主体による施設の管理や活用と、施設を活用した地域づくりの活動は、久留米市における市民との協働の理念に基づく都市づくり、地域づくりの一つのモデルになるものである。

(3) 指定管理者・指定期間

指定管理者 : 青木繁旧居保存会

指定期間 : 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（5 年）

(4) 指定管理者選定手続

提出書類・承認

No.	書類名	チェック
①	指定管理者指定申請書	OK
②	事業計画書	OK
③	団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	OK
④	団体の経営状況を証明する書類	OK
⑤	役員名簿	OK

(5) 協定書

(基本協定書)

第 1 章（総則）・第 2 章（本業務の範囲と実施条件）・第 3 章（本業務の実施）・第 4 章（備品等の扱い）・第 5 章（モニタリング）・第 6 章（指定管理料及び利用料金）・第 7 章（損害賠償及び不可抗力）・第 8 章（指定期間の満了）・第 9 章（指定期間満了以前の指定の取り消し）・第 10 章（その他）

注 1）第 8 条：（2）久留米市が行う業務の範囲のなかに、「管理施設の修繕業務〔第 13 条の規定により青木繁旧居保存会が自己の費用と責任において実施する軽微な修繕を除く。〕」

注 2）第 17 条：久留米市は青木繁旧居保存会における公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保され

ているかを確認し、久留米市が示したサービス水準を満たしているかを監視するためモニタリングを実施する。

(年度協定書)

第1条 (年度協定の目的)・第2条 (業務内容)・第3条 (事業計画書の提出)・
第4条 (協定期間)・第5条 (指定管理料)・第6条 (指定管理料の請求および支払)・
第7条 (疑義等の決定)

注1) 指定管理料は事業計画に掲げる収支計画における収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、原則として「精算方式」とはせず、「定額払い方式」とします。

「精算方式」 ⇒指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば還付される方式

「定額払い方式」⇒管理経費を経営努力により節減して支出が指定管理料を下回った場合は、指定管理者の収益とし、指定管理料を上回った場合には損失となります。

4. 収支実績年次推移表

(単位：円)

項 目	H19 年度決算額	H20 年度決算額	H21 年度決算額	H22 年度決算額	H23 年度決算額
寄付金	32,000	15,000	0	0	100,000
指定管理料	1,827,000	1,827,000	2,332,000	2,332,000	2,332,000
その他	13,256	18,447	50,060	28,101	65,120
収入合計	1,872,256	1,860,447	2,382,060	2,360,101	2,497,120
会議費	0	0	0	0	22,400
旅費	0	0	0	0	0
備品費	0	0	89,250	126,000	0
事務費	8,925	9,828	9,975	0	0
手数料	0	0	0	6,590	5,565
消耗品費	69,592	142,987	71,241	70,542	209,815
印刷費	51,524	51,132	35,806	28,418	42,090
図書費	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	102,900	54,600
事業費	501,845	174,686	173,924	140,749	218,747
スタッフ謝金	924,000	924,000	1,232,000	1,232,000	1,236,000
通信費	50,045	53,243	51,063	45,875	46,181
光熱費	110,352	109,186	102,279	104,279	106,394
上下水道料	29,922	30,088	30,134	30,112	30,112
委託料	262,500	262,500	262,500	262,500	262,500
雑費	2,580	18,750	38,700	100,900	3,470
支出合計	2,011,285	1,776,400	2,096,872	2,250,865	2,237,874
収支差額	-139,029	84,047	285,188	109,236	259,246

5. モニタリング等分析

利用者数年次比較表（実績）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
H23	2,293名	1,264名	1,272名	1,666名	6,495名
H22	2,293名	1,264名	1,662名	1,430名	6,649名
H21	961名	956名	1,097名	1,118名	4,132名

- (1) 事務の履行状況の確認用チェックシート
(2) サービスの質に関する確認用チェックシート
(3) サービス提供の安定性に関する確認用チェックシート
- } 四半期ごとに実施

II 実施した手続及びその内容

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運営業務仕様書等を入手し、基本的な考え方等について検討した。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規約その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、随意契約を選択した理由等について適切性について検証した。
3. 指定管理者との契約内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証をした。また、年度協定書についても個別に検討した。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性（指定管理料の支払いがない場合も存在する。）、また、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようなようになされているか検証した。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリング・レポート等を閲覧して事業計画通りに適時・適切に実施されているか検討した。

III 結果

1. 指摘
なし。

2. 意見

(1) モニタリングの分析において、利用者数の先方からの報告について、下記に示すとおり一部不備が見られた。

先方からのモニタリング報告に対する久留米市（所管課）側のチェックのあり方、体制の確立をすべきである。

利用者数年次比較表（実績）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
H23	2,293名	1,264名	1,272名	1,666名	6,495名
H23(修正後)	3,702名	1,826名	1,272名	1,666名	8,466名
H22	2,293名	1,264名	1,662名	1,430名	6,649名
H21	961名	956名	1,097名	1,118名	4,132名

上記のように、先方からの報告のH23年度の利用者数の第1四半期・第2四半期の数値が、H22年度の数値と同じになっており、調査の結果、H23年度のモニタリング報告書の数値が誤っていた。

(2) 修繕業務における青木繁旧居保存会の負担は、基本協定書の第3章第13条において「軽微な修繕」となっているが、その具体的な金額について、ヒアリングの結果、事業計画書（収支計画）に計上された修繕費額の範囲内で考えているとの回答であった。

修繕費用については、他の指定管理者の「協定書」には、具体的な金額が条文に盛り込まれているケースもある。今後、施設が老朽化していくと、修繕費用が嵩むことが想定されることから、指定管理者との間でトラブルにならないよう、「協定書」の中に具体的な金額を記載することについて、検討すべきである。

(3) 収支報告書（実績）のチェックについては、所管課のヒアリングの結果、領収書のチェック等は、所管課では実施していないとのことである。

収支報告（実績）については、毎年度とは言わないが、2、3年に1回は、久留米市（所管課）による監査を行う方が望ましい。

第5 久留米市勤労青少年ホーム

I 施設の概要

1. 対象施設

- (1) 名称 久留米市勤労青少年ホーム
- (2) 所在地 久留米市野中町 1075 番地 2
- (3) 施設面積 敷地面積 3,342.00 m²
建築面積 本館 鉄筋コンクリート (3F 建) 551.03 m²
多目的ホール 鉄筋コンクリート (3F 建) 1,033.07 m²
延床面積 本館 鉄筋コンクリート (3F 建) 1,331.90 m²
多目的ホール 鉄筋コンクリート (3F 建) 1,977.79 m²
- (4) 構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、地上3階建
- (5) 開館日 昭和53年5月9日

2. 業務の範囲

- (1) 施設の使用許可に関すること。(諸室の貸出)
- (2) 受付・案内に関すること。(受付1名以上を配置)
- (3) 施設の運営管理等に関すること。
- (4) 清掃・警備業務に関すること。
- (5) 自動販売機等の設置及び維持管理業務に関すること。
- (6) 総合的な管理に関する業務に関すること。
- (7) 施設を活用した勤労青少年の福利厚生事業の実施。
- (8) その他教育委員会が必要と認める業務。

3. 指定管理者制度導入の目的等

(1) 基本方針

- ① 勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づき、勤労青少年の福祉の増進を図るという設置趣旨に十分配慮するとともに、その設置理念に基づいた総合的な管理運営を行うこと。
- ② 公の施設であることを鑑み、納税者の視点に立った管理運営を行うこと。
- ③ 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になる取り扱いをしないこと。
- ④ 条例、規則を遵守すること。また勤労青少年ホームの運営に係る各種規定要綱等を作成する場合には、事前に教育委員会と協議を行うこと。
- ⑤ 個人情報の保護に十分留意し、適切な管理を行うこと。
- ⑥ 地域住民や利用者の意見・要望を反映させ、効率的かつ効果的管理を行うこと。

(2) 公募を行わない理由

① 周辺施設との一体的管理及び駐車場の取扱い。

(財)久留米文化振興会が管理する石橋文化センターと隣接しており、現在文化センターや共同ホールなどと連携し、周辺施設と一体的に管理する必要があるため。また石橋文化センター内の駐車場の有料化について、協議を進めているため。

② 事業の効果的な実施が可能。

勤労青少年福祉法に、勤労青少年ホーム指導員は、厚生労働大臣が定める資格を有する者から選任するとなっており、(財)久留米文化振興会は勤労青少年ホーム指導員の資格を有する職員が1名おり、国と連携した職業意識向上のための事業などで実績があり、効果的な事業展開が可能であるため。

(3) 指導管理者・指定期間

指定管理者 : (財)久留米文化振興会

指定期間 : 平成21年度～平成23年度までの3年間

(4) 指定管理者選定手続

① 提出書類

No.	書類名	チェック
①	指定管理者指定申請書	OK
②	指定期間内における事業計画書	OK
③	登記事項証明書	OK
④	納税証明書	OK
⑤	役員名簿	OK
⑥	団体の経営状況を証明する書類	OK
⑦	団体の定款・寄附行為・規則その他これらに類する書類	OK

② 協定書

第1章(総則)・第2章(本業務の範囲と実施条件)・第3章(本業務の実施)・第4章(備品等の扱い)・第5章(業務実施に係る久留米市の確認事項)・第6章(指定管理料及び利用料金)・第7章(損害賠償及び不可抗力)・第8章(指定期間の満了)・第9章(指定期間満了以前の指定の取消)・第10章(その他)

注1) 第17条2 管理施設の改修については、1件につき50万円(消費税及び地方消費税含む)以上のものについては、久留米市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円(消費税及び地方消費税含む)未満のものについては、(財)久留米文化振興会が自己の費用と責任において実施する。

注2) 第23条 財久留米文化振興会は毎年度終了後、本業務に関し久留米市が指定する期日までに事業報告書を提出しなければならない。

注3) 第24条2 久留米市は財久留米文化振興会による業務実施状況等を確認することを目的として、随時管理物件への立ち入り、又は財久留米文化振興会に対して本業務の実施状況や、本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることが出来る。

注4) 第28条 財久留米文化振興会は本施設に係る利用料金を、当該財久留米文化振興会の収入として収受することが出来る。

4. 収支実績年次推移表

(単位：円)

項目	H19年度決算額	H20年度決算額	H21年度決算額	H22年度決算額	H23年度決算額
施設使用料収入	4,361,150	3,731,270	3,177,700	3,284,867	3,749,224
指定管理料	36,176,000	36,176,000	33,600,000	33,600,000	33,600,000
雑収入	0	0	17,588	0	0
収入合計	40,537,150	39,907,270	36,795,288	36,884,867	37,349,224
給料手当	8,786,833	6,464,115	6,403,920	6,331,720	6,323,170
臨時雇賃金	4,382,294	6,055,854	5,970,623	5,925,987	5,915,057
福利厚生費	1,811,168	1,821,752	1,799,980	1,897,038	2,180,851
旅費交通費	79,520	0	0	0	2,160
通信運搬費	151,443	149,808	131,182	156,443	133,138
消耗品費	1,108,622	855,763	1,710,515	1,234,281	1,025,400
食料費	3,900	1,757	10,000	9,000	9,000
印刷製本費	253,050	75,600	14,175	136,200	183,750
光熱水料費	6,000,213	5,780,452	4,833,717	5,430,917	5,503,791
使用料・賃借料	610,243	535,751	355,539	454,322	429,949
手数料	450,932	458,682	298,546	236,500	278,210
保険料	74,610	98,610	89,890	89,890	89,890
負担金支出	65,000	0	3,200	0	0
業務委託費	11,495,830	11,590,470	11,814,410	12,125,060	12,026,610
報償費	671,821	557,330	593,329	433,329	470,969
租税公課	539,000	350,000	820,000	559,600	723,000
寄付金支出	0	0	33,000	30,000	30,000
自主事業費	447,300	0	0	0	0
修繕費	679,400	408,018	457,805	783,150	592,305
支出合計	37,611,179	35,203,962	35,339,831	35,833,437	35,917,250
収支差額	2,925,971	4,703,308	1,455,457	1,051,430	1,431,974

5. モニタリング等分析

- (1) 業務の履行状況の確認用チェック・シート
(2) サービスの質に関するチェック・シート
(3) サービス提供の安定性に関するチェック・シート
(4) 苦情・事故・事件対応チェック・シート
- } 四半期ごとに実施。

	勤青利用者数	一般利用者数
H23	11,262 人 (11,631 人)	45,329 人 (43,711 人)
H22	12,093 人 (12,095 人)	46,810 人 (45,752 人)
H21	11,855 人 (11,985 人)	43,022 人 (45,560 人)

() : 計画

II 実施した手続及びその内容

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運營業務仕様書等入手し、基本的な考え方等について検討した。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規則その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)登記事項証明書、(6)納税証明書、(7)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、随意契約を選択した理由等について適切性について検証した。
3. 指定管理者との契約内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証をした。また、年度協定書についても個別に検討した。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性(指定管理料の支払いがない場合も存在する。)、また、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようになされているか検証した。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリングレポート等を閲覧して事業計画通りに適時・適切に実施されているか検討した。

III 結果

1. 指摘
なし。

2. 意見

(1) 指定管理者制度導入の計数面での検討であるが、

平成17年⇒委託料(40,346,000円)この時は収入は市側の収入としていた。

平成18年⇒指定管理料(36,176,000円)この場合は、収入は指定管理者側の収入。

その後別表(Ⅲ収支実績年次推移表)平成21年・22年・23年は33,600,000円。

指定管理者制度導入のひとつの目的として、経費の縮減も重要なポイントとなるが、前述のように、委託管理の時は、平成17年(40,346,000円)掛かっており、指定管理者制度導入後は平成18年(36,176,000円)となっているが、平成17年は「施設使用料収入」は市側に帰属し、指定管理者制度導入以降は、指定管理者側の収入となっているため、基本的には3%くらいの縮減になっている。

指定管理者制度導入としては他の目的もあるため一概には言えないが、平成23年を取っても「施設使用料収入」は3,749千円、「指定管理料」33,600千円、「支出合計」35,917千円かかっており、施設自体また施設運用面でもさらなる縮減のために、今後存続も含めて検討すべきと思われる。

(2) 協定書第17条2・修繕費の負担関係〔1件につき50万円(消費税及び地方消費税含む)以上のものについては、久留米市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円(消費税及び地方消費税含む)未満のものについては、(財)久留米文化振興会が自己の費用と責任において実施する。〕

この条文では、30万円以上50万円未満に対しての協定がされていない。

修繕費の負担については、明らかに協定書に不備があり、今後は是正すべきである。

(3) 平成23年のモニタリング報告の数値と、収支実績表の数値に食い違いが生じている。

修正前⇒利用料収入(3,074,617円+450,400円=3,525,017円)

修正後⇒利用料収入(3,297,180円+1,644円+450,400円=3,749,224円)

第4四半期の実績数値が、前年度の数値になっており、これはモニタリング参考資料作成時の入力ミスが原因である。

モニタリング制度の導入は、指定管理料に対してのチェック、また住民の福祉を増進する目的が存在し、さらに「公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実な公共サービスが実施されているかを確認すると同時に、市が示したサービス水準を満たしているかを監視する手段」とあり、当然指定管理者側に報告誤りがあったとしても、市側としては常にチェックを行い、改善等指導していくべきと考える。

(4) 先方提出の収支実績表のチェック(監査)はなされていない。

先方提出の収支実績表については、毎年とは言わないが何年かに一度くらい監査を実施すべきである。

第6 久留米市荘島体育館

第6久留米市荘島体育館から第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備までの10施設・設備については、財団法人久留米市体育協会が指定管理者として管理しているため、これらに共通する事項については、〈共通〉として注記している。

I 施設の概要

住所	久留米市荘島町 11 番地 1
面積	敷地面積：6,511 m ² 建物構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3 階建 延床面積 3,622.83 m ²
竣工	平成 23 年
施設の内容	1 階：駐車場、駐輪場、倉庫、玄関ホール・ポーチ 2 階：事務室（(財)久留米市体育協会事務局、市体育スポーツ課）、卓球場（卓球 4 台）、軽運動室、トレーニング室、授乳室、多目的トイレ、男女更衣室・シャワー室 3 階：アリーナ 745.90 m ² （バレーボール 1 面、バドミントン 4 面、バスケットボール 1 面、卓球 16 台） 駐車場 45 台（うち身障者用 2 台）
開館時間	9 時～21 時（休館日 12 月 28 日～1 月 4 日）

1. 施設利用料

アリーナ			
区分	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
全面使用	1,000 円	1,000 円	1,000 円
半面使用	500 円	500 円	500 円
卓球に利用する場合 (競技大会利用の場合を除く)	卓球台 1 台につき 2 時間 200 円 (以後 2 時間を単位として同額加算)		
個人利用	2 時間につき 200 円 (以後 2 時間を単位として同額加算)		
卓球場（卓球利用優先）			
卓球に利用する場合	卓球 1 台につき 2 時間 200 円 (以後 2 時間を単位として同額加算)		
卓球以外に利用する場合	2 時間につき 1 室 400 円 (以後 2 時間を単位として同額加算)		
個人利用	2 時間につき 200 円 (以後 2 時間を単位として同額加算)		

軽運動室（軽運動利用優先）	
卓球以外に利用する場合 （軽運動利用）	2時間につき1室400円 （以後2時間を単位として同額加算）
卓球に利用する場合	卓球1台につき2時間200円 （以後2時間を単位として同額加算）
個人利用	2時間につき200円 （以後2時間を単位として同額加算）
トレーニング室	
個人利用	2時間につき200円 （以後2時間を単位として同額加算）
回数券 （2時間分の利用券11枚つづり）	2,000円
冷暖房設備・付属施設	
冷暖房設備（卓球場・軽運動室） 卓球利用の場合は除く	1時間につき1室150円
温水シャワー設備	5分につき1機100円

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

有人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 毎日8時30分～21時30分 ・施設利用の日程調整 ・門、出入口等の開放及び閉鎖 ・施設の戸締り、照明及び火気の点検 ・盗難、火災予防及び敷地内巡視 ・館内のゴミ回収及び清掃 ・体育機器の点検及び整理整頓 ・利用状況把握及び緊急時の連絡 ・その他職務遂行上必要な業務
機械整備業務	時間 平日 21時30分～8時30分 土日 21時30分～8時30分 年末年始 12月28日～1月4日 終日 ・監視情報異常の早期発見と対応及び処置 ・事故確認時における関係機関への通報連絡 ・警備実施事項の報告
自家用電気工作物 保安全管理業務	・月次点検（毎月1回） ・年次点検（毎月1回） ・臨時点検（必要の都度） ・事故発生時の応急処置の指導及び原因の探求、再発防止の措置の指示又は助言 ・検査の立会い、工事期間中の点検（必要の都度）

業 務 名	業 務 内 容
植栽他維持管理業務	樹木管理 敷地内の樹木の選定及び消毒 3回／年
設備等保守整備業務（エレベータ）	・遠隔点検（毎月1回） ・定期点検（1回／3月） ・利用状況、定期検査、故障修理報告書
清掃業務	・日常清掃（2回／週） 玄関、ホール、更衣室、廊下、トイレ、階段、通路、アリーナ、軽運動室、卓球場、トレーニング室、授乳室の清掃 ・日常清掃（1回／年） 事務室、作業室、休憩室、会議室 ・特別清掃（1回／年） ・高所ガラス清掃（1回／年）

3. 外部委託内容

業務内容は、清掃、エレベータ、管理、除草、樹木管理、機械警備、保安管理、消防設備、消毒である。

4. 募集方法（共通）

指定管理者の募集については、公募を行うことを原則とする。ただし、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「手續規則」という。）第2条に定めるいずれかの事情がある場合は、公募を行わずに指定管理者の候補者を選定する。

手續規則第2条

- ① 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- ② 施設管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならないこと。
- ③ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定されること。
- ④ 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
- ⑤ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定すること。

上記規則の第4号に該当する。

また、指定管理の募集は、公の施設ごとに実施するのが原則であるが、複数の施設を一体的に管理運営することで、更なる市民サービスの向上や経費の削減が図られる場合には、それらの施設を一括して募集することも可能であるため、検討を行う必要がある。このことを理由に非公募・一括指定を行っている。

久留米市のホームページの資料によれば、平成17年度（指定管理者制度導入前）の管理運営等の経費は、旧市内体育施設（10施設）32,084千円から平成20年度

(指定管理者制度導入後) 29, 203千円となり、9.0%の縮減となっている。

5. 指定方法等〈共通〉

(1) 指定方法 : 「非公募」

※ 指定方法は、(3)、(4)の理由により「非公募」とし、(2)の団体に指定管理者指定のための申請書の提出を依頼。

※ ただし、最終的な指定管理者の指定内示は、申請書・事業計画等の内容を審査した上で決定する。

(2) 指定管理者指定申請書提出依頼「団体名称」 : 「財団法人 久留米市体育協会」

(3) 非公募適用条項

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条

「久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則」

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第2条第4号

(4) 非公募理由

⇒規則第2条第4号に基づき、地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があるため

① 市民サービス向上の観点

指定管理対象施設以外の所管部局の異なる体育館、公園等も含め平成12年度より「(財)久留米市体育協会」にスポーツ施設の予約申請窓口を一本化しており、今後も継続することによって、地域に密着した市民サービスの維持・向上につながる。

また、第1期及び第2期の指定管理における設置目的に応じた公平性の確保、自主事業の展開についても十分な実績が認められ、より一層の市民サービス向上が期待できる。

② コスト縮減の観点

第1期及び第2期の指定管理期間における経費削減について期待以上の効果を発揮している。また、平成25年度に公益財団法人へ移行予定であり、さらなる公益性の確保と適正な運営管理、経営健全化が図られ、より一層のコスト縮減につながるものと考えられる。

③ 地域の人材活用の観点

指定管理対象施設「10箇所」のうち、管理人等を設置しない無人施設が「8箇所」ある。第1期及び第2期指定管理者である「(財)久留米市体育協会」では、無人施設の管理体制として、施設周辺の地域コミュニティで「施設管理運営委員

会」を組織し、無人施設ごとの施設管理運営委員会に簡易な日常業務を委託して管理を行っている。このような、施設周辺の地域コミュニティと一体となった施設管理は、今後も継続して実施していくべきものである。

④ 地域団体活用の観点

平成19年3月に策定した、久留米市のスポーツ振興を計画的に推進するための指針となる「久留米市スポーツ振興基本計画」において、市民スポーツの振興のためには第一に、(財)久留米市体育協会の組織体制の整備・充実が必要であると明記しており、組織体制の充実、自主財源確保のためにも、(財)久留米市体育協会を現行通り指定管理者として指定することが必要である。

⑤ 政策的な方針

(財)久留米市体育協会は、「スポーツ都市」宣言の理念に基づき、すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等開催及び援助、スポーツ指導者の育成、競技力向上等を通じ、生涯スポーツの普及振興を積極的に推進するために設置された団体であり、指定管理により利益が生じた場合は、久留米市の行政目標である、久留米市地域への生涯・競技スポーツ振興への還元が可能である。

6. 直近の5ヶ年の体育施設収支状況の推移〈共通〉

(単位:円)

項目	H19年度決算額	H20年度決算額	H21年度決算額	H22年度決算額	H23年度決算額
施設利用料収入	7,860,342	7,753,340	7,139,930	6,132,590	9,491,730
受託事業収入	29,203,000	29,203,000	28,000,000	28,365,000	29,291,000
雑収入	0	0	0	0	0
収入合計	37,063,342	36,956,340	35,139,930	34,497,590	38,782,730
給料諸手当	5,761,356	5,740,864	2,789,507	4,336,854	2,737,741
臨時雇賃金	3,269,836	3,443,501	4,981,549	4,075,517	4,740,831
福利厚生費	1,191,785	1,358,560	1,152,544	1,164,927	970,048
消耗品費	737,195	583,074	656,022	734,755	1,032,838
燃料費	0	0	0	0	0
印刷製本費	63,000	36,750	50,400	81,900	124,425
光熱水料費	8,578,978	8,997,987	8,427,306	7,405,111	7,046,476

修繕費	1,662,645	1,311,815	1,286,030	2,605,260	1,681,959
通信運搬費	281,460	242,237	230,830	315,344	286,387
手数料	14,226	14,226	14,226	14,383	23,268
保険料	0	0	208,260	161,850	312,350
委託料	11,646,908	12,250,782	12,441,717	11,877,689	14,801,837
使用料及び賃借料	274,456	295,893	295,397	271,178	305,153
公課費	1,036,000	1,048,000	1,283,000	1,253,600	1,697,100
支出合計	34,517,845	35,323,689	33,816,788	34,298,368	35,760,413
収支差額	2,545,497	1,632,651	1,323,142	199,222	3,022,317

7. 直近5ヶ年の体育施設の利用状況の推移〈共通〉 (単位：件、人、円)

施設名	利用区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
荘島体育館	利用件数	6,835	6,871	3,927	0	16,499
	利用人数	39,732	41,099	20,516	0	68,878
	利用料	1,294,340	1,331,190	710,930	0	3,614,300
西部地区体育館	利用件数	3,714	3,948	4,006	3,689	3,264
	利用人数	55,779	59,113	50,191	47,513	42,614
	利用料	1,904,100	1,870,700	1,898,400	1,781,950	1,642,500
西田体育館	利用件数	1,844	1,874	1,913	2,000	1,737
	利用人数	32,901	32,018	34,970	35,400	29,751
	利用料	577,592	589,470	618,410	633,800	568,500
旭町テニスコート	利用件数	2,818	2,864	3,010	2,685	2,883
	利用人数	30,242	30,112	38,389	33,014	36,428
	利用料	1,095,200	1,052,400	1,105,600	989,200	1,073,200
西田テニスコート	利用件数	3,313	3,440	3,392	3,569	2,980
	利用人数	23,271	28,358	44,805	53,230	35,452
	利用料	1,691,160	1,570,290	1,531,530	1,580,270	1,538,400
中干出公園 照明設備	利用件数	114	143	353	358	361
	利用人数	2,057	2,564	7,950	8,790	8,800
	利用料	169,050	221,550	252,000	201,600	240,450
大島公園 照明設備	利用件数	144	173	202	190	173
	利用人数	4,002	3,751	6,576	4,882	6,342
	利用料	223,650	310,800	287,700	210,000	173,250

荒木中学校 照明設備	利用件数	110	94	54	34	43
	利用人数	2,499	1,900	980	546	1,487
	利用料	313,300	253,100	190,600	181,700	122,700
西国分小学校 照明設備	利用件数	317	421	494	520	514
	利用人数	9,169	12,003	16,420	16,745	16,779
	利用料	591,750	552,840	544,560	554,070	518,430
筑後川 漕艇場	利用件数	192	194	164	90	15
	利用人数	920	1,297	942	1,415	755
	利用料	200	1,000	200	0	0
合 計	利用件数	19,401	20,022	17,515	13,135	28,469
	利用人数	200,572	212,215	221,739	201,535	247,286
	利用料	7,860,342	7,753,340	7,139,930	6,132,590	9,491,730

※荘島体育館の22年度の利用件数・利用人数・利用料は0である。これは建て替えのためである。

8. 平成24年11月6日総務省報道資料「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（都道府県・指定都市分を除いた市区町村分、調査時点：平成24年4月1日現在）〈共通〉

(1) 指定管理者制度が導入されたレクリエーション・スポーツ施設

13,143施設のうち特例民法、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人は4,190(31.9%)施設と、指名団体では第1位となっている。第2位は株式会社である。

従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定したのは5,305(40.4%)施設となっている。

久留米市では従前の指定管理者である(財)久留米市体育協会を公募によらない(非公募)で指定管理者に選定している。

(2) 指定管理者導入施設の従前の管理状況

市区町村全体58,712施設のうち指定管理者が47,107(80.2%)施設となっている。

久留米市では、従前どおり指定管理者となっている。

(3) 指定管理者制度導入施設の指定の回数は、

1回 11,815 (20.1%)

2回	33,371	(56.8%)
3回	12,381	(21.1%)
4回	781	(1.3%)
5回以上	<u>364</u>	<u>(0.6%)</u>
合計	58,712	(100.0%)

となっている。

久留米市では、今回（平成24年度）の指定は3回目であり、平成28年度まで（財）久留米市体育協会が引き続き指定管理者となることが決定している。

(4) 従前の管理委託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数

- 47,183 (80.4%) 施設
- うち公募の方法によることなく選定した施設数
- 31,397 (53.5%) 施設

久留米市は従来の指定管理者を非公募により引き続き指定管理者としている。

(5) 指定管理者の評価の実施状況

- 評価を実施している施設数
- 38,787 (66.1%) 施設
- うち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入
- 9,044 (15.4%) 施設

久留米市の場合は、行政の確認であり専門的知見を有する外部有識者等の視点は導入されていない。専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入すべきである。

(6) 損害賠償に関する事項の協定等への記載状況

<地方公共団体への損害賠償について>

- 選定時に示している、かつ、協定等に記載している
- 35,917 (61.2%) 施設
- 選定時にのみ示している
- 1,146 (2.0%) 施設
- 協定等にのみ示している
- 16,569 (28.2%) 施設
- 選定時に示さず、協定書等にも記載していない
- 5,080 (8.7%) 施設

<利用者への損害賠償について>

- 選定時に示している、かつ、協定等に記載している

38,019 (64.8%) 施設
選定時にのみ示している
842 (1.4%) 施設
協定等にのみ示している
15,367 (26.2%) 施設
選定時に示さず、協定書等にも記載していない
4,484 (7.6%) 施設

久留米市においては協定書に記載されている。

(7) 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

3年	13,769 (23.5%)
4年	4,097 (7.0%)
5年	34,424 (58.6%)
その他	6,422 (10.9%)
合計	58,712 (100.0%)

久留米市の指定期間は、5年となっている。

(8) 指定管理者における利用料金等の採用状況

利用料金制を採用（一部利用料金制も含む。）

30,592 (52.1%) 施設
指定管理者導入施設数
58,712 (100.0%) 施設

久留米市では、利用料金制を採用している。

II 実施した手続及びその内容〈共通〉

1. 平成24年7月25日（水）の新聞報道によれば、「福岡県久留米市が出資する財団法人、市体育協会は男性嘱託職員が運営資金約9500万円を着服していたとして、同日付で懲戒免職処分にしたと発表した。協会によると、職員は1994年2月～今年6月、約600回にわたって協会と関連の市スポーツ少年団の口座から運営資金を不正に引き出し、着服。約4600万円は発覚前に口座に戻し、残りの約4900万円も25日までに弁済した。」とのことである。弁済の事実の確認と、今後の対策を聴取した。

その結果、責任者による帳簿残高と預金通帳残高の照合を定期的を実施することとしたとの回答を得た。しかし現金の定期的な実査は行われていない。

2. 以下の監査手続きを実施した。

- (1) 指定管理者制度の概要、久留米市の取り組みを閲覧して検討した。
- (2) 指定管理者による管理開始までの流れ、選定手続きの流れを閲覧して検討した。
- (3) 久留米市における制度導入状況を閲覧して検討した。
- (4) 今後の課題と展望について検討した。
- (5) (財)久留米市体育協会事務局次長、久留米市市民文化部体育スポーツ課担当者の案内で現地視察を行った。
- (6) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び規則を閲覧した。
- (7) 体育施設の管理に関する(仮)基本協定書を閲覧した。
- (8) 久留米市体育施設【指定管理者の指定に係る申請要項】閲覧した。
- (9) 久留米市体育施設「第3期」指定管理者の指定について(非公募理由)検討した。
- (10) モニタリングマニュアルを取得して、内容を検討した。
- (11) 業務報告書、特に料金収入の予算と実績及び管理費等の予算と実績について閲覧して検討した。
- (12) 業務報告書のうち自主事業の実施状況に関する事項について検討した。
- (13) 第4四半期ごとに提出される個人情報保護規定等の遵守状況に関するチェックシート等を閲覧して検討した。
- (14) 担当者に対する質問を実施した。
- (15) 銀行預金残高証明書と預金通帳、預金証書と照合した。

Ⅲ 結果

1. 指摘

修繕費の負担については、基本協定書では、下記の規定となっている。

体育施設の管理に関する基本協定書

- 第15条 管理施設の修繕、改造、増築、移設については、久留米市(以下「甲」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の改修については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては財団法人久留米市体育協会(以下「乙」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 3 前項において乙の費用と責任で実施する総額の上限は60万円とし、総額が60万円に満たない場合は、甲と乙が協議するものとする。
- 4 乙は、管理施設の改修で甲が実施すべき場合は、甲へ文書により通知するものとする。

しかし、以下の乙の負担による改修費用については、上記規定どおりになっていな

い。

平成23年度	荘島体育館2階・3階ブラインドの取付	120,000円
	荘島体育館床金具増設工事	420,000円

また、資本的支出と修繕費の区分は、「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を資本的支出とし、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額を修繕費とする。」(法人税法の規定による)の一般的なものである。

久留米市においては上記第15条による金額基準のみが規定されている。財団法人地方自治総合研究所「指定管理者制度の現状と今後の課題」によれば、効果が長年にわたって生ずるものは投資として自治体が負担すべきであり、そうでないものはコストとして指定管理者が負担すべきである。しかし、実際には、コストと投資の区分ではなく、金額の大小で区分されているがために、自治体・指定管理者双方の責任が曖昧となり、施設の老朽化もあり指定管理者への負担という形で、そのしわ寄せが生じている。

2. 意見〈共通〉

1. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、平成22年度の第3・第4四半期の行政確認の記載がない。慎重な記載が望まれる。

2. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。

機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。

3. サービスの質に関する確認用チェックシートによれば、平成21年度第4四半期の行政確認の記載がない。上記1.と同様慎重な記載が望まれる。

また、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。上記2.と同様機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。

4. サービス提供の安定性に関する確認用チェックシートによれば、自主事業の平成21年度第3四半期、平成23年度第2四半期の記載がない。上記1.と同様慎重な記載が望まれる。

自主事業の平成22年度第4四半期の計画の数字が0になっている。

5. 利用者アンケート集計表の主な改善要望に対する平成22年度第2四半期については記載がないので、記載すべきである。

6. 利用者アンケートの回答のうち、各四半期の項目に対する不満足への回答は、平成23年度第2、第3、第4四半期の施設や設備の管理状況で4件、その他は若干の件数であった。これに対する改善措置の記載がなかった。

第7 久留米市西部地区体育館

I 施設の概要

住所	久留米市大善寺町藤吉 434 番地
面積	敷地面積：2,471 m ² 建物構造：鉄筋コンクリート造 一部2階建
竣工	平成14年
施設の内容	工期：平成13年5月～平成14年6月 工事費：7億5千万円 アリーナ (1,400 m ² =35×40m) バレーボール 2面 (センターコート 1面)、バドミントン 6面、バスケットボール 2面 (センターコート 1面)、卓球 10台ほか トレーニングルーム (97 m ²) ランニングマシン 2台、エアロサイクル 3台、ラットプル ダウン 1台、アブドミナルボード 1台ほか 健康体力相談室・体力測定室 (45 m ²) 会議室・研修室 (36 m ²) その他 温水シャワー、更衣室、多目的トイレ ほか 駐車場 約 100 台
開館時間	9時～21時 (休館日 12月28日～1月4日)

1. 使用料

項目1	9時～13時	13時～17時	17時～21時
アリーナ 全面使用	1,800円	1,800円	1,800円
アリーナ 半面使用	900円	900円	900円
アリーナ 1/4面使用	450円	450円	450円
アリーナ 個人使用料	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)	左に同じ	左に同じ
トレーニング室 (一人につき)	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	左に同じ	左に同じ
健康体力相談室・体力 測定室 (一室につき)	2時間につき 400円 (以後1時間を単位として200円を加算)	左に同じ	左に同じ

項目 1	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
会議室・研修室 (一室につき)	2 時間につき 400 円 (以後 1 時間を単位として 200 円を加算)	左に同じ	左に同じ
温水シャワー設備 (一機につき)	5 分につき 100 円	左に同じ	左に同じ
冷暖房使用料 (健康相談室・体力測定室、会議室・研修室) (一室につき)	1 時間につき 150 円	左に同じ	左に同じ

2. 久留米市体育施設管理運営業務 (特記基準書より)

有人施設

業務名	業務内容
管理業務	<p>管理時間 毎日 8 時 30 分～21 時 30 分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の日程調整 ・門、出入口等の開放及び閉鎖 ・施設の戸締り、照明及び火気の点検 ・盗難、火災予防及び敷地内巡視 ・館内のゴミ回収及び清掃 ・体育機器の点検及び整理整頓 ・利用状況把握及び緊急時の連絡 ・その他職務遂行上必要な業務
機械整備業務	<p>時間 平日 21 時 30 分～8 時 30 分 土日 21 時 30 分～8 時 30 分 年末年始 12 月 28 日～1 月 4 日 終日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視情報異常の早期発見と対応及び処置 ・事故確認時における関係機関への通報連絡 ・警備実施事項の報告
自家用電気工作物 保安管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・月次点検 (毎月 1 回) ・年次点検 (毎月 1 回) ・臨時点検 (必要の都度) ・事故発生時の応急処置の指導及び原因の探求、再発防止の措置の指示又は助言 ・検査の立会い、工事期間中の点検 (必要の都度)
植栽他維持管理業務	<p>植栽地管理 (90 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄植刈込 (夏期、冬期) ・寄植施肥 (1 回) ・殺虫剤散布 (2 回) ・手抜き除草 (5 回) <p>芝生地管理 (平面 435 m²、法面 640 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械除草 (6 回) ・芝生施肥 (2 回) ・除草剤散布 (2 回、2 回)

業 務 名	業 務 内 容
設備等保守整備業務（エレベータ）	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔点検（毎月1回） ・定期点検（1回／3月） ・利用状況、定期検査、故障修理報告書
清掃業務	事務室、会議室、玄関、ホール、トイレ、更衣室、体力測定室、トレーニング室、階段、エレベータ、通路の清掃 館内 1回／月 トイレ 2回／月

3. 外部委託内容

業務内容は、エレベータ、管理、清掃、機械警備、植栽地管理、保安全管理、消防設備、消毒である。

II 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。

平成22年度	西部地区体育館屋外デッキ補修	1,474,200円
平成23年度	西田地区体育館雨漏れ調査足場工事	117,600円

2. 意見

なし。

第8 久留米市旭町テニスコート

I 施設の概要

住所	久留米市小森野町 2551 番地 5 (東櫛原町・旭町第2公園内)
面積	敷地面積：2,390 m ²
竣工	昭和 57 年
施設の内容	砂入り人工芝 3 面
開場時間	3 月～10 月：7 時～19 時 その他の月：9 時～17 時 (休場日 12 月 28 日～1 月 4 日)

1. 使用料

使用期間	使用時間	使用料
1 月、2 月、11 月、12 月	9 時～17 時	1 面、2 時間につき 400 円
3 月～10 月	7 時～19 時	1 面、2 時間につき 400 円

2. 久留米市体育施設管理運営業務 (特記基準書より)

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 3, 4, 9, 10 月 7 時～17 時 5～8 月 7 時～19 時 11～2 月 7 時～17 時 ・施設の入出口の開放及び閉鎖 ・施設内の整理整頓の確認 ・利用者に対する指導 ・その他職務遂行上必要な業務
植栽他維持管理業務	— (樹木管理なし)
設備等保守整備業務	テニスコート維持管理 (2,390 m ²) コート整備 (6 回/年)

3. 外部委託内容

業務内容は、管理、コート維持管理である。

II 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。

平成22年度	旭町テニスコート補修	144,900円
--------	------------	----------

2. 意見

なし。

第9 久留米市筑後川漕艇場

I 施設の概要

住所	久留米市瀬下町 272 番地
面積	敷地面積：638 m ² 建物構造：鉄筋コンクリート 3 階建 478 m ²
竣工	昭和 63 年
施設の内容	1、2 階：艇庫（カヌー56 艇） 3 階：研修室×2 駐車場 約 20 台（河川敷）
開館時間	9 時～21 時（休館日 12 月 28 日～1 月 4 日）

1. 使用料

筑後川漕艇場	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
専用使用料 研修室 (1 室につき)	200 円	200 円	300 円
冷暖房使用料 研修室 (1 室につき)	1 時間につき 100 円 (以後 1 時間を単位 として同額を加算)	左と同じ	左と同じ

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 毎日 9 時～21 時 <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の日程調整 ・救助艇の維持管理 ・利用者に対する利用の便宜及び指導 ・E ボートの貸し出し ・門、出入口の開放及び閉鎖 ・施設の戸締り、照明及び火気の点検 ・盗難、火災予防及び敷地内巡視 ・場内のゴミ回収及び清掃 ・その他職務遂行上必要な業務
清掃業務	漕艇場の玄関、ホール、トイレ、更衣室、シャワー室、廊下、給湯室、階段、バルコニーの清掃 1 回／月（計 12 回）

3. 外部委託内容

業務内容は、清掃、管理、消防設備、消毒である。

II 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

以前は2、3のスポーツクラブが定期的に利用していたが、そのクラブが廃部になったとのことでその後ほとんど利用されていない。

利用状況を見ると平成23年度15件755人の利用があったが、利用料金は0円であった。今後、どのような形で利用促進を図るかを検討すべきである。もし、利用促進が無理であれば、解体することも含めて他の用途に使用すべきである。

2. 意見

なし。

第10 久留米市西田テニスコート

I 施設の概要

住所	久留米市梅満町 82 番地 1
面積	敷地面積：6,022 m ² 建物構造：管理棟・軽量鉄骨平屋建 140 m ²
竣工	平成 14 年
施設の内容	工期：平成 13 年 7 月～平成 14 年 3 月 工事費：1 億 6 千万円 砂入り人工芝 4 面 管理棟（ホール、更衣室、シャワー、多目的トイレ ほか） 観覧席（芝生） 駐車場 約 40 台（西田体育館と共用）
開場時間	3 月～10 月：7 時～19 時 その他の月：9 時～17 時（休場日 12 月 28 日～1 月 4 日）

1. 使用料

使用期間	使用時間	使用料
1 月、2 月、11 月、12 月	9 時～17 時	1 面、2 時間につき 510 円
3 月～10 月	7 時～19 時	1 面、2 時間につき 510 円

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 3, 4, 9, 10 月 7 時～17 時 5～8 月 7 時～19 時 11～2 月 7 時～17 時 ・施設の出入口の開放及び閉鎖 ・施設内の整理整頓の確認 ・利用者に対する指導 ・その他職務遂行上必要な業務
植栽他維持管理業務	樹木管理 敷地内の樹木の選定処理及び消毒 3 回／年
設備等保守整備業務	テニスコート維持管理（6,022 m ² ） ・コート整備（6 回／年）
清掃業務	管理棟多目的ホール、更衣室、トイレの清掃 2 回／月（計 24 回）

3. 外部委託内容

業務内容は、清掃、除草、樹木管理、管理、コート維持管理、消毒である。

II 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。

平成23年度	西田テニスコート人工芝補修	200,000円
--------	---------------	----------

2. 意見

なし。

第11 久留米市西田体育館

I 施設の概要

住所	久留米市梅満町 70 番地 4
面積	敷地面積：2,893 m ² 建物構造：鉄筋鉄骨造平屋建 1,072 m ²
竣工	昭和 63 年
施設の内容	アリーナ バレーボール 2 面、バスケットボール 1 面、 バドミントン 6 面、卓球 6 台 駐車場 約 40 台（西田テニスコートと共用）
開館時間	9 時～21 時（休場日 12 月 28 日～1 月 4 日）

1. 使用料

西田体育館	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
全面	510 円	510 円	730 円
半面	300 円	300 円	430 円

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 毎日 9 時～21 時 <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の日程調整 ・門、出入口等の開放及び閉鎖 ・施設の戸締り、照明及び火気の点検 ・盗難、火災予防及び敷地内巡視 ・館内のゴミ回収及び清掃 ・体育機器の点検及び整理整頓 ・利用状況把握及び緊急時の連絡 ・その他職務遂行上必要な業務
植栽他維持管理業務	樹木管理 敷地内の樹木の選定処理及び消毒 3 回／年
清掃業務	事務室、談話室、ホール、玄関、トイレ、更衣室の清掃 1 回／月（計 12 回）

3. 外部委託内容

業務内容は、清掃、除草、樹木管理、管理、消防設備、消毒である。

II 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。

平成22年度	西田体育館玄関前階段補修	420,000 円
	西田体育館塗装工事	332,850 円
平成23年度	西田体育館正面パラペット塗装	182,490 円

2. 意見

なし。

第12 久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備

I 施設の概要

住所	久留米市東合川干出町1番地2
竣工	平成2年
施設の内容	工事費：約3千3百万円 照明設備 鋼管柱4基（1基12灯）（地上18.1メートル） 平均照度 212ルクス※（照度の単位） 少年野球、ソフトボール
夜間照明	使用期間：4月～10月 使用時間：18時～21時 （休場日12月28日～1月4日）

1. 使用料

中干出公園グラウンド	7時～20時
通常のスポーツに使用する場合	無料
その他の目的に使用する場合（行商、募金、出店、業としての写真・映画撮影、興行、展示会、博覧会など）	有料
ナイター使用料	30分につき 1,050円 （以後30分を単位として同額を加算） 荘島体育館で専用コインを貸し出し。

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 毎日18時～21時 <ul style="list-style-type: none"> 施設利用の日程調整 利用者に対する利用の便宜及び指導 門、出入口の開放及び閉鎖 その他職務遂行上必要な業務

Ⅱ 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

なし。

第13 久留米市大島公園内の多目的広場照明設備

I 施設の概要

住所	久留米市御井旗崎四丁目5番地1
竣工	平成5年
施設の内容	工事費：約3千2百万円 照明設備 鋼管柱4基（1基12灯）（地上18m） 平均照度 232ルクス 少年野球、ソフトボール
夜間照明	使用期間：4月～10月 使用時間：18時～21時 （休場日12月28日～1月4日）

1. 使用料

大島公園グラウンド	7時～20時
通常のスポーツに使用する場合	無料
その他の目的に使用する場合（行商、募金、出店、業としての写真・映画撮影、興行、展示会、博覧会など）	有料
ナイター使用料	30分につき 1,050円 （以後30分を単位として同額を加算） 荘島体育館で専用コインを貸し出し。

2. 久留米市体育施設管理運営業務（特記基準書より）

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 4月～10月 18時～21時 <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の日程調整 ・利用者に対する利用の便宜及び指導 ・門、出入口の開放及び閉鎖 ・その他職務遂行上必要な業務

Ⅱ 実施した手続及びその内容

第4章 第6 久留米市荘島体育館に同じ。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

なし。

第14 久留米市立西国分小学校運動場照明設備

I 施設の概要

住所	久留米市諏訪野町 1972 番地 1
竣工	平成 3 年
施設の内容	工事費：約 3 千万円 照明設備 鋼管柱 4 基 (1 基 12 灯) (地上 17.4m×2 基、16.6m×2 基) 平均照度 222 ルクス (全灯) 少年野球、ソフトボール、サッカー
休場日	12 月 28 日～1 月 4 日

1. 使用料

西国分小学校夜間照明		18 時～21 時
ナイター使用料 (荘島体育館で専用コインを貸し出し。)	全灯	30 分につき 1,050 円 (以後 30 分を単位として同額を加算)
	半灯	30 分につき 510 円 (以後 30 分を単位として同額を加算)

2. 久留米市体育施設管理運営業務 (特記基準書より)

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 毎日 18 時～21 時 <ul style="list-style-type: none"> 施設利用の日程調整 利用者に対する利用の便宜及び指導 門、出入口の開放及び閉鎖 その他職務遂行上必要な業務

II 実施した手続及びその内容

第 4 章 第 6 久留米市荘島体育館に同じ。

III 結果

1. 指摘

下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第 15 条の規定どお

りになっておらず指定管理者の負担となっている。

平成23年度	西国分小学校屋外照明灯ランプ取替	189,000円
--------	------------------	----------

2. 意見

なし。

第15 久留米市立荒木中学校運動場照明設備

I 施設の概要

住所	久留米市荒木町荒木 1500
竣工	平成 11 年
施設の内容	工事費：約 1 億 5 千 5 百万円 照明設備 鋼管柱 6 基 (1 基 18 灯) (地上 20m×4 基、18m×2 基) 照度 内野 961 ルクス、外野 424 ルクス (全灯) 平均照度 261 ルクス (半灯) 軟式野球、ソフトボール、サッカーなど

1. 使用料

荒木中学校夜間照明	使用期間：4 月～10 月
使用時間	19 時～21 時
ナイター使用料 全灯 (荘島体育館で専用コインを貸し出し。)	30 分につき 2,100 円 (以後 30 分を単位として同額を加算)
ナイター使用料 半灯 (荘島体育館で専用コインを貸し出し。)	30 分につき 1,600 円 (以後 30 分を単位として同額を加算)

2. 久留米市体育施設管理運営業務 (特記基準書より)

無人施設

業務名	業務内容
管理業務	管理時間 4 月～10 月 19 時～21 時 ・施設利用の日程調整 ・利用者に対する利用の便宜及び指導 ・門、出入口の開放及び閉鎖 ・その他職務遂行上必要な業務
自家用電気工作物 保安全管理業務	・月次点検 (使用期間 4 月～10) ・年次点検 (休止期間 11 月～3 月) ・臨時点検 (必要の都度) ・事故発生時の応急処置の指導及び探求、再発防止の装置の指示 又は助言 ・検査の立会い、工事期間中の点検 (必要の都度)

3. 外部委託内容

業務内容は、管理、保安全管理である。

II 実施した手続及びその内容

第 4 章 第 6 久留米市荘島体育館に同じ。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

建設工事費は約1億5千5百万円と他の3箇所の照明施設と比較して、約3倍くらいの費用が嵩んでいるにもかかわらず、53ページの体育施設利用状況によれば、平成20年度253,100円、平成21年度190,600円、平成22年度181,700円、平成23年度122,700円と毎年利用金額が減少しているので、利用者の数を増やす努力をする必要がある。

第16 久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設

※第2章第3における監査対象施設のうち久留米市弓道場、久留米市武道館、久留米市野球場、久留米市中央公園内の補助競技場照明設備及び久留米市中央公園内のテニスコートの照明設備の5施設を久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設として表示している。

I 概要

1. 久留米総合スポーツセンターは、久留米市東櫛原町及び合川町にある体育施設の集合体である。体育施設は、福岡県の施設と、久留米市の施設が混在しており、それらを一体として管理運営していくことが必要となっている。久留米市の施設は、①久留米市野球場、②久留米市武道館、③久留米市弓道場、④補助競技場内の照明設備、⑤テニスコート照明設備の5つである。一方、福岡県の設備は、①福岡県立体育館、②福岡県立陸上競技場、③福岡県立陸上競技場補助競技場、④テニスコートの4つである。

これらの施設の警備や清掃、修繕等を、県と市の施設に分けて別々の指定管理者が行うことは、非効率であると考えられるため、これまで、福岡県が指定管理者を選定し、同一団体等を久留米市も指定管理者に選定してきている。

今回の監査対象年度である平成23年度における県及び市の指定管理者は、平成21年度に選定された、「財団法人 福岡県スポーツ振興公社」である。

対象施設

① 久留米市野球場

構造	グラウンド 両翼 98m 中堅 122m メインスタンド 鉄筋コンクリート3階 外野 芝生スタンド 夜間照明設備 4基
面積	建物面積 946㎡ グラウンド 12,500㎡
収容人員	12,000人 メインスタンド 9,000人 外野スタンド 3,000人

竣工 昭和50年 3月

② 久留米市武道館

構造	鉄筋コンクリート3階建 1階 柔道場 (209畳敷) 2階 剣道場 3階 小剣道場
面積	2,187 m ² 1階 945 m ² 2階 945 m ² 3階 297 m ²

竣工 昭和49年2月

③ 久留米市弓道場

構造	本館	鉄骨造平屋建セメント瓦葺 面積 406 m ² 射場 12人立
	的場	鉄骨造平屋建瓦棒葺 面積 84 m ²
	観覧席	鉄骨造平屋建スレート葺 面積 35 m ²
	矢取路	鉄骨造平屋建スレート葺 面積 36 m ²

竣工 昭和50年3月

④ 補助競技場内の照明設備

構造	夜間照明設備 4基 平均照度 200 LX
----	--------------------------

竣工 昭和54年9月

⑤ テニスコート照明設備

構造	夜間照明設備 10基 平均照度 230 LX
----	---------------------------

竣工 昭和54年9月

(1) 業務の範囲

(体育施設の管理に関する基本協定書第4条1項)

- ① 本施設利用許可・料金等徴収業務
- ② 本施設の施設・設備の維持管理等業務
- ③ 経理・利用統計業務
- ④ 本施設の運営業務

- ⑤ 自主企画（自主事業）運營業務
- ⑥ 前五号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(2) 指定管理者選定手続

① 提出書類

No.	書類名	チェック
①	指定管理者指定申請書	OK
②	指定管理内における事業計画書	OK
③	団体の定款・寄附行為・規約その他これらに類する書類	OK
④	団体の経営状況を証明する書類	OK
⑤	法人にあつては、当該法人の登記事項証明	OK
⑥	納税証明書	OK
⑦	役員名簿	OK
⑧	その他市長が必要と認める書類	NA

② 起案 平成21年1月9日

③ 決裁 平成21年1月19日

④ 決裁区分 副市長

2. 利用実績等

(1) スポーツセンター施設 利用料収入

(単位：円)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
武道館	923,193	801,306	979,840	960,191	919,730
野球場	3,486,056	2,746,560	2,637,760	2,072,399	2,451,104
野球場照明設備	1,143,450	1,052,100	1,111,950	894,600	774,900
弓道場	370,996	409,174	410,986	423,494	421,345
補助競技場 照明設備	22,050	26,250	31,500	31,500	22,050
テニスコート 照明設備	812,520	673,140	720,710	695,160	623,640
スポーツセンター市収入計	6,758,265	5,708,530	5,892,746	5,077,344	5,212,769

各設備の利用料収入の推移を見ると、収入合計は平成19年度が6,758,265円だったのに対し、平成23年度は5,212,769円と約150万円減少している。中でも、野球場の使用料収入は、平成19年度が3,486,056円であるのに対し、平成23年度は2,451,104円しかなく、約100万円の減少であり、また、野球場の照明設備は、平成19年度は1,143,450円であったのに対し、平成23年度は774,900円と約36万円の減少であり、

野球場に関する利用料収入の減少が、収入合計の主な減少要因であることが分かる。ただしこれは、平成22年度及び平成23年度において、野球場の改修工事が行われ、使用できない期間があったことが原因であり、野球場利用の需要が落ち込んできているわけではないと考えられる。

(2) スポーツセンター施設 利用人数

(単位：人)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
武道館	65,434	56,469	87,664	52,552	51,423
野球場	52,806	40,965	46,700	31,819	33,932
弓道場	15,909	15,228	16,228	18,288	18,319
スポーツセンター市施設計	134,149	112,662	150,592	102,659	103,674
補助競技場	73,322	59,908	66,500	79,351	63,691
テニスコート	55,949	55,643	54,672	56,912	53,151

補助競技場及びテニスコートは、昼間の利用者数も含まれている。また、利用料金の解説でも述べたように、野球場の利用人数の落ち込みは、平成22年度及び平成23年度は野球場の改修工事が行われ、利用できない期間があったことが影響している。

(3) 管理業務に係る収支状況（自主事業を除く）の推移

(単位：円)

項 目		21年度決算額	22年度決算額	23年度決算額
収 入	久留米市委託金	54,257,000	54,257,000	54,932,000
	市施設利用料金	5,892,746	5,077,344	5,212,769
	雑収入	1,958,767	770,225	632,866
	基本財産利息	35,250	0	0
	繰越金	0	0	0
	(収入計)	62,143,763	60,104,569	60,777,635
支 出	報酬	7,399,030	9,968,057	9,997,369
	手当等	12,219,181	6,154,303	7,362,301
	共済費	2,507,055	3,088,311	2,999,640
	賃金	0	175,144	62,655
	報償費	0	0	0
	費用弁償	0	0	0
	普通旅費	81,030	96,425	46,230
	食糧費	0	0	0
	光熱水費	14,813,157	17,402,650	17,572,534
	需用費	6,244,535	4,290,041	9,680,625
	役務費	466,605	483,011	550,228
	委託料	14,386,658	13,706,528	13,760,562
	使用・賃借	1,057,581	1,872,175	1,998,579
	負担金	15,000	2,000	1,500
	備品購入費	381,465	321,075	372,566
	公課費	1,006,955	960,697	789,756
	雑費	29,287	23,730	0
	予備費	0	0	0
	(支出計)	60,607,539	58,544,147	65,194,545
負担金等	75,000	75,000	75,000	
差 引	1,461,224	1,485,422	▲ 4,491,910	

※負担金等 75,000 円は、税理士に帳簿等の確認を依頼した経費である。

財団法人福岡県スポーツ振興公社が指定管理者に選定された平成21年度からの3年間、久留米市の指定管理料である久留米市委託金は約54,000千円となっている。この指定管理料は、支出項目の予算額から市施設利用料金の予算額を控除して決定されるため、効率的な運営管理を行えば、指定管理料も削減することができる関係にある。

監査対象年度の翌年度である平成24年度は、セイカスポーツ・鹿島建物共同事業体が指定管理者に選定されている。平成24年度において、福岡県は非公募ではなく公募によって指定管理者を決定している（ただし久留米市は県と同じ団体等を非公募により選定）。その結果、平成24年度の指定管理料の予算は50,400千円となっており指定管理料は縮減されていく見込みである。

II 実施した監査手続及び内容

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、対象施設に赴き、施設の視察を行った。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、指定管理者申請書、事業計画書、団体の定款・寄附行為、規則その他これらに類する書類、団体の経営状況を証明する書類、登記事項証明書、納税証明書、役員名簿、等の閲覧を行った。
3. 指定管理者との契約内容を確認するため、基本協定書を入手し、閲覧を行った。
4. 過去5年間の利用料収入の推移を分析し、施設利用の需要の度合いを確認し、また過去3年間の市の指定管理料を含めた収支報告書を入手し、指定管理料の妥当性について検討を行った。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリング・レポート等を閲覧して事業計画通りに適時・適切に実施されているかの検討を行った。

III 結果

1. 指摘

(1) 野球場、武道場、弓道場の倉庫内に保管してある競技に関連する備品は、備品台帳に記載されていないものが多数存在している。具体的には、野球場の倉庫内にあるグラウンド整備の用品や、武道館の倉庫に保管されているマット等の多くは、備品台帳に記載されていない状況である。備品台帳を作成し適時棚卸チェックを行うべきである。

2. 意見

- (1) 県と市の経費負担につき、県と市に共通する経費の配賦割合が適切か、具体的には面積比や従事割合、使用割合等を使うべきものはないか、また県と市がそれぞれ単独で負担すべきものが他にないか、再度検討を行う必要があると考える。

第17 久留米市立草野歴史資料館

筑後地方の豪族草野氏と、その周辺に関する貴重な資料などを展示した歴史資料館。和洋折衷の建物は、明治43年に草野銀行本店として建築されたもので、国の登録文化財に登録されている。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市立草野歴史資料館
住所	久留米市草野町草野 411 番地 1
設置年月日	昭和 59 年 2 月 1 日
面積	建物：木造 2 階建 建築面積 176.90 m ² 、建築延べ面積 203.90 m ²
施設の内容	1 階：第 1 展示室(56.4 m ²)、第 2 展示室(50.9 m ²)、第 3 展示室(12 m ²)、収蔵室(21 m ²)、事務室(8.9 m ²) 2 階：学習室(27 m ²) 駐車場(借用地)：普通車 10 台もしくは大型バス 2 台
利用時間	10 時～17 時 休館日：月曜日（休日除く）、休日の翌日（土曜、日曜、休日除く） 年末年始（12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日）

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(利用料金)

高校生以上	100 円（20 名以上団体割引 2 割）
小中学生	50 円（20 名以上団体割引 4 割）
※土曜日は小・中・高校生無料	

3. 指定期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4. 指定管理者

名称	財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会
種類	財団法人
所在地	久留米市城南町 16 番地 1
設立年月日	平成 2 年 12 月 1 日
久留米市との関係	外郭団体

主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光及びコンベンションに関する調査、研究、企画及び実施 ・観光及びコンベンションに関する誘致、宣伝、広報及び振興 ・観光イベント等の企画、実施、援助及び協力 ・コンベンション主催者に対する支援及び協力 ・観光案内所、その他関連施設の運営及び受託事業 ・サイクルスポーツ・レクリエーション関連施設等の建設及びその運営 ・その他協会の目的達成に必要な事業
--------	--

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職	備考	市関係者は内部
久留米市文化観光部次長	委員長	内部
久留米市立草野歴史資料館協議会長	副委員長	
税理士		
久留米市企画財政部企画調整課課長補佐		内部
久留米市文化観光部文化財保護課長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 21 年 7 月 15 日～7 月 28 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 7 月 30 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 7 月 31 日～8 月 6 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 8 月 11 日 |
| (5) 申請期間 | 8 月 12 日～8 月 28 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 9 月下旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月上旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 12 月定例議会 |
| (10) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 22 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

審査項目	応募団体 (財)久留米観光コンベンション 国際交流協会 (指定管理者候補者)
1 事業計画による資料館の運営が、住民の利用及び来館者の利用に関し、公平性を確保することができるものであること。 (80点)	64
2 事業計画の内容が資料館の効用を最大限に発揮させるものであること。 (160点)	115
3 事業計画書の内容が、その管理に係る経費の削減が図られているか。 (100点)	65
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。 (120点)	91
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められるか。 (40点)	31
合計(500点満点)	366

応募したのは(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のみであった。1次審査、2次審査を経て(財)久留米観光コンベンション国際交流協会が指定管理者候補者に選定された。

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

指定管理者 及び年度 科 目	(財)久留米観光コ ンベンション国際 交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入					
指定管理料	9,300	9,300	9,300	9,282	9,282
入館料、貸室料	191	183	195	203	208
図録販売	-	112	156	292	283
収入計	9,491	9,595	9,651	9,777	9,773
支出					
給与手当	2,786	1,646	2,817	2,837	2,574
臨時雇賃金	2,197	2,603	2,227	2,326	2,466
福利厚生費	420	273	458	457	422
旅費交通費	37	27	75	181	111
通信運搬費	146	124	126	158	171
消耗品費	335	207	206	428	385
修繕費	391	164	60	131	294
印刷製本費	443	781	1,031	718	855
光熱水費	530	513	493	471	476
賃借料	89	96	91	84	111
保険料	499	477	476	472	475
委託費	1,524	1,979	1,840	1,673	1,658
その他	89	44	37	57	12
支出計	9,486	8,934	9,993	9,993	10,010
収入超過額 (△は支出超過)	5	661	△286	△216	△237

平成19年度から平成21年度までは公募による指定管理の第1期目であり、平成22年度と平成23年度は第2期目である。(財)久留米観光コンベンション国際交流協会は第1期目より継続して指定管理者に選定されている。

9. 直近5カ年の利用状況の推移

【利用推移】

(人)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般	高校生以上	1,618	1,611	1,676	1,734	1,874
	小中学生	48	40	41	19	47
団体	高校生以上	414	254	322	357	233
	小中学生	0	0	0	1	0
免除		1,219	1,603	1,324	1,094	694
招待		32	77	210	293	255
合計		3,331	3,585	3,573	3,498	3,103

Ⅱ 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市草野歴史資料館指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確かめた。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確かめた。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された平成 21 年 3 月期の「収支計算書」と「貸借対照表」を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確かめた。

(4) 指定管理者候補者選定課程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確かめた。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより公募による指定管理を行うことの妥当性を確かめた。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確かめた。また、利用者状況の推移を分析することによりサービスの水準が低下していないかを確認した。

3. 管理状況の妥当性検討

(1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確かめた。

(2) 現金の管理状況について質問し、監査日の現金残高が現金日報に一致していることを確かめた。

(3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われていることを質問等により確かめた。

- (4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確かめた。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

- (1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。

指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第 5 条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員 5 名のうち、市職員が 3 名となっており、過半数を占めている。指定管理者に（財）久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。

- (2) 備品の管理が徹底されていない。

指定管理者への貸与品リストはあるものの、第 3 期指定管理者公募（平成 22 年度～平成 26 年度）時点で現物照合して以来、チェックが行われていない。また、貸与品リストには備品番号が記載されておらず、照合が困難であるほか、備品番号シールが貼付されていない備品も存在する。現在、市により貸与品リストの備品番号記載と備品への番号シール貼付が行われているが、毎年、指定管理者が現物照合を行い、その結果を市へ報告し、市ではその報告に基づき備品台帳を更新すべきである。

- (3) 支出経費の計上に誤りがある。

平成 21 年度草野歴史資料館の決算に、山辺道文化館のエアコン撤去・再設置業務委託費が含まれている。当時の指定管理者の会計システム上、草野歴史資料館と山辺道文化館を同一科目から支出せざるを得ず、指定管理者実績報告書作成にあたっては手作業で振り分けを行っていたために発生したミスである。現在は草野歴史資料館単独の会計システムが整備されているが、このような過誤が発生しないようチェックを徹底すべきである。

2. 意見

(1) 平成 23 年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。

平成 23 年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む（財）久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書 1 3（3）に指定する重要な書類であるため、平成 22 年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。

(2) 指定管理者が購入した備品の管理が行われていない。

指定管理者が取得した備品について指定管理者の備品台帳が整備されていない。市からの貸与品と指定管理者の備品を明確に区別し、適正な管理に努めるべきである。

(3) 指定管理料について

指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、効果的、効率的に公の施設のサービスを提供することを目的とした制度である。草野歴史資料館においては、地域の歴史資料館の保存と活用を図り、市民の教育と文化の発展に寄与するという施設の設置目的を達成するためには、展示物を充実させ、入館者数を拡大することが求められるものの、指定管理料は每期削減が行われ、入館者数も減少傾向にある。こうした事業展開には一定の経費が必要であることから、指定管理料の水準の再考や他の施設と一体で指定管理にする方法など、再検討の余地があるものと思われる。

第18 山辺道文化館

大正時代の建造物を保存活用し、山辺道及び草野地域の伝統文化と町並みに関する資料の収集、保存及び展示を行うとともに、地域の観光情報発信と交流の場として活用されている。本施設は国の登録文化財に登録されている。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	山辺道文化館
住所	久留米市草野町草野 487 番地 1
設置年月日	平成 10 年 10 月 1 日
面積	建物：木造 2 階建 敷地面積 1,899.19 m ² 建築面積 270.45 m ² 、建築延べ面積 406.24 m ²
施設の内容	第 1 体験学習室(29.8 m ²)、第 2 体験学習室(13.2 m ²)、第 3 体験学習室(13.2 m ²)、応接室(18.6 m ²)、地域の展示室(29.8 m ²)、体験談話室(16.6 m ²)、体験学習室兼会議室(19.9 m ²)、まちづくり会議室(49.7 m ²) 駐車場(借用地)
利用時間	10 時～17 時 休館日：月曜日（休日除く）、休日の翌日（土曜、日曜、休日除く） 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日）

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(利用料金) 入館無料

使用区分	使用単位	利用料金	冷暖房利用料金
第 1 体験学習室	1 室 1 時間につき	200 円	100 円
第 2 体験学習室	〃	100 円	50 円
第 3 体験学習室	〃	100 円	50 円
体験学習室兼会議室	〃	150 円	50 円
まちづくり会議室	〃	400 円	100 円

3. 指定期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4. 指定管理者

名称	財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会
種類	財団法人

所在地	久留米市城南町 16 番地 1
設立年月日	平成 2 年 12 月 1 日
久留米市との関係	外郭団体
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光及びコンベンションに関する調査、研究、企画及び実施 ・観光及びコンベンションに関する誘致、宣伝、広報及び振興 ・観光イベント等の企画、実施、援助及び協力 ・コンベンション主催者に対する支援及び協力 ・観光案内所、その他関連施設の運営及び受託事業 ・サイクルスポーツ・レクリエーション関連施設等の建設及びその運営 ・その他協会の目的達成に必要な事業

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職	備考	市の関係者は内部
久留米市文化観光部次長	委員長	内部
財団法人 久留米文化振興会事務局長	副委員長	外郭団体
税理士		
久留米市企画財政部企画調整課政策企画主幹		内部
久留米市文化観光部市民文化振興課長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 21 年 7 月 15 日～7 月 28 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 7 月 30 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 7 月 31 日～8 月 6 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 8 月 11 日 |
| (5) 申請期間 | 8 月 12 日～8 月 28 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 9 月下旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月上旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 12 月定例議会 |
| (10) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 22 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

審査項目	応募団体 (財)久留米観光コンベンション 国際交流協会 (指定管理者候補者)
1 事業計画による文化館の運営が、住民の利用及び文化館の利用者に関し、公平性を確保することができるものであること。(80点)	73
2 事業計画の内容が文化館の効用を最大限に発揮させるものであること。(160点)	130
3 事業計画書の内容が、その管理に係る経費の削減が図られているか。(100点)	77
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。(120点)	106
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められるか。(40点)	36
合計(500点満点)	422

応募したのは(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のみであった。1次審査、2次審査を経て(財)久留米観光コンベンション国際交流協会が指定管理者候補に選定された。

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

科目	指定管理者及び年度	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会	(財)久留米観光 コンベンション 国際交流協会
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入						
指定管理料		9,000	9,000	9,000	8,757	8,757
貸室料		51	77	77	76	101
その他		887	470	470	852	910
収入計		9,938	9,547	9,547	9,685	9,768
支出						
給与手当		3,126	3,095	2,968	2,858	2,793
臨時雇賃金		2,397	2,428	2,377	2,446	2,417
福利厚生費		520	502	464	463	466
通信運搬費		147	147	128	147	141
消耗品費		585	318	321	324	170
修繕費		291	219	36	393	230
印刷製本費		302	79	95	95	95
光熱水費		1,112	1,095	1,073	1,051	953
賃借料		121	113	158	141	199
保険料		212	215	195	195	172
諸謝金		75	325	375	645	670
委託費		656	778	688	693	715
その他		97	95	94	108	50
支出計		9,641	9,409	8,972	9,559	9,071
収入超過額		297	138	575	126	697

平成 19 年度から平成 21 年度までは公募による指定管理の第 1 期目であり、平成 22 年度と平成 23 年度は第 2 期目である。(財)久留米観光コンベンション国際交流協会は第 1 期目より継続して指定管理者に選定されている。

9. 直近 5 カ年の利用状況の推移

【入館者数推移】

(人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市 内	10,066	11,576	12,865	8,670	8,395
市 外	2,852	3,390	6,073	4,122	4,224
合 計	12,918	14,966	18,938	12,792	12,619

【貸室利用状況推移】

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
有料	人数(人)	597	1,076	1,203	793	1,258
	回数(回)	108	155	174	125	167
	使用料(円)	50,900	77,300	91,050	76,300	101,350
無料	人数(人)	696	789	713	1,038	1,069
	回数(回)	66	73	78	114	124
合計	人数(人)	1,293	1,865	1,916	1,831	2,327
	回数(回)	174	228	252	239	291

II 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「山辺道文化館指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確認した。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確認した。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された平成 21 年 3 月期の「収支計算書」「貸借対照表」を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確認した。

(4) 指定管理者候補者選定課程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確かめた。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより公募による指定管理を行うことの妥当性を確かめた。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確かめた。また、利用者状況の推移を分析することによりサービスの水準が低下していないかを確かめた。

3. 管理状況の妥当性検討

- (1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確かめた。
- (2) 現金の管理状況について質問し、監査日の現金残高が現金日報と一致していることを確かめた。
- (3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われていることを質問等により確かめた。
- (4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確かめた。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

III 結果

1. 指摘

- (1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。

指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第 5 条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員 5 名のうち、市職員が 3 名となっており、過半数を占めている。指定管理者に（財）久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委

員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。

2. 意見

(1) 平成 23 年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。

平成 23 年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む(財)久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書 13 (3) に指定する重要な書類であるため、平成 22 年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。

(2) 指定管理料について

指定管理料は平成 22 年度からの 5 年間は年間 8,757 千円となっている。常勤職員 1 名とパートで運営しており収支状況は厳しい。経費の推移を見ても削減に努力していることが分かる。各種企画展や教室等の自主事業の収入を含め収支は収入超過となっているが、消費税については収支報告書の中に含まれておらず指定管理者が事業全体の中で負担している。本施設の指定管理者募集に際し、現地説明会には複数の応募があったものの、応募したのは、市の外郭団体である(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のみであり、このことは指定管理料の低さにも一因があると思われる。市の財政が厳しい中で指定管理料を引き上げることは困難と思われるが、指定管理者制度が経費の削減とサービスの向上という 2 つの目的を達成するためであることからすると、経費の削減が強調されすぎており指定管理者制度が機能していないのではないかという懸念がある。

第19 久留米市田主丸ふるさと会館

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

田主丸ふるさと会館は、市民文化の拠点として、地域団体との協力体制を図り、田主丸地域における町づくりを推進し、また、地域団体等による地域の特色を活用した展示会(さつき展)を始め、作品展(スケッチ展、写真展、絵手紙展、凧展、絵画展など)を開催している。

また、JR 田主丸駅と併設していることにより、観光ぶどう狩りの案内所を設置及び田主丸地域の特産品である植木苗木について、関係団体(田主丸町植木販売協会など)と連携を図り、観光客への案内を実施している。

さらに、ホームページやマスメディアを活用した広報活動を始め、各種ポスターやチラシの設置及び、観光案内所機能を充実し、観光情報の提供を行っている。

2. 施設の状況

項目	内容
所在地	久留米市田主丸町田主丸 1015 番地 2
所管部署	田主丸総合支所産業振興課
使用開始年月	平成 4 年 4 月 1 日
設置目的	市民のふれあいの場として健康で文化的なまちづくりに寄与することを目的とする。
施設	建物 ・構造 木造 2 階建 ・敷地面積 346.85 m ² ・建築面積 313.84 m ² ・総工事費 77,378 千円 土地 九州旅客鉄道株式会社所有(借地)
利用時間	午前 9 時～午後 5 時 休館日 火曜日、年末年始(12 月 28 日～翌年 1 月 4 日まで)
指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(1) 久留米市田主丸ふるさと会館利用料金

区 分	午前9時から午後5時まで	午前5時から午後10時まで
団体待合室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
特産展示場	1時間につき 300円	1時間につき 400円
資料室	1時間につき 300円	1時間につき 400円

備考

- ① 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数は1時間とみなす。
- ② 使用時間は、準備並びに使用後の片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- ③ 上記の金額は、消費税等額を含む。

(2) 利用料金の免除

免 除 要 件	
1号	久留米市又は指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用する場合
2号	前号のほか、健康で文化的なまちづくりに寄与するものとして指定管理者が特に必要と認める場合

備考

- ① 利用料金の免除をうけようとする者は、使用許可等申請書に利用料金の免除を申請する旨を記載して、指定管理者に提出しなければならない。
- ② 指定管理者は、利用料金の免除を決定したときは、使用許可等にその旨を記載して、当該申請者に交付する。

3. 利用状況の推移

過去7年間の開館日数、利用者数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
開館日数	314	315	315	312	318	315	315
利用者数	5,373	5,085	5,677	6,727	6,963	7,645	8,333

備考 平成18年度指定管理者制度導入後年々利用者数は増加している。

4. 指定管理の状況

(1) 指定状況の推移

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
管理運営委託 田主丸町 観光協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会	財久留米観光 コンベンション 国際交流協会

(2) 指定管理料の推移

久留米市の予算・決算(ふるさと会館管理経費)

(単位: 円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
管理形態	管理運営委託	第1期指定管理			第2期指定管理		
予算額	2,706,000	2,706,000	2,706,000	2,706,000	2,435,000	2,435,000	2,435,000
決算額	1,916,170	2,705,850	2,705,850	2,705,850	2,435,000	2,435,000	2,435,000

※指定管理者制度導入以前は、施設の管理運営委託料を精算。

ふるさと会館管理委託者の決算

① 歳入

(単価: 円)

科目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
委託料	1,916,170						
指定管理料		2,705,850	2,705,850	2,705,850	2,435,000	2,435,000	2,435,000
合計	1,916,170	2,705,850	2,705,850	2,705,850	2,435,000	2,435,000	2,435,000

② 歳出

(単価: 円)

科目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
臨時雇賃金	88,400	115,901	137,972	162,778	124,377	157,752	198,052
福利厚生費		707	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
什器備品費		140,910			189,000	110,000	
消耗品費	29,233	158,638	138,450	73,708	60,549	102,150	105,230
修繕費	84,490	80,462	525,315	33,705	121,894	22,608	10,395
光熱水道費	713,834	675,607	704,016	684,043	645,266	689,199	602,256
賃借料	122,982	118,787	118,787	121,385	135,764	136,656	147,180
租税公課							2,000
負担金					3,200	3,200	
委託費	785,985	856,550	911,805	933,877	947,190	993,575	751,361
消費税	91,246						
合計	1,916,170	2,147,562	2,537,345	2,010,496	2,228,240	2,216,140	1,817,474

(3) 指定管理者の概要

指定管理者である財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会は、(平成 24 年 6 月 1 日公益財団法人へ移行)平成 2 年 12 月 1 日、久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済の活性化に資する目的により設立された財団である。

基本財産は、1 億 2,000 万円で出損団体は、久留米市 4,800 万円、福岡県 200 万円、株式会社福岡銀行 1,000 万円、株式会社筑邦銀行 1,000 万円、株式会社西日本シティ銀行 2,000 万円で全体の 75%を占めている。理事長以下理事にも市の関係者が多く、市からの職員の派遣も行われている。

平成 18 年度以降(平成 21 年度に再選定)指定管理者となっている。当該法人は、当施設のほか、久留米市立草野歴史資料館、山辺道文化館の指定管理者となっている。

(4) 指定管理者の運営財源

指定管理者は久留米市からの指定管理料及び施設利用料により当該施設を管理運営している。指定管理者制度を採用するにあたり指定管理料は交付型を取っており、この場合、施設の大規模修繕費等においては、久留米市が直接負担し、毎年度の施設の維持に係る経費は指定管理料を通じて市が負担することになる。指定管理者は、施設の維持管理業務を行う。

4. 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	市内部で指定管理候補者を選定し、市議会で議決
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施、関係する「すべての業務」
申請書を提出した団体数	1団体

5. 久留米市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	平成24年3月31日
実施調査の状況	適宜実施している。

II 実施した手続及びその内容

1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

当該施設は、財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会(平成 24 年 6 月 1 日公益財団法人へ移行)が平成 18 年度(平成 21 年度に再選定)から指定管理者となっている。

所管課への聞き取りによると、管理運営の委託から指定管理者制度へ移行し、単年度契約から複数年契約へ変わったことに伴い、中期的視点に立って、職員の専門性や個性を活かした、充実した事業を実施できており、利用者のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようになっていることがうかがえる。また、当該協会は、観光客及びコンベンションの誘致、宣伝、広報及び振興、観光案内所、その他関連施設の運営及び受託事業に精通しており、久留米市立草野歴史資料館、山辺道文化館も指定管理受託している。田主丸ふるさと会館 2 階にある河童資料館は、市民より資料の寄贈・委託を受け展示及び書籍の貸出しを行っており、地域活動に実績のある団体が指定管理者であることで、地域やボランティアなどとの良好な関係も築かれているとも評価されている。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結について

(1) 指定管理者の選定手続き等

① 非公募

② 選定の方法

市内部で指定管理者候補者を選定し市議会で承認され決定しているが、市内部には、非公募とした理由、財団法人久留米市観光コンベンション国際交流協会を指定管理者指定申請書提出依頼団体とした理由を明記し、意思決定を行った決裁文書しか残っていない。

③ 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成20年12月17日
年度協定書の締結日	平成23年4月1日
指定期間	3年間(平成21年4月1日から平成24年3月31日)

(2) 非公募について

久留米市では、非公募適用条項として

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条第1項
市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

「久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第2条第1号
及び第4号

条例第2条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 1号 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- 4号 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。

以上の事から非公募理由として

① 久留米市田主丸ふるさと会館が JR 田主丸駅と一体の施設であり、その機能を活かして、公的民間セクターの一つである財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会田主丸事務所が入居し、駅案内所さらには観光案内施設としての重要な役割を果たしており、当該団体と不可分の関係をもつ施設である。

② 久留米市田主丸ふるさと会館は JR 田主丸駅と一体の施設であり、九州旅客鉄道株式会社の乗車券を発売する必要がある。しかし、九州旅客鉄道株式会社の規定では、乗車券類簡易発売業務の受託者は原則として地方公共団体又はこれに準ずると認められるもののうちから選定されることとされており、現在、財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が九州旅客鉄道株式会社と乗車券類簡易発売業務の契約をしていることがあげられている。

規則第2条第1号及び第4号に基づき、施設の性格及び団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があると認められる。

(3) 指定管理料の算定、利用料金制について

指定管理料は、指定管理者が前年度の実績を踏まえ提案した額を市が予算の範囲内で若干修正を加えたものとなっている。収支差額については、精算は行っておらず、指定管理者の収入・負担となっている。

利用料金は、免除規定として久留米市田主丸ふるさと会館条例第12条条例施行規定第5条により、久留米市又は指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用する場合ほか、健康で文化的なまちづくりに寄与するものとして指定管理者が特に必要と認める場合となっている。当該施設は、市民のふれあいの場として、健康で文化的なまちづくりに寄与することを目的として設置されており、観光案内、展示会、作品展等地域文化の発信源としての役割が大きく利用料金は結果として徴収されていない。

(4) 指定管理者による管理運営について(施設監査日 平成24年8月31日)

① 管理規定の保管について

久留米市田主丸ふるさと会館指定管理基本協定書は(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会に保管されている。

なお年度協定書は、同田主丸事務所において保管されている。

② 金銭出納簿の有無 現金管理者について

ふるさと会館指定管理にかかる経理事務は、同協会で行われており、同協会では、会計システムにて予算管理、執行管理当の経理事務を行っている。ふるさと会館指定管理に要する小口現金は、田主丸事務所で管理されており田主丸事務所では、指定管理業務に要する小口現金の出納簿を作成している。田主丸事務所の指定管理業務に要する小口現金管理者： 上野恵子。

金銭出納簿と現金残高は符号した。

③ 備品管理について

指定管理者として備品を借用しておらず久留米市田主丸総合支所産業振興課で直接管理している。

④ ふるさと会館土地に関する JR 九州との契約書について

ふるさと会館施設の底地は JR 九州からの借地である。JR 九州との契約事務を行っている田主丸総合支所産業振興課へ確認したところ、有償部分(観光案内所部分)の契約書は存在するが、無償部分(ふるさと会館部分)の契約書が見当たらないとの回答を得た。

⑤ 危機管理マニュアル、消防計画について

「久留米市田主丸ふるさと会館指定管理者業務の基準」により毎会計年度終了後に実施体制の報告を求めているが、消防計画の中にある、防災教育の実施(10月、2月)及び訓練(4月、8月、12月)について施設規模が小さく、日常的に避難通路の確認、非常灯の点検等を行っているため、特別に防災教育及び訓練を実施していないとの回答を得た。

⑥ 利用状況の測定方法について

館内の利用件数は、団体利用者の申込数により把握している。一方、特産展示場、河童資料館の見学者や利用者数については、入場料を徴収せず自由に出入りできるので把握していないため報告の人数に含まれていない。当該施設が、市民にどの程度利用されているかを正確に把握する意味においても、将来的に当該施設の見学者数の把握方法を検討することが望ましい。

(5) 市のモニタリングについて

特定の団体に公の施設の管理運営を任せる指定管理者制度において、適切で効果的なモニタリングを実施することは、制度の安定的運用に欠かすことのできない重要なものとなる。

当該指定管理者は、四半期ごとに、久留米市田主丸総合支所産業振興課へモニタリング報告書を提出している。アンケートについては、回収が難しいと予想されることからこれまで実施していなかったが、今年度から貸し室利用者に対するアンケートを実施する予定との回答を得た。

平成23年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	久留米市田主丸ふるさと会館
所在地	福岡県久留米市田主丸町田主丸1015-2
指定管理者	名 称 久留米観光コンベンション国際交流協会 代表者 常務理事 中園 雄介 住 所 福岡県久留米市城南町16-1
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	本施設の管理運営状況確認について、事業計画・報告書、月例報告書、収支予算書・決算書の提出により、事業面、財政面の把握を行うとともに、適正な管理運営が実施されるよう助言・指導を行う。
担当部課	田主丸総合支所 産業振興課 TEL:0943-72-2110 E-mail:t-sangyo@city.kurume.fukuoka.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	A	B	B

■ モニタリングの総括コメント

コンベンションの田主丸事務所を兼ねており、田主丸地域の観光案内所として、来館者にきめ細やかな観光案内をメディアにも多く取上げられている。JR 団体待合室を利用した、各種展示会会場、市民のサークル活動の場として利用され、施設利用者も増加している。さらに、久留米市と連携して、広範かつ効果的な観光情報の発信などの観光振興事業を行っており、管理全般として概ね良好であった。

■ 今後の改善項目等

今後においても、観光案内所の機能のみならず、各種展示場や市民のサークル活動の場として利用増進が期待される。効率的かつ効果的な観光情報発信や、HPやメディア等を利用した観光情報提供にも一層努力されたい。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概要と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況(実績)
業務の履行状況	事業・業務の状況	年度事業計画に基づき、運営されており、概ね良好であった。	年度事業計画及び年間計画に基づいた適正な運営を行うとともに、事業計画書における目標入館者数(7,000人)を上回ることを。	久留米市(田主丸総合支所産業振興課)と連携をはかりながら当該施設の適正な管理運営を実施し、また、年間入館者数は8,333人と目標を上回り、要求水準を満たしている。 【A】
	管理運営における基本体制の状況	職員体制は、所長1名、職員1名を配置。毎週火曜日を休館日とし、土、日曜日は、1名ずつ交代で出務している。		
	施設の維持管理状況	年度事業計画に基づいた清掃、管理が行われており、概ね良好であった。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	久留米市が進める観光行政を広報、啓発面で積極的にサポートするとともに、観光関連の広報活動に積極的に取り組んでいる。	利用者から寄せられた苦情に適切に対応している。又は、利用者からの苦情がない。	【B】
	施設運営上のサービス状況	年間を通じて様々な展示会や各種団体の会議場として利用されている。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	ほぼ、計画どおりであった。	収支を黒字に保ち、安定したサービスを提供する。	適正な事務処理、経理処理が行われており、収支は黒字で安定している。 【B】
	通常サービス業務の支出状況	ほぼ、計画どおりであった。		
	自主事業の収入状況	ほぼ、計画どおりであった。		
	自主事業の支出状況	ほぼ、計画どおりであった。		

Ⅲ 結果

1. 指摘

(1) JR九州との土地賃貸契約書について

ふるさと会館施設の底地はJR九州からの無償借地であるが契約書が存在しない。平成17年久留米市と旧田主丸町の合併により借地人の地位が旧田主丸町から久留米市に引継がれた。早急にJR九州と久留米市との無償賃借契約を行う必要がある。

(2) 危機管理マニュアル、消防計画について

当該施設は市民文化の拠点として、地域団体との協力体制をつくり、田主丸地域における町づくりの推進、ぶどう狩り等の観光案内所機能を有するものである。従って利用者は、地域住民のみならず観光客等初めての利用者も多く、緊急時の対応は重要である。このため、指定管理を受託した事業者は、消防計画に防火訓練について定めているが、その実施記録はない。常勤職員も2名と少なく所管部門の適切な指導を行うべきである。

2. 意見

(1) 指定管理者の選定手続き等

久留米市の指定管理者制度においては公募の場合のみ、選定委員会を設けることとされているが、選定の公平性や透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。

(2) 利用状況の測定方法について

特産展示場、河童資料館の見学者や利用者数については、当該施設は自由に出入できるため把握されていない。

当該施設が、市民にどの程度利用されているかを正確に把握する意味においても、将来的に当該施設の見学者数の把握方法を検討することが望ましい。

(3) 市のモニタリングについて

指定管理者モニタリングレポートでは、サービスの質の状況において回収が難しいの理由で利用者に対しアンケートによる満足度調査は行われていなかった。利用者からの苦情がないとの理由のみでサービスレベルの達成状況(実績)判定5段階(S. A. B. C. D)でB判定は理解しがたい。

第20 久留米市民交流センター

I 施設の概要

1. 対象施設

市庁内

- (1) 市民（くるみ）ホール [200 m²・定員 ⇒ テーブル（150人）・椅子（200人）]・
- (2) 会議室A [305（定員：48人）]
- (3) 会議室B [301（定員：24人）・303（定員36人）・308（定員36人）]
- (4) 会議室C [302（定員24人）・304（定員14人）・306（定員24人）・307（定員24人）]
- (5) 会議室D [309（定員16人）]
- (6) 会議室E [310（定員36人）]

2. 業務の範囲（久留米市交流センター条例）

- (1) センターの使用の許可等に関する業務
- (2) センターの使用に係る料金の収受等に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) センターを利用して行う市民文化の交流に寄与する事業に関する事
- (5) センターを利用して行う市民文化の向上及びコミュニティ活動の振興に寄与する事業に関する事
- (6) その他市長が定める業務
(報告項目)
 - ① 使用許可申請受付簿 ② 特別使用許可申請受付簿 ③ 利用料還付申請受付簿
 - ④ 業務日報 ⑤ 日程表 ⑥ 会場別利用状況集計表 ⑦ 団体別利用状況集計表
 - ⑧ 利用料金集計表

3. 指定管理者制度導入の目的等

(1) 基本方針

市民交流の場を設け、市民文化の向上とコミュニティ活動の振興に寄与するため、市民交流センターを設置する。

(2) 公募を行わない理由

- ① 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第1項4号（地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること）に該当するため。
- ② 市庁舎公用会議室との兼用施設という実態から、行政上、必要なさまざまな機能を担わせる必要があり、一般の公の施設とは性格が異なる。

③ センターの利用状況の実態や、市庁舎の中にあるということから、いろいろな制約があり、指定のあり方、事業内容、管理方法について検討を行っている。

(3) 指定管理者・指定期間

指定管理者 : (財)久留米文化振興会

指定期間 : 平成 22 年～24 年度の 3 年間

(4) 指定管理者選定手続

① 提出書類

No.	書 類 名	チェック
①	指定管理者指定申請書	OK
②	事業計画書	OK
③	(財)久留米文化振興会寄附行為	OK
④	事業報告書及び決算書	OK
⑤	登記簿	OK
⑥	納税証明書	OK
⑦	滞納のない証明書	OK
⑧	役員名簿	OK

② 選定理由

- 1) 久留米市民交流センターの設置目的「市民文化の向上とコミュニティ活動の振興に寄与するため」に沿った事業展開が可能な団体である。
- 2) 市庁舎内施設であるため、今後も公用利用への支障など管理運営上の問題が想定される。
- 3) 公用による利用が恒常的に高い（公用 約 7 割）ことから、公用会議室との兼用や自主事業実施の難しさなど、稼働率を上げる等の民間団体等による指定管理者のノウハウを生かせる環境にない。
- 4) 久留米市民交流センター開設以来、(財)久留米文化振興会がその管理を受託しており、長年にわたる実績・貢献・信頼・理解がある。

(5) 協定書

指定管理料

H19 年度 ⇒ 10,026,000 円

H20 年度 ⇒ 10,026,000 円

H21 年度 ⇒ 9,926,000 円

H22 年度 ⇒ 10,000,000 円

H23 年度 ⇒ 10,000,000 円

4. 収支実績年次推移表

(単位：円)

項 目	H19 年度決算額	H20 年度決算額	H21 年度決算額	H22 年度決算額	H23 年度決算額
利用料金収入	1,126,330	1,163,500	809,640	1,076,570	1,194,850
指定管理料	10,026,000	9,981,000	9,926,000	10,000,000	10,000,000
雑収入				198,110	167,710
収入合計	11,152,330	11,144,500	10,735,640	11,274,680	11,362,560
臨時雇用者賃金	6,490,385	7,147,205	8,034,605	6,959,655	7,633,175
福利厚生費	788,035	934,132	768,230	816,604	953,512
通信運搬費	81,789	88,100	88,613	209,546	85,113
消耗品費	782,049	664,370	613,665	554,256	952,321
食糧費	6,610	3,300	5,300	3,960	3,000
印刷製本費	103,425	93,450	34,545	55,650	0
使用料・賃借料	568,906	511,920	516,770	176,907	99,804
手数料	158,046	128,478	99,492	107,421	97,946
業務委託費	304,850	380,800	319,370	304,150	285,250
報償費	166,665	55,555	111,110	111,110	111,110
租税公課	233,200	140,600	150,000	206,400	535,000
支出合計	9,683,960	10,147,910	10,741,700	9,505,659	10,756,231
収支差額	1,468,370	996,590	-6,060	1,769,021	606,329

5. 年間利用状況

[稼働率]

名 称	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
くすみホール	86.8%	50.4%	45.8%	45.9%	42.3%
301(定員:24人)	73.9%	69.7%	37.6%	40.5%	38.5%
302(定員:24人)	77.6%	71.5%	57.9%	36.5%	41.0%
303(定員:36人)	100.0%	98.6%	77.6%	65.9%	65.1%
304(定員:14人)	48.9%	43.5%	27.5%	24.1%	23.9%
305(定員:48人)	72.1%	72.0%	43.6%	39.8%	45.7%
306(定員:24人)	82.2%	80.7%	45.3%	63.1%	60.0%
307(定員:24人)	80.5%	80.7%	41.6%	35.7%	36.8%
308(定員:36人)	78.8%	80.1%	47.7%	39.3%	48.5%
309(定員:16人)	75.7%	74.3%	43.6%	32.9%	30.2%
310(定員:36人)	-%	59.0%	97.4%	93.0%	100.0%
会議室 計	76.6%	74.0%	52.6%	47.1%	49.0%
総合計	77.6%	71.7%	51.4%	46.9%	47.9%

※稼働率について

H19、H20 は日稼働率、H21、H22、H23 は時間稼働率で算出した。

日稼働率 …貸出可能日数に対する利用日数の割合。

時間稼働率…貸出可能時間数に対する利用時間数の割合。

例) 1日のうち、4時間の貸出が可能な会議室で、1時間の利用があった場合、日稼働率は100%、時間稼働率は25%となる。

[利用料金 ⇒ 使用料+冷暖費]

(単位:円)

名 称	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
ホール	325,180	294,700	110,960	207,820	257,760
会議室	800,790	868,800	698,680	868,750	937,090
総合計	1,126,330	1,163,500	809,640	1,076,570	1,194,850

325,540(正)

360 差額 (集計表計算の誤り)

II 実施した手続及びその内容

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運營業務仕様書等入手し、基本的な考え方等について検討した。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規則その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)登記事項証明書、(6)納税証明書、(7)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、随意契約を選択した理由等について適切性について検証した。
3. 指定管理者との契約内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証をした。また、年次協定書についても個別に検討した。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性(指定管理料の支払いがない場合も存在する。)、また、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようなようになされているか検証した。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリング・レポート等を閲覧して事業計画通りに適時・適切に実施されているか検討した。

III 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

- (1) 市民交流センターは職員3名体制で運営されており、平成23年度を見ると「利用料収入」⇒約1,200千円+「指定管理料」⇒10,000千円=11,200千円の内、「臨時雇賃金等」⇒8,586千円と77%くらいが人件費である。市民交流センターの施設のうち、くるみホールを除く会議室は18時以降の貸出であるが、受付業務のために午前中から複数の職員が勤務している。年度別の人件費の内訳は、下記のとおりとなっている。

(単位：円)

	2010 予算額	2010 決算額	2011 予算額	2011 決算額	2012 予算額
臨時雇賃金	7,734,000	6,959,655	7,734,000	7,633,175	7,734,000
福利厚生費	920,000	816,604	920,000	953,512	920,000
	8,654,000	7,776,259	8,654,000	8,586,687	8,654,000

臨時雇賃金	7,733,500	6,959,655	7,733,500	7,633,175	7,733,500
パート職員	6,336,700	5,448,855	6,336,700	5,890,975	6,336,700
給料	4,959,000	4,095,200	4,959,000	4,152,800	4,959,000
賞与	826,500	396,000	826,500	792,000	826,500
時間外手当	400,000	805,455	400,000	793,975	400,000
通勤手当	151,200	152,200	151,200	152,200	151,200
事務処理臨時	1,396,800	1,510,800	1,396,800	1,742,200	1,396,800
臨時雇用賃金	1,396,800	1,510,800	1,396,800	1,742,200	1,396,800

福利厚生費	919,356	816,604	919,356	953,512	919,356
社会保険料	853,551	816,604	853,551	891,300	853,551
パート職員	843,621	815,183	843,621	891,300	843,621
臨時	9,930	1,421	9,930	0	9,930
被服貸与費	0	0	0	0	0
健康診断料	65,805	0	65,805	62,212	65,805
パート職員	65,805	0	65,805	62,212	65,805

10,000千円の指定管理料はほとんど人件費で占められている。このことは、業務の性質上妥当であるかもしれないが、3人体制で業務を行うことが適切であるかは疑問がある。また見合いの収入が1,200千円しかないため、採算性の面でも疑問が残る。担当部門としても検討はしているようだが、指定管理料の縮減のためには出来るだけ早く見直しを行い、効率の良い運営を図るべきである。

(2) 稼働率は50%程度であり、決して高くはない。また、平成22年度、23年度は、平成21年度を下回っている。これは①18時以降も市が使用することがあったり、市が念のためにした18時以降や土日の予約を速やかに取消せず、一般の予約がとりにくい状況になっていること、②認知度の問題として一般に利用できることが、知られていないことに原因があると思われる。

稼働率を上げるためには「広報くるめ」等に掲載し、広く知らしめる広報を行うとともに、市の使用方法を早急に改善すべきである。

(3) 収支報告(実績)についての、部による監査は実施されていない。

収支報告(実績)については毎年とは言わないが、2年に1回か3年に1回くらいは、部にて監査を行うべきである。

第 2 1 久留米市保育所

※第 2 章第 3 の監査対象施設における久留米市水縄保育所、久留米市川会保育所、久留米市船越保育所の 3 施設を久留米市保育所として表示している。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市水縄保育所	久留米市川会保育所	久留米市船越保育所
住所	久留米市田主丸町 石垣 1130-2	久留米市田主丸町 志塚島 972-2	久留米市田主丸町 船越 418-3
定員(人)	70	60	60
敷地面積(m ²)	3,752.21	4,006.00	3,936.00
床面積(m ²)	966.20	993.44	705.82
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造

2. 久留米市保育所を指定管理とすることの意義

保育所は「福祉」としての保育サービスを提供するだけでなく、子育て支援における役割が大きくなっている。また、自治体の財政状況が悪化する中で行財政改革が進められ、保育所運営のあり方についても転換が求められており久留米市は保育所の再編計画を進めてきていた。そうした中で平成 17 年 2 月に久留米市と田主丸町、北野町、城島町及び三潞町が合併するに至り、新たな市域を対象とした公立保育所の再編計画の見直しが必要となり、平成 20 年 4 月に見直しを行った。見直しの内容は、「原則として各総合支所のエリアごとに 1 箇所の公立保育所を残し、地域子育てセンターを併設し、総合的な地域子育て支援機能を持った拠点保育所として整備する。」というものであり、この計画に沿って田主丸地区にあった公立保育所 6 箇所のうち田主丸保育所を拠点保育所として公立のまま残し、それ以外の 5 箇所の保育所については民間に委譲する対象とした。5 箇所の保育所の内、比較的新しい施設であり起債償還中の水縄保育所、川会保育所及び船越保育所については、いったん指定管理者による管理運営へ移行し、その後起債償還時期や市の財政状況等を勘案し民間委譲の時期を決定し、これを実施することになっている。今回の選定対象となった保育所はこうした経緯によるものである。

他の公の施設の指定管理が経費の削減とサービスの向上を企図して行われるのと性質が異なっている。この民間委譲を前提とした指定管理への移行の最大の目的は人件費を中心とした経費の削減効果を得るところにある。久留米市では当該 3 保育所を直営から指定管理にしたことによる経費削減効果額を年間 33,666 千円と算定している。指定管理の期間は市で定める最長の 5 年に設定されており、その間に指定管理者の業務に特段の問題も無く、モニタリングの結果に問題が無ければ期間終了後も指定管理者を継続でき

るような検討もなされており、同一の運営主体による継続的な保育サービスを望む児童や保護者の要望に応えられるようになっている。

3. 利用料金制度

通常の保育料は久留米市が徴収する。延長保育他特別保育については「利用料金制」を採用し、指定管理者の収入として指定管理者をもって収受させる。

4. 指定期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで(5 年間)

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職（当時）	備考	市関係者は内部
久留米市子育て支援部次長(兼)子ども育成課長	委員長	内部
短期大学教授	副委員長	
久留米男女共同参画推進ネットワーク代表		
税理士		
久留米市総務部行政改革推進課長		内部
久留米市田主丸総合支所次長		内部
久留米市子育て支援部児童保育課長		内部

久留米市立保育所指定管理者候補者選定委員会委員 7 名の内 4 名が内部の選定委員となっていることについて、公平性を担保するために過半数の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員により構成されるのが望ましいが、今回の保育所の指定管理は公立保育所の再編の中で、民間委譲を予定しておりその中で適切な指定管理者を選ぶのに市の意向が強く反映されることは児童保育の観点からは適切であると考えます。

6. 選定スケジュール

(1) 公募に係る資料等の配布期間	平成 21 年 11 月 2 日～11 月 16 日
(2) 公募説明会（現地）の開催	11 月 17 日
(3) 質問書提出期間	11 月 17 日～11 月 24 日
(4) 質問の回答期限	11 月 30 日
(5) 申請期間	12 月 1 日～12 月 11 日
(6) 1 次審査（書類審査）通知	平成 22 年 1 月初旬
(7) 2 次審査（面接審査）	1 月下旬
(8) 選定結果公表	2 月下旬
(9) 指定管理者の指定	3 月定例議会
(10) 年度協定の締結・管理開始	平成 23 年 4 月 1 日

7. 指定管理者

【水縄保育所】

名称	社会福祉法人 ひじり会
種類	社会福祉法人
所在地	久留米市田主丸町石垣 1291-6
設立年月日	昭和 54 年 9 月 11 日
久留米市との関係	特になし。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム「ひじり園」 ・ 短期入所生活介護「ひじり園」 ・ 居宅介護支援「ひじり園福祉相談センター」 ・ 通所介護「さくら」 ・ 訪問入浴介護「さくら」 ・ グループホーム「さくら館」 ・ 認知症対応型デイサービス「あじさい」

【川会保育所】

名称	社会福祉法人 愛郷福祉会
種類	社会福祉法人
所在地	久留米市田主丸町志塚町 972-2
設立年月日	平成 23 年 3 月 28 日
久留米市との関係	特になし。
主な業務内容	当指定管理事業のために新規設立

【船越保育所】

名称	社会福祉法人 マリアの園福祉会
種類	社会福祉法人
所在地	久留米市田主丸町船越 418-3
設立年月日	平成 23 年 3 月 28 日
久留米市との関係	特になし。
主な業務内容	当指定管理事業のために新規設立

8. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

【水縄保育所】

(単位：点)

審査項目	応募団体	社会福祉法人ひじり会 (優先交渉権者)
1 住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。(140点)		112
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(280点)		221
3 管理に係る経費の縮減が図られているか。(70点)		53
4 管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか。(140点)		104
5 地域福祉の向上に寄与することが認められるか。(70点)		52
	合計(700点満点)	542

応募団体が社会福祉法人ひじり会のみであった。1次審査及び2次審査を経て優先交渉権者に選定された。

【川会保育所】

審査項目	応募団体	愛郷福祉会 (優先交渉権者)	A団体 (2位交渉権者)	B団体
1	住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。(140点)	103	97	74
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(280点)	204	202	155
3	管理に係る経費の縮減が図られているか。(70点)	44	47	39
4	管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか。(140点)	90	98	74
5	地域福祉の向上に寄与することが認められるか。(70点)	58	42	38
合計(700点満点)		499	486	380

【船越保育所】

審査項目	応募団体	マリアの園福祉会 (優先交渉権者)	A団体 (2位交渉権者)	B団体
1	住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。(120点)	97	93	78
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(240点)	188	162	167
3	管理に係る経費の縮減が図られているか。(60点)	40	42	33
4	管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか。(120点)	86	82	71
5	地域福祉の向上に寄与することが認められるか。(60点)	44	40	46
合計(600点満点)		455	419	395

選定委員の中に船越保育所の指定管理者応募者と利害関係のある委員が1名いたため、4採点はその委員を除く6名で実施したため満点は600点となっている。

9. 指定管理料の算定方法

指定管理料は基本的には国の定める保育所運営費の基準により算定され、これに久留米市の民間保育所運営費補助金と特別保育事業費補助金が加算され、維持管理費相当分を控除して計算される。各保育所の平成23年度の指定管理料の実績額は以下のである。

水縄保育所	87,813,380円
川会保育所	70,645,312円
船越保育所	64,142,576円

Ⅱ 実施した手続及びその内容

1. 選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

- ・公募期間について「久留米市保育所指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。
- ・周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確認した。

(2) 指定管理者選定委員の独立性検討

- ・「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確認した。

(3) 指定管理者の事業継続性についての検討

- ・指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された「収支計算書」「財産目録」を入手し、設立前団体に関しては「寄付誓約書」を入手し、事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確認した。

(4) 指定管理者選定過程及び結果についての検討

- ・「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確認した。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより公募による指定管理を行うことの妥当性を確認した。指定管理に移行する前の費用と指定管理に移行後の費用効果額算定資料を入手し、費用が削減されていることを確認した。モニタリングレポートを閲覧し、サービスの水準が保たれているかを検討した。

3. 管理状況の妥当性検討

(1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確認した。

(2) 現金の管理状況について質問し、監査日前日の現金日報で残高が照合されていることを確認した。

(3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われていることを質問等により確認した。

(4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確認した。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

川会保育所に関して業務仕様書の 17 事業報告で提出が要求されている月報の内（1）入退所報告（2）職員名簿が無い月が散見される。市では別途データを入手して確認しているとのことであるが、入退所報告、職員名簿とも重要書類であり正式の報告書として月報に綴じ込んでおく必要がある。

2. 意見

なし。

第2章 久留米市三潞総合福祉センター

4町合併前に旧三潞町が設置した施設であり、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。市民の教養向上やレクリエーションの場として利用されている。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市三潞総合福祉センター
事業の内容	市内に居住するもので、福祉活動を目的とする団体及び個人の利用に供する施設
住所	久留米市三潞町玉満 1790 番地
開館日	平成6年4月
面積	建物：鉄筋コンクリート平屋建 面積 2,051.87 m ²
施設の内容	浴室、集会室、研修室、教養娯楽室、将棋室、食堂など
利用時間	9時30分～16時30分（土曜日は21時まで） 休館日：毎週月曜日、年末年始、第3日曜日



2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

(利用料金)

	1人1回	回数券(11回分)
大人(中学生以上)	200円	2,000円
小人(4歳以上)	100円	1,000円
研修室(3部屋)	(1時間当たり) 500円	
教養娯楽室(2部屋)	(1時間当たり) 500円	

(特定施設利用料金)

研修室 1, 2, 3	1 時間までごとに 500 円
教養娯楽室 1, 2	1 時間までごとに 500 円

3. 指定期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4. 指定管理者

名称	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会
種類	社会福祉法人
所在地	久留米市長門石 1 丁目 1 番 34 号
設立年月日	昭和 37 年 7 月 17 日
久留米市との関係	外郭団体
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none">・福祉問題の把握、活動計画の作成、提言・提起の実施・住民、当事者、社会福祉関係者等の組織化支援・ボランティア活動の振興・在宅福祉サービス等の実施・総合的な相談・援助活動及び情報提供活動の実施・福祉教育、啓発活動の実施・社会福祉の人材養成・研修事業の実施など

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職	備考	市関係者は内部
久留米市健康福祉部次長	委員長	内部
久留米市健康福祉部長寿介護課長	副委員長	内部
久留米大学文学部教授		
税理士		
久留米市三潞総合支所長		内部
久留米市総務部行政改革推進課長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 21 年 7 月 15 日～8 月 7 日 |
| (2) 公募説明会(現地)の開催 | 8 月 10 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 8 月 10 日～8 月 17 日 |
| (4) 申請期間 | 9 月 1 日～9 月 11 日 |
| (5) 1 次審査(書類審査)通知 | 10 月上旬 |
| (6) 2 次審査(面接審査) | 10 月中旬 |
| (7) 選定結果公表 | 10 月下旬 |

- (8) 指定管理候補者と仮協定の締結 11月下旬
 (9) 指定管理者の指定 12月中旬
 (10) 年度協定の締結・管理開始 平成22年4月1日

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

応募団体 審査項目	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 (優先交渉権者)	A (第2交渉権者)
1 住民の利用に関し、公平性を確保することができるものであること。 (120点)	95	62
2 管理運営業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (360点)	282	202
3 管理運営業務計画書・収支計画書の内容が、施設の管理・運営費用の削減が図られるものであること。 (300点)	247	171
4 管理運営業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。 (300点)	229	146
5 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること。 (120点)	107	40
合計(1,200点満点)	960	621

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

科目	指定管理者 及び年度	久留米市社会 福祉協議会	久留米市社会 福祉協議会	久留米市社会 福祉協議会	久留米市社会 福祉協議会	久留米市社会 福祉協議会
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入						
指定管理料		33,000	33,000	33,000	30,100	29,000
施設利用料等		20,292	21,830	22,286	19,059	22,336
その他		-	49	14	9	8
収入計		53,292	54,879	55,300	49,168	51,344
支出						
給与手当		16,243	16,299	16,136	15,782	15,756
法定福利費		1,223	1,204	977	1,058	1,066
諸謝金		38	41	847	296	271
消耗品費		1,512	1,618	2,738	1,511	1,346
水道光熱費		7,202	7,558	7,694	7,565	8,252
燃料費		2,925	3,278	2,561	2,449	3,622
修繕費		991	787	1,017	923	673
業務委託費		5,174	5,624	5,593	5,056	4,991
租税公課		2,245	2,233	2,293	2,053	2,038
給食費		8,114	8,536	10,594	10,160	11,825
返還金支出		-	-	5,499	-	-
その他		1,303	1,241	1,600	1,544	1,490
支出計		46,970	48,419	57,549	48,397	51,330
収入超過額		6,322	6,460	△2,249	771	14

平成19年度から平成21年度は指定管理の公募第1期目であり、平成22年度、23年度は公募第2期目（5年間）の2年目である。久留米市社会福祉協議会が継続して指定管理者に選定されている。

平成21年度の返還金支出は第1期目の3年間に当初予定していたリニューアル費用を使わなかったために市と協議の上で市に返還したものである。第2期目では指定管理料が下げられている。

9. 直近5カ年の利用状況の推移

【利用者数推移】

(人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大人	16,660	17,765	17,494	13,204	14,861
小人	556	280	314	246	387
回数券・他	31,145	30,638	30,543	27,347	30,825
総利用者数	48,361	48,683	48,351	40,797	46,073
1日平均利用者数	163	167	165	139	157

平成22年度はリニューアル工事による休館日増のため利用者数が減少している。

【売上推移】

(千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
券売機	3,388	3,581	3,530	2,665	3,011
部屋代	567	553	436	320	401
回数券	2,058	1,848	1,444	1,270	1,560
利用料売上合計	6,013	5,982	5,410	4,255	4,972
食券売上	13,819	15,347	16,183	14,112	16,657
その他売上	461	491	694	692	708
総売上額	20,293	21,820	22,287	19,059	22,337

II 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市三潁総合福祉センター指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されていることを確かめた。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確かめた。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確かめた。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された直近の決算書を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確かめた。

(4) 指定管理者候補者選定過程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確かめた。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより確かめた。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確かめた。また、利用者状況の推移を分析することによりサービスの水準が低下していないかを確かめた。

3. 管理状況の妥当性検討

- (1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確かめた。
- (2) 現金の管理状況について質問し、監査日前日の現金日報で残高が照合されていることを確かめた。
- (3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われていることを質問等により確かめた。
- (4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確かめた。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

- ・選定委員会の構成において内部の選定委員が過半数を占めている

本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。三潁総合福祉センター選定委員の構成が久留米市の関係者が 4 人となっており選定委員 6 人の内過半数を占めている。指定管理者に社会福祉法人久留米市社会福祉協議会のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は、特に選定委員の構成に配慮すべきである。公平性を担保するために久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。

2. 意見

(1) 備品管理台帳の整備について

備品の現物照合は毎期、指定管理者によって実施されているが台帳には当初の募集要項に記載された「久留米市三潁総合福祉センター貸与品リスト」をもとに廃棄品を除いたものが使用されている。これには備品 No. は記載されておらず現物照合時には備品を特定するのに苦労している。備品の現物には備品 No. の記載されたシールが添付されているのだが用をなしていない。市では備品 No. の記載されたもとのデータを所有しているのだから、指定管理者に現物照合前に渡し、指定管理者はこれに基づいて現物照合を行いその証跡を台帳上に残したものを市に報告すべきである。その結果を受けて市では備品台帳を更新すべきである。

(2)利用者数の減少傾向に対処する方策の検討について

平成 22 年度に施設のリニューアルを実施しており、その工事の期間の影響で総利用者数は前年に比較し 7,554 人減少している。リニューアル後の平成 23 年度には利用者数は回復し前年比 5,267 人増加したが、リニューアル前の平成 21 年度に比べると 2,278 人減少している。リニューアルによる集客効果があまり無かったという結果になっている。この要因はリニューアルといってもその内容が主に外観や内装の修復にかけられており、設備に目新しい物を導入するといったものではなかったことと、近隣周辺に競合するような施設が増えたことによるものと考えられる。利用者の構成は高齢者が多いとのことである。設備の利用がない場合は入館料を取っていないこともあるが、平成 23 年度の子どもの利用者は年間 387 人と少ない。家族連れの利用が少ないことを意味している。

総合福祉センターという本来の目的からは十分とは言えない。交通アクセスに関しても最寄りの駅である西鉄犬塚駅から 500 メートル程の距離があり、三潁駅からは徒歩 15 分と自家用車を持たない高齢者にとっては利用しにくいのも利用者が減少している要因になっているものと思われる。施設のリニューアルも行っており、今後は家族連れを取り込む方法、三潁地域に限らず市内全域に集客を呼びかけるような方法を検討すべきである。

第 2 3 久留米市田主丸老人福祉センター

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

久留米市田主丸老人福祉センターは、老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーションの場の提供を通じ、地域の高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、昭和 56 年度より事業を開始している。

2. 施設の状況

所在地	久留米市田主丸町田主丸 749 番地 1
建物構造	鉄筋コンクリート 平屋建
建物面積	951.29 m ²
敷地面積	9,246.49 m ²
施設設備	浴室、集会室、ヘルストロン室、教養娯楽室、ゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場など
利用時間	午前 9 時から午後 4 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日 (3) 年末及び年始(12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日)

利用料金

施設等区分	市内居住者	市外居住者
施設(入浴を含む)	無料	200円
ヘルストロン	100円	200円

3. 利用状況の推移

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
開館日数	293	292	293	293	291	292	293
利用者数	37,155	35,237	35,817	32,932	34,232	33,137	32,464

4. 施設の管理運営について

「久留米市田主丸老人福祉センター条例」及び「久留米市田主丸老人福祉センター条例施行規則」に基づき管理運営を実施している。

平成 18 年度は、久留米市社会福祉協議会を指定管理者として指定。平成 19 年度より 3 年間地域の福祉活動の拠点としての施設の性格から、久留米市田主丸地域社会福祉協議会を指定管理者として指定した。平成 21 年度には 22～26 年度の指定管理者の選定を行

い、再度久留米市田主丸地域社会福祉協議会を指定した。尚、平成17年度は田主丸町社会福祉協議会へ管理運営委託されていた。

(1) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定管理者 氏名	管理運営委託 田主丸町社会 福祉協議会	(福)久留米 市社会福祉 協議会	久留米市田主丸地域社会福祉協議会			久留米市田主丸地域社会 福祉協議会(H26年度まで)	

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入計			23,608	24,443	24,682	24,184	24,258
(内訳) 指定管理料	25,155	25,200	21,300	21,300	22,100	21,700	21,700
利用料収入			282	303	326	373	344
繰越その他の収入			2,026	2,840	2,256	2,111	2,214
支出計			22,788	24,206	24,588	23,978	24,080
(内訳) 人件費			10,869	11,487	11,319	11,061	11,387
人件費以外			11,919	12,719	13,269	12,917	12,693

(注) 指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。17年度は管理運営委託料 斜線部分は保存年限を過ぎ廃棄され不明である。

(2) 指定管理者の概要

指定管理者である久留米市田主丸地域社会福祉協議会は田主丸地域における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の促進を図ることを目的として、平成17年11月に設立された団体である。構成員は、約5,800世帯(平成23年4月1日現在)である。

(3) 指定管理者の運営財源

指定管理者は久留米市からの指定管理料と利用者からの施設利用料収入により当該施設を運営している。

指定管理者制度を採用するにあたり指定管理料は交付型を取っており、この場合、施設の大規模修繕等においては、リスク分担表に基づき久留米市が直接負担し、毎年度の施設の維持に係る経費は指定管理料を通じて市が負担することになる。指定管理者は、指定管理者として施設の維持管理業務を行う。

リスク分担一覧表

リスクの種類	内 容	市	指定 管理者
制度・法令変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	○	○
物価変動	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期	○	○
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設構造	施設構造に起因するもの	○	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力	○	○
損害賠償	管理運営上における事故	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

5. 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	市内部で指定管理候補者を選定し市議会で決定
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
申請書を提出した団体数	1団体

6. 久留米市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	平成24年4月25日
実施調査の状況	適宜実施している。

II 実施した手続及びその内容

1. 施設のあり方と指定管理者制度の導入について

久留米市田主丸老人福祉センターは、元気な高齢者が自ら通うかたちで利用することになる。具体的なサービスとして、毎週月～土曜日は無料で福祉バスが運行され、カラオケ、囲碁、舞踊、ダンス教室などのレクリエーションを行い、地域高齢者が交流の場として利用している。また、高齢者の健康相談等各種のカウンセリングを行っており、当該施設は市民ニーズがある施設になっていると考えられる。次に、近隣に久留米市田主丸老人福祉センターのような住民の要望に応えられる民間類似施設が存在しないことから、市は施設の設置目的を達成するために、実施主体となる必要もあると考えられる。最後に、市が実施するとしても市の職員が直接実施する必要は無いと判断される。よって、当該施設は指定管理者を導入する要件を満たしているものと判断できる。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結について

(1) 指定管理者の選定手続き等

① 非公募

② 選定の方法

選定にあたっては、次に掲げる事項のいずれにも該当するものを選定するとされている。

- 1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- 2) その事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- 3) 管理運営業務計画書・収支計画書の内容が施設の管理運営費用の縮減が図られる

ものであること。

4) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5) 地域の経済の活性化に寄与することが認められるものであること。

が挙げられ市内部で指定管理候補者を選定し、市議会で承認され決定している。

③ 協議書の締結

項 目	内 容
基本協定書の締結日	平成21年11月20日
年度協定書の締結日	平成23年4月1日
指定期間	5年間（平成22年4月1日から平成27年3月31日）

(2) 非公募について

久留米市では、非公募適用条項として

「久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条第1項
市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例施行規則」第2条第4号

条例第2条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

4号 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
が挙げられている。

以上のことから、久留米市は指定管理者を選定する際に、久留米市老人福祉センターは高齢者福祉の向上を図ることを目的とした施設であり、市内居住者からは利用料を徴せずサービスが提供が行われているため、公募になじまず、施設の設置目的の達成、利用者の利便性の向上、管理経費の削減等、総合的に判断し、地域の人材、団体等における管理が相応しく、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例施行規則第2条第4号により選定するものであるとしている。

施設の性格及び団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があると認められる。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定

している。収支差額については、精算は行っておらず、指定管理者の収入・負担となっている。

(4) 指定管理者による管理運営について(施設監査日 平成24年8月31日)

① 管理規定の有無 保管状況について

久留米市田主丸老人福祉センター条例及び久留米市田主丸老人福祉センター条例施行規則による。また、久留米市田主丸老人福祉センターの指定管理協定書及び年度協定書は当該センターにおいて保管されている。

② 金銭出納簿の有無 現金管理者について

管理運営決算書は会計帳簿により作成されている。ヘルストロン、コピー代等の現金は、センター所長が管理し随時銀行へ入金している。金銭出納簿と現金残、会計帳簿と預金残は一致した。預金通帳、印鑑はセンター所長が管理しており、牽制機能がない。

③ 備品管理について

センター所長が管理責任者となっているが久留米市より久留米市田主丸老人福祉センターへの貸与品(備品)リスト中、壁掛エアコンが1台、足浴機2台、フットプロ2台が不明である。確認したところ、平成21年10月久留米市が管理運営業務仕様書で貸与品リストを作成した際、存在しないものがリストに含まれていた事によるとの回答を得た。

④ 危機管理マニュアル、消防計画について

久留米市田主丸老人福祉センター管理運営業務仕様書16-(6)緊急時の対応によると日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされている。当該センターでは避難訓練実施要項を作成し年1回避難訓練が行われている。

⑤ 利用状況の測定方法について

利用者数は申込者数を基に施設受付にて職員がカウントしている。

3. 市のモニタリングについて

モニタリングは、指定管理者から以下の(1)、(2)、(3)の報告書類、その他久留米市が要求する資料等の提出を受け、毎年ごとに業務の評価を実施している。これに際し、久留米市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取を行い、又は指定管理者に対し是正等の措置を講ずるように指示することができる。

(1) 業務の履行状況の確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 業務、業務の履行状況(開館状況、利用統計など)
- ② 施設の維持管理状況(備品管理業務、清掃業務など)

(2) サービスの質に関する確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 基本的事項(広報の実施状況など)
- ② 運営業務(予約、使用許可の状況、クレーム状況など)

(3) サービスの提供の安定性に関する確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 企画事業(歳入歳出の計画及び実績、利用料金減免数及び金額統計など)
- ② 自主事業(歳入歳出の計画及び実績など)

当該センターでは定期的にモニタリングを受けており以下が平成 23 年度指定管理者モニタリングレポートである。

平成23年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	田主丸老人福祉センター
所在地	久留米市田主丸町田主丸749番地1
指定管理者	名 称:久留米市田主丸町地域社会福祉協議会 代表者:委員長 別府 哲英 住 所:久留米市田主丸町田主丸749番地1
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	管理運営業務が、管理運営方針、業務仕様書、事業計画書に従い適切に実施されているかをヒアリング、事業報告書、モニタリングチェックシート(四半期)、利用者アンケート等の方法により実施した。
担当部課	健康福祉部 長寿支援課 TEL:0942-30-9038 E-mail:chouju@city.kurume.fukuoka.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	A	A	A

■ モニタリングの総括コメント

施設利用者については、昨年に比べ上回っており要求水準以上である。施設の管理は行き届いており、快適な場の提供が行われているとともに、地域住民への事業の周知・広報に関し十分に実施されている。指定管理料の範囲内で施設の維持管理は計画的に行われており、要求水準以上である。

■ 今後の改善項目等

施設の利用者の固定化傾向から新規利用者の拡大に向けた新たな事業の推進と、利用者の満足度が向上し、今後、より以上の集客率が向上するよう努めること。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況(実績)
業務の履行状況	事業・業務の状況	サービス提供に関しては事業計画どおりに行われている。	快適な空間の提供と施設利用者の昨年度水準を維持すること。	施設の清掃は行き届いており、快適な提供が行われている。施設利用者については、昨年と比べ上回っており要求水準以上である。 【A】
	管理運営における基本体制の状況	常駐の管理者を確保し、適切に管理運営を実施		
	施設の維持管理状況	計画的な保守管理の実施		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	センター独自の広報は実施していないが、地域社協だよりで適切に実施されている。	自主的事業の開催事業の十分な周知・広報をすること。	地域社協だよりにより、地域住民への事業の周知・広報は十分に実施されている。 【A】
	施設運営上のサービス状況	施設の維持管理、環境の整理による利用者の満足度は向上している。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	計画どおり。	指定管理料の範囲内で計画的で効率的な管理運営が行なわれていること。	指定管理料の範囲内で施設の維持管理は計画的に行われており、要求水準以上である。 【A】
	通常サービス業務の支出状況	指定管理料の範囲内での適正な管理が行われている。		
	自主事業の収入状況	収入の見込みがないため、評価を行わない。		
	自主事業の支出状況	自主事業の支出なし		

Ⅲ 結果

1. 指摘

(1) 備品管理について

久留米市からの貸与品リストに記載があるものの、存在しない備品がある。平成 21 年 10 月管理運営業務仕様書作成時、久留米市と久留米市田主丸地域社会福祉協議会の双方に確認懈怠がある。早急に訂正されたい。

2. 意見

(1) 指定管理の選定手続き等(手続 2-(1)-②)

選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた選定委員会設置による選定が望ましい。

(2) 金銭出納簿の有無 現金管理について(手続 2-(4)-②)

現在預金通帳、印鑑ともにセンター所長が管理している。区分管理が望ましい。

第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することにより高齢者と子どもの世代間交流や相互理解を促進し、福祉の増進を図ることを目的として平成12年に整備された。

2. 施設の状況

所在地	久留米市高良内町 592 番地 1
建物構造	木造平屋建
建物面積	289.06 m ²
敷地面積	3,271.00 m ²
施設設備	研修室、大広間、会議室 1、会議室 2、広場
利用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条</u> に規定する休日 (3) 年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日)
利用料金	無料

3. 利用状況

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開館日数	294	294	293	293	293	294	295
利用者数	6,639	6,726	7,069	8,850	8,603	7,794	9,256

4. 施設の管理について

「久留米市高齢者と子どもの交流施設条例」及び「久留米市高齢者と子どもの交流施設条例施行規則」に基づき、管理運営を実施している。

平成 18 年度より指定管理者制度を導入したが、地域住民が専ら使用している施設であり、実質的に地域住民が構成する団体が管理運営を行っている施設であるため、非公募により「高齢者と子どもの交流施設管理運営委員会」を指定管理者に指定し、管理運営を行っている。

(1) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指定管理者氏名	管理運営委託 高齢者と子どもの 交流施設管理運営 委員会	高齢者と子ども の交流施設管理 運営委員会	高齢者と子ども の交流施設管理 運営委員会	高齢者と子ども の交流施設管理 運営委員会	高齢者と子ども の交流施設管理 運営委員会	高齢者と子ども の交流施設管理 運営委員会

② 指定管理料の推移

(単位:千円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入計			1,778	1,918	1,796	1,858	1,866
(内訳) 指定管理料	1,348	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396
利用料収入			87	134	133	134	123
その他収入			295	388	267	327	347
支出計			1,391	1,651	1,469	1,511	1,588
(内訳) 人件費			840	840	840	840	840
人件費以外			551	811	629	671	748

(注) 指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。平成17年度は管理運営委託料である。斜線部分は保存年限を過ぎ廃棄されているため不明。

(2) 指定管理者の概要

高齢者と子どもの交流施設管理運営委員会は、平成12年度久留米市高齢者と子どもの交流施設開所にともない設立された団体である。委員会構成員は、高良内校区老人クラブ連合会、高良内校区子供会連合会、高良内校区青少年対策協議会、高良内校区公民館振興会による。当該委員会は、地域の代表者で構成され地域に密着した活動を行っている。高齢者と子どもの世代間交流を促進し、事業が円滑に行なわれ福祉の増進を図ることを基本理念としている。

(3) 指定管理者の運営財産

久留米市高齢者と子どもの交流施設は、利用料を徴収しない施設のため、久留米市からの指定管理料とクーラー使用の電気料金収入により当該施設を運営している。指定管理者制度を採用するにあたり指定管理料は交付型を取っておりこの場合、施設の大規模修繕費等においては、リスク分担表に基づき久留米市が直接負担し、毎年度の施設の維持に係る経費は指定管理料を通じて市が負担することになる。指定管理者は、指定管理者として施設の維持管理業務を行う。

久留米市高齢者と子どもの交流施設リスク分担一覧表

リスクの種類	内 容	市	指定 管理者
制度・法令変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	○	○
物価変動	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期	○	○
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設構造	施設構造に起因するもの	○	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力	○	○
損害賠償	管理運営上における事故	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

5. 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	市内部で指定管理候補者を選定し市議会で決定
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する 「すべての業務」
申請書を提出した団体数	1団体

6. 久留米市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	平成24年4月13日
実施調査の状況	適宜実施している。

II 実施した手続及びその内容

1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

久留米市高齢者と子どもの交流施設の設置目的は高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することにより、高齢者と子どもの世代間交流や相互関係を促進し、福祉の増進を図ることである。当該施設は、地域高齢者と子どもたちが交流の場として利用していることから、市民ニーズがある施設になっていると考えられる。次に、近隣に久留米市高齢者と子どもの交流施設のような住民の要望に応えられる民間類似施設が存在しないことから、市は施設の設置目的を達成するために、実施主体となる必要もあると考えられる。最後に、市が実施するとしても市の職員が直接実施する必要は無いと判断される。よって、当該施設は指定管理者を導入する要件を満たしているものと判断できる。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結について

(1) 指定管理の選定手続き等

① 非公募

② 選定の方法

選定に当たっては、選定基準として次に掲げる項目のいずれにも該当するものを選定するとされている。

- 1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- 2) その事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させ

るとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有するものであること。

があげられ市内部で指定管理者候補者を選定し市議会で承認され決定している。

③ 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成20年10月24日
年度協定書の締結日	平成23年4月1日
指定期間	5年間(平成21年4月1日から平成26年3月31日)

(2) 非公募について

久留米市では、非公募適用条項として

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条第1項
市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

「久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」

第2条第4号

条例第2条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

4号 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。

が挙げられている。以上のことから久留米市は、久留米市高齢者と子どもの交流施設の指定管理者を選定する際に公募によらない理由として、久留米市高齢者と子どもの交流施設は、高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することにより、高齢者と子どもの世代間交流や、相互理解を促進し、福祉の増進を図ることを目的に平成12年に開所。

施設の設置目的のよりよい達成と、利用者の利便性の向上、また管理経費の削減を目的に、開所当初より、地域住民が構成員となる高齢者と子どもの交流施設管理運営委員会に管理運営を委託している。

今回指定管理者を指定する際には、地域の住民が専ら使用している施設で実質的に地域住民が構成する団体が管理運営を行っている施設であるため、公募によらず行うものであるとしている。施設の性格及び団体等政策的な方針に照らし合理的な理由があると認められる。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。収支差額については、精算は行っておらず、指定管理者の収入・負担となっている。

(4) 指定管理者による管理運営について(施設監査日 平成 24 年 8 月 31 日)

① 管理規定の有無 保管状況について

久留米市高齢者と子どもの交流施設条例及び久留米市高齢者と子どもの交流施設条例施行規則による。また、指定管理基本協定書、年度協定書は高齢者と子どもの交流施設管理運営委員会において保管されている。

② 金銭出納簿の有無 現金管理者にいて

久留米市からの経理指導を受け、預金通帳をもとに会計帳簿が作成されており、預金残高と一致した。現金管理は行われておらずその都度預金から必要な金額を引きおろしている。預金通帳、印鑑は総て運営委員長が管理しており牽制機能がない。

③ 備品管理について

運営委員長が行っており適切に保管、管理されている。

④ 危機管理マニュアル、消防計画について

管理運営業務仕様書には、緊急時の対応として地震、火災、風水害等の災害及び事故による傷疾等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、日頃から訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図るとなっているが、防災、消防訓練が行われた記録がない。

⑤ 利用状況の測定方法について

利用申込人数をもとに受付で常勤管理人が確認している。

3. 市のモニタリングについて

モニタリングは、指定管理者から以下の(1)、(2)、(3)の報告書類、その他久留米市が要求する資料等の提出を受け、年度ごとに業務の評価を実施している。これに際し、久留米市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取を行い、又は指定管理者に対し是正等の措置を講ずるように指示することができる。

(1) 業務の履行状況の確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 業務、業務の履行状況(開館状況、利用統計など)
- ② 施設の維持管理状況(備品管理業務、清掃業務など)

(2) サービスの質に関する確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 基本的事項(広報の実施状況など)
- ② 運営業務(予約、使用許可の状況、クレーム状況など)

(3) サービス提供の安定性に関する確認事項(四半期ごと及び年度別の報告)

- ① 企画事業(歳入歳出の計画及び実績、利用料金減免件数及び金額統計など)
- ② 自主事業(歳入歳出の計画及び実績など)

当該委員会では定期的にモニタリングを受けており以下が平成 23 年度指定管理者モニタリングレポートである。

平成23年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	高齢者と子どもの交流施設
所在地	久留米市高良内町592番地1
指定管理者	名 称:高齢者と子どもの交流施設管理運営委員会 代表者:委員長 後藤 昭彦 住 所:久留米市高良内町592番地1
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	施設管理運営業務が、管理運営方針、業務仕様書、事業計画書に従い適切に実施されているか、モニタリング確認用チェックシート(四半期)、利用者アンケート、現地調査、ヒアリングや実績報告等の方法を用いて実施した。
担当部課	健康福祉部 長寿支援課 TEL:0942-30-9038 E-mail:chouju@city.kurume.fukuoka.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	A	B	B

■ モニタリングの総括コメント

利用者が前年度と比較して上昇しており、施設の維持管理も概ね良好である。利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ている。指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われている。

■ 今後の改善項目等

高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することによって、更なる高齢者と子どもの世代間交流などの事業展開を推進する必要がある。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況(実績)
業務の履行状況	事業・業務の状況	事業計画どおりに行われている。	前年度以上の施設利用者を確保する。 適切な管理運営及び施設の維持管理を行う。	利用者が前年度と比較して18.7ポイントも上昇している。 施設の維持管理も概ね良好である。 【A】
	管理運営における基本体制の状況	常駐の管理者を確保し、適切に管理運営を実施している。		
	施設の維持管理状況	必要な保守については適切に実施されている。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	職員対応は、適切に実施している。 必要に応じ広報などにも努めている。	利用者の満足度を把握し、サービスの向上に努めること。	利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ており、要求水準は満たされている。 【B】
	施設運営上のサービス状況	利用者アンケートを実施、利用者の要望を把握している。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	利用料については無料のため評価しない。	指定管理料の範囲内で計画的かつ効率的な施設管理運営を図ること。	指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われており、要求水準は満たされている。 【B】
	通常サービス業務の支出状況	指定管理料の範囲内での適正な管理が行われている。		
	自主事業の収入状況	自主事業は無料のため収入無し。		
	自主事業の支出状況	計画どおりの支出状況である。		

Ⅲ 結果

1. 指摘

(1) 危機管理マニュアル、消防計画について

当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供と高齢者と子どもの世代間交流を大きな目的としていることから利用者は高齢者と子どもが大多数を占める。

久留米市高齢者と子どもの交流施設管理運営業務仕様書 12-(5)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、適切な指導を求める。

2. 意見

(1) 指定管理の選定手続き等

選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。

(2) 金銭出納簿の有無 現金管理について

現在預金通帳、印鑑ともに運営委員長が管理している。区分管理が望ましい。

(3) 市のモニタリングについて

指定管理者モニタリングレポート 今後の改善項目等の中に高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することによって、更なる高齢者と子どもの世代間交流などの事業展開を推進する必要がある。とあるが平成 23 年度高齢者と子どもの交流事業はもちつき大会 1 回のみである。今後の事業内容の再考が必要である。

第 2 5 久留米市老人いこいの家

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

久留米市老人いこいの家は、高齢者の教養向上、レクリエーションの場の提供を通じ、地域の高齢者の健康増進・福祉の向上を図ることを目的として設置している。旧久留米市内においては、小学校区に1施設を目標として、昭和51年度（南校区）から整備を進め、平成19年度に整備した日吉老人いこいの家（日吉校区）により全校区に設置された。

2. 施設の状況

施設数 計26施設（行政財産：22施設、普通財産：4施設）＊別表参照
 単独施設10施設、複合施設（校区コミュニティセンター等）16施設
 指定管理方式を導入しているのは行政財産の22施設
 施設設備 談話室、会議室、調理室等（施設により設備は異なる）

3. 利用状況の推移（17年度～22年度：23施設、23年度：22施設）

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
97,395人	101,170人	93,277人	87,397人	86,967人	85,255人	77,855人

4. 施設の管理について

「久留米市老人いこいの家条例」及び「久留米市老人いこいの家条例施行規則」に基づき、管理運営を実施している。

平成18年度より久留米市老人クラブ連合会を指定管理者として管理運営を行っている。（北野老人いこいの家除く）

（1）指定管理の状況

① 指定状況の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定管理者 氏名	管理運営委託 久留米市老人 クラブ連合会	久留米市老人クラブ連合会			久留米市老人クラブ連合会 (H25年度まで)		

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入計			21,916	22,297	22,976	22,237	20,672
(内訳)指定管理料	18,000	16,789	16,310	16,310	16,300	16,300	15,720
利用料収入			1,082	1,395	1,150	1,466	1,241
繰越その他収入			4,544	4,612	5,546	4,471	3,711
支出計			17,390	16,751	18,504	18,397	16,555
(内訳)人件費			4,982	5,227	5,361	5,463	5,319
人件費以外			12,407	11,524	13,143	12,934	11,236

(注)指定管理料は基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。

17年度は管理運営委託料、斜線部分は保存年限を過ぎ廃棄されており不明。

(2) 指定管理者の概要

久留米市老人クラブ連合会は、高齢者の豊富な知識と貴重な体験を生かし、互いに研鑽しあって新しい時代に即応した活動を行うとの趣旨の基に、昭和33年に発足。主な事業として、高齢者相互の支援事業、健康づくり事業、地域での奉仕活動等を実施している。

久留米市老人いこいの家の運営については、老人の教養の向上及びレクリエーション等の事業を促進し、事業が円滑に行われ、福祉の増進を図ることを基本理念に管理運営している。

(3) 指定管理者の運営財源

久留米市老人いこいの家は、わずかの利用料で使われる施設のため、ほぼ久留米市からの指定管理料のみで当該施設を運営している。

指定管理者制度を採用するにあたり指定管理料は交付型を取っており、この場合、施設の大規模修繕等においては、リスク分担表に基づき久留米市が直接負担し、毎年度の施設の維持に係る経費は指定管理料を通じて市が負担することになる。指定管理者は、指定管理者として施設の維持管理業務を行う。

久留米市老人いこいの家リスク分担一覧表

リスクの種類	内 容	市	指定 管理者
制度・法令変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	○	○
物価変動	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期	○	○
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設構造	施設構造に起因するもの	○	
個人情報保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力	○	○
損害賠償	管理運営上における事故	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

6. 久留米市老人いこいの家施設一覧表

校区名	開所年	建設方法	建設費(千円) (併設の総額)	建設延面積(m ²) (併設の総面積)	所在地	管理者
南	S51.4	単独	8,349	135.80	南2丁目10-3	南校区老人クラブ連合会
善導寺	S53.4	単独	16,375	154.85	善導寺町飯田1573-7	善導寺校区老人クラブ連合会
荒木	S53.5	単独	14,107	156.09	荒木町荒木1312-4	荒木校区老人クラブ連合会
上津	S54.5	単独	39,535	311.50	上津町1998-1	上津校区老人クラブ連合会
津福	S54.6	複合 (コミュニティーセンター)	16,000 (59,122)	55.07 (511.16)	津福今町472-31	津福校区老人クラブ連合会
篠山	S54.6	単独	14,225	136.90	旭町1	篠山校区老人クラブ連合会
草野	S54.7	複合 (コミュニティーセンター)	16,000 (62,800)	101.55 (550.34)	草野町矢作506-1	草野校区老人クラブ連合会
○ 御井	H23.4	複合 (コミュニティーセンター)	51,520 (161,648)	220.00 (690.26)	御井町1600-4	御井校区老人クラブ連合会
東国分	S55.4	単独	15,690	149.06	国分町403-1	東国分校区老人クラブ連合会
山川	S55.5	複合 (コミュニティーセンター)	10,426 (71,760)	89.90 (660.23)	山川追分2丁目10-16	山川校区老人クラブ連合会
山本	S55.7	複合 (コミュニティーセンター)	7,087 (67,905)	74.14 (560.33)	山本町耳納79-2	山本校区老人クラブ連合会
長門石	S56.1	複合 (コミュニティーセンター)	18,480 (57,250)	144.54 (486.41)	長門石1丁目1-47	長門石校区老人クラブ連合会
宮ノ陣	S56.2	複合 (コミュニティーセンター)	18,480 (79,128)	126.11 (589.12)	宮ノ陣町大杜434-2	宮ノ陣校区老人クラブ連合会
小森野	S56.4	複合 (コミュニティーセンター)	18,480 (133,900)	116.66 (961.00)	小森野6丁目3-46	小森野校区老人クラブ連合会
大橋	S56.10	複合 (コミュニティーセンター)	33,219 (109,945)	159.97 (529.48)	大橋町合築314-1	大橋校区老人クラブ連合会
○ 青峰	S57.4	複合 (コミュニティーセンター)	14,039 (145,000)	98.25 (1,264.77)	青峰2丁目25-12	青峰校区老人クラブ連合会
西国分	S57.4	複合 (コミュニティーセンター)	20,580 (89,250)	157.27 (682.06)	諏訪野町1562-1	西国分校区老人クラブ連合会
京町	S58.4	単独	25,197	165.16	京町307-3	京町校区老人クラブ連合会
安武	S59.1	単独	17,656	159.94	安武町武島777-1	安武校区老人クラブ連合会
合川	S60.4	複合 (コミュニティーセンター)	23,735 (104,465)	163.44 (719.36)	合川町354-1	合川校区老人クラブ連合会
金丸	S61.4	単独	20,173	158.99	西町1380-2	大曲老人クラブ長生会
鳥飼	S62.4	単独	19,850	162.30	梅満町626-3	鳥飼校区老人クラブ連合会
南薫	S63.4	複合 (コミュニティーセンター)	22,075 (106,608)	160.00 (773.22)	通外町58	南薫校区老人クラブ連合会
○ 荘島	S63.7	複合 (コミュニティーセンター)	22,603 (73,500)	161.19 (524.16)	荘島町376-1	荘島校区老人クラブ連合会
大善寺	H10.4	複合 (コミュニティーセンター)	39,781 (132,510)	190.90 (635.89)	大善寺町宮本1443-2	大善寺校区老人クラブ連合会
○ 日吉	H20.4	複合 (コミュニティーセンター)	33,719 (362,473)	175.63 (776.05)	日吉町83	日吉校区老人クラブ連合会

注 ○印は普通財産のため 指定管理対象外施設

久留米市老人いこいの家(北野老人いこいの家を除く)利用者数一覧(H21—H23)
(%、人)

No	施設名称	H21	H22	増減	前年比較	H23	増減	前年比較
1	南老人いこいの家	5,581	6,130	549	109.80%	5,602	△ 528	91.30%
2	善導寺老人いこいの家	1,806	2,144	338	118.70%	2,467	323	115.00%
3	荒木老人いこいの家	5,147	4,804	△ 343	93.30%	5,744	940	119.50%
4	篠山老人いこいの家	1,380	1,330	△ 50	96.30%	1,974	644	148.40%
5	津福老人いこいの家	3,754	2,925	△ 829	77.90%	2,925	0	100.00%
6	草野老人いこいの家	2,980	3,778	798	126.70%	5,042	1,264	133.40%
7	東国分老人いこいの家	4,789	4,131	△ 658	86.20%	4,218	87	102.10%
8	山川老人いこいの家	832	1,071	239	128.70%	1,126	55	105.10%
9	山本老人いこいの家	1,893	1,601	△ 292	84.50%	1,024	△ 577	63.90%
10	長門石老人いこいの家	5,271	9,186	3,915	174.20%	7,139	△ 2,047	77.70%
11	宮ノ陣老人いこいの家	2,145	2,162	17	100.70%	2,285	123	105.60%
12	小森野老人いこいの家	4,462	1,521	△ 2,941	34.00%	1,125	△ 396	73.90%
13	大橋老人いこいの家	2,213	1,683	△ 530	76.00%	1,664	△ 19	98.80%
14	西国分老人いこいの家	6,220	5,451	△ 769	87.60%	5,368	△ 83	98.40%
15	京町老人いこいの家	4,737	4,749	12	100.20%	3,952	△ 797	83.20%
16	安武老人いこいの家	6,902	6,161	△ 741	89.20%	5,509	△ 652	89.40%
17	合川老人いこいの家	6,509	6,417	△ 92	98.50%	2,250	△ 4,167	35.00%
18	金丸老人いこいの家	2,321	1,985	△ 336	85.50%	2,135	150	107.50%
19	鳥飼老人いこいの家	2,719	2,072	△ 647	76.20%	2,558	486	123.40%
20	南薫老人いこいの家	3,636	3,383	△ 253	93.00%	2,927	△ 456	86.50%
21	荘島老人いこいの家	7,332	8,553	1,221	116.60%	5,533	△ 3,020	64.60%
22	大善寺老人いこいの家	2,452	2,587	135	105.50%	5,288	2,701	204.40%
計(H23指定管理施設:22施設)		85,081	83,824	△ 1,257	98.50%	77,855	△ 5,969	92.80%

【参考】

23	御井老人いこいの家	1,886	1,431	△ 455	75.80%
計(H22指定管理施設:23施設)		86,967	85,255	△ 1,712	98.00%

※H23年度より御井老人いこいの家を普通財産化したため、指定管理施設から除外する。

7. 指定手続きの状況

項 目	内 容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	市内部で指定管理候補者を選定し市議会で決定
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する 「すべての業務」
申請書を提出した団体数	1 団体

8. 久留米市の指導・監督の状況

項 目	内 容
事業報告書の收受年月日	平成 24 年 5 月 14 日
実施調査の状況	適宜実施している。

II 実施した手続及びその内容

1. 施設のあり方と指定管理者制度の導入について

久留米市老人いこいの家は、元気な高齢者が自ら通うかたちで利用することになる。具体的なサービスとして、各種教養講座、ヨガ、太極拳等健康促進教室、カラオケ、囲碁、舞踊、ダンス教室などのレクリエーションを行い、地域高齢者が交流の場として利用していることから、当該施設は市民ニーズがある施設になっていると考えられる。次に、近隣に久留米市老人いこいの家のような住民の要望に応えられる民間類似施設が存在しない事から、市は施設の設置目的を達成するために、実施主体となる必要もあると考えられる。最後に、市が実施するとしても市の職員が直接実施する必要は無いと判断される。よって、当該施設は指定管理者を導入する要件を満たしているものと判断できる。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結について

(1) 指定管理者の選定手続き等

① 非公募

② 選定の方法

選定に当たっては、選定基準として次に掲げる項目のいずれにも該当するものを選定するとされている。

- 1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

- 2) その事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- 3) 管理運營業務計画書・収支計画書の内容が施設の管理運営費用の縮減が図られるものであること。
- 4) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 5) 地域の経済の活性化に寄与することが認められるものであること。

などが挙げられ、市内部で指定管理候補者を選定し、市議会で議決され決定している。

③ 協定書の締結

項 目	内 容
基本協定書の締結日	平成 20 年 10 月 24 日
年度協定書の締結日	平成 23 年 4 月 1 日
指定期間	5 年間（平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

(2) 非公募について

久留米市では、非公募適用条項として

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 2 条第 1 項

市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

「久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第 2 条第 1 号及び第 4 号

条例第 2 条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 1 号 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- 4 号 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。

などが挙げられている。

以上のことから久留米市は、久留米市老人いこいの家の指定管理者を選定する際に公募によらない理由として、久留米市老人いこいの家は、高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、もって高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的

とした施設であり、利用料金等も徴せず、専ら地域の高齢者が利用している施設であることから、公募になじまない。

また、現在、久留米市老人クラブ連合会が、指定管理者として管理運営に当たっているが、久留米市北野老人いこいの家指定管理との整合性も踏まえ、より身近な地域管理の視点から、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第2条第1号及び第4号により、公募によらず選定するものであるとしている。施設の性格及び団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があると認められる。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。収支差額については、精算は行っておらず、指定管理者の収入・負担となっている。

(4) 指定管理者による管理運営について（施設監査日 平成 24 年 8 月 31 日）

監査対象施設はサンプルベースで西国分老人いこいの家、南老人いこいの家、荘島老人いこいの家、京町老人いこいの家の 4 施設を行った。

監 査 項 目	監 査 施 設 名			
	西国分老人いこいの家	南老人いこいの家	荘島老人いこいの家	京町老人いこいの家
①管理規定の有無、保管について	久留米市老人いこいの家条例及び久留米市老人いこいの家条例施行規則による。又、久留米市老人いこいの家 指定管理基本協定書及び年度協定書は久留米市老人クラブ連合会で保管されている。			
②備品管理について	西国分老人クラブ会長が行っているがエアコンの備品番号シールが貼付されていない。	南老人クラブ会長が行っている。	荘島老人クラブ会長が行っているが、備品の現状と台帳が一致していない。管理が不十分である。	京町老人クラブ会長が行っているが、備品の現状と台帳が一致していない。管理が不十分である。
③危機管理マニュアル、消防計画について	久留米市老人いこいの家の防災点検、災害時の避難等に関しては、単独施設のみ消防設備点検を年 1 回実施し、結果を消防本部へ提出することとなっており、単独 9 施設全て提出されていた。しかし、管理運営業務仕様書 1 1 - 5 には、全施設緊急時の対応として地震、火災、風水害等の災害及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、日頃から訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図るとなっているが、防災、消防訓練が行なわれた記録がない。			
④利用状況の測定方法について	併設のコミュニティセンター受付において把握している。	当日当番の管理人により利用者数を把握している。	併設のコミュニティセンター受付において把握している。	当日当番の管理人により利用者数を把握している。
⑤会計監査について	西国分校区老人クラブ連合会総会にて監査を受けている。	南校区老人クラブ連合会総会にて監査を受けている。	平成 18 年度まで荘島校区老人クラブ連合会の監査を受けていたが、それ以降は受けていない。	京町校区老人クラブ連合会総会にて監査を受けている。

3. 久留米市のモニタリングについて

モニタリングは、指定管理者から以下(1)、(2)、(3)の報告書類、その他久留米市が要求する資料等の提出を受け、年度ごとに業務の評価を実施している。これに際し、久留米市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取を行い、又は指定管理者に対し是正等の措置を講ずるように指示することができる。

(1) 業務の履行状況の確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 業務、業務の履行状況（開館状況、利用統計など）
- ② 施設の維持管理状況（備品管理業務、清掃業務など）

(2) サービスの質に関する確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 基本的事項（広報の実施状況など）
- ② 運営業務（予約、使用許可の状況、クレーム状況など）

(3) サービス提供の安定性に関する確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 企画事業（歳入歳出の計画及び実績、利用料金減免件数及び金額統計など）
- ② 自主事業（歳入歳出の計画及び実績など）

久留米市老人いこいの家では定期的にモニタリングを受けており、以下が平成23年度指定管理者モニタリングレポートである。

モニタリングレポートを作成するにあたっては22施設より四半期ベースでモニタリング確認用チェックシートの提出を求め判定しているが、施設監査を行った4施設の中で西国分老人いこいの家はチェックシート未提出である。

平成23年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	校区老人憩いの家
所在地	市内22箇所
指定管理者	名 称:久留米市老人クラブ連合会 代表者:会長 小手川 昭藏 住 所:久留米市長門石一丁目1-32号
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	施設管理運営業務が、管理運営方針、業務仕様書、事業計画書に従い適切に実施されているか、モニタリング確認用チェックシート(四半期)、利用者アンケート、現地調査、ヒアリングや実績報告等の方法を用いて実施した。
担当部課	健康福祉部 長寿支援課 TEL:0942-30-9038 E-mail:chouju@city.kurume.fukuoka.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	B	B	B

■ モニタリングの総括コメント

利用者が前年度と比較して減少しているが、校区の特色を生かした事業を展開しており、施設の維持管理も概ね良好である。利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ている。指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われており、要求水準は満たされている。

■ 今後の改善項目等

利用者の固定化傾向が見受けられることから、教養の向上及びレクリエーション活動等のための場の提供以外にも、他世代との交流の活動などにも積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりの場としての事業展開を推進する必要がある。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況(実績)
業務の履行状況	事業・業務の状況	事業計画どおりに行われている。	前年度以上の施設利用者を確保する。 適切な管理運営及び施設の維持管理を行う。	利用者が前年度と比較して8.7ポイント減少しているものの、各施設とも校区の特色を生かした事業を展開しており、施設の維持管理も概ね良好である。 【B】
	管理運営における基本体制の状況	単独施設では、創意工夫により常駐の管理者を確保し、適切に管理運営を実施している。 複合施設では、他団体と協力し、適切な管理運営を実施している。		
	施設の維持管理状況	必要な保守管理については実施されている。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	職員対応は、適切に実施している。 必要に応じ広報などにも努めている。	利用者の満足度を把握し、サービスの向上に努めること。	利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ており、要求水準は満たされている。 【B】
	施設運営上のサービス状況	利用者アンケートを実施、利用者の要望を把握している。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	利用料については無料のため評価しない。	指定管理料の範囲内で計画的かつ効率的な施設管理運営を図ること。	指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われており、要求水準は満たされている。 【B】
	通常サービス業務の支出状況	指定管理料の範囲内の適正な管理が行われている。		
	自主事業の収入状況	自主事業は無料のため収入無し。		
	自主事業の支出状況	計画どおりの支出状況である。		

Ⅲ 結果

1. 指摘

(1) 備品管理について

荘島老人いこいの家、京町老人いこいの家ともに備品の現状と備品台帳が不一致。管理が不十分である。早急な改善指導を求める。

また、西国分老人いこいの家ではエアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は久留米市物品取り扱い規則第 21 条に定められている。規則に則り、適正な管理に努められたい。

(2) 危機管理マニュアル、消防計画について（手続 2-(4)-④）

当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は高齢者に限られる。

久留米市老人いこいの家管理運営業務仕様書 1 1-5 緊急時の対応に、日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は管理担当者も高齢者が多い、適切な指導を求める。

(3) 久留米市のモニタリングについて（手続き 3）

モニタリングレポート作成にあたり 22 施設より四半期ベースでモニタリング確認用チェックシートの提出を求めているが未提出の施設がある。久留米市の指導の徹底を求める。

2. 意見

(1) 指定管理者の選定手続き等

選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。

(2) 金銭出納簿の有無、現金管理について

預金通帳、印鑑ともに管理者が同一の施設が複数ある。区分管理が望ましい。

(3) 会計監査について

収支決算書・利用実績報告書の監査を受けていない施設が見受けられた。会計の健全性透明性を担保する上でも監査を受けるのが望ましい。

第 2 6 久留米市北野老人いこいの家

I 施設の概要

1. 施設の設置目的

久留米市北野老人いこいの家は、高齢者の教養向上、レクリエーションの場の提供を通じ、地域の高齢者の健康増進・福祉の向上を図ることを目的として昭和 48 年に整備（昭和 47 年度建築）された。

2. 施設の状況

所在地	久留米市北野町大城 3 3 6 番地 9
建設構造	鉄筋コンクリート平屋建
建物面積	298.49 m ²
敷地面積	2,302.02 m ²
施設設備	休憩室、会議室等
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで
休館日	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (2) 日曜日 (3) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで (4) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
利用料金	無料

3. 利用状況の推移

年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
開館日数	289	289	288	289	288	289	290
利用者数	5,933	5,402	5,174	5,237	4,672	2,881	3,568

4. 施設の管理について

「久留米市老人いこいの家条例」及び「久留米市老人いこいの家条例施行規則」に基づき、管理運営を実施している。

昭和 48 年に開所し、平成 17 年 3 月まで北野町の直営施設として運営。平成 17 年 4 月より久留米市社会福祉協議会に管理運営委託された。

平成 18 年度より久留米市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行い、また、引き続き平成 19 年度より 3 年間、久留米市社会福祉協議会を指定管理者に指定し管理運営を実施した。平成 22 年度以降については、久留米市老人クラブ連合会を指定管理者として指定している。

(1) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定管理者 氏名	管理運営委託 北野町社会福祉 協議会	(福)久留米市社会福祉協議会				久留米市老人 クラブ連合会	

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入計			4,413	4,412	4,413	3,300	3,753
(内訳)指定管理料	4,493	4,418	4,408	4,407	4,407	3,300	3,300
利用料収入							
繰越その他収入			5	5	6	0	453
支出計			4,288	4,174	3,856	2,846	3,139
(内訳)人件費			1,821	1,819	1,811	1,409	1,506
人件費以外			2,467	2,355	2,045	1,437	1,633

(注)指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。

17年度は管理運営委託料、斜線部分は保存年限を過ぎ廃棄されている。

(2) 指定管理者の概要

久留米市老人クラブ連合会は、高齢者の豊富な知識と貴重な体験を生かし、互いに研鑽しあって新しい時代に即応した活動を行うとの趣旨の基に、昭和33年に発足。主な事業として、高齢者相互の支援事業、健康づくり事業、地域での奉仕活動等を実施している。

久留米市北野老人いこいの家の運営については、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の事業を促進し、事業が円滑に行われ、福祉の増進を図ることを基本理念に管理運営している。

(3) 指定管理者の運営財源

久留米市北野老人いこいの家は、利用料を徴収しない施設のため、ほぼ久留米市からの指定管理料のみで当該施設を運営している。

指定管理者制度を採用するにあたり指定管理料は交付型を取っており、この場合、施設の大規模修繕等においては、リスク分担表に基づき久留米市が直接負担し、毎年度の

施設の維持に係る経費は指定管理料を通じて市が負担することになる。指定管理者は、施設の維持管理業務を行う。

久留米市北野老人いこいの家リスク分担一覧表

リスクの種類	内 容	市	指定 管理者
制度・法令変更	指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更	○	○
物価変動	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期	○	○
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設構造	施設構造に起因するもの	○	
個人情報保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力	○	○
損害賠償	管理運営上における事故	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

5. 指定手続きの状況

項 目	内 容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	市内部で指定管理候補者を選定し市議会で決定
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に係る 「すべての業務」
申請書を提出した団体数	1 団体

6. 久留米市の指導・監督の状況

項 目	内 容
事業報告書の收受年月日	平成 24 年 4 月 25 日
実施調査の状況	適宜実施している。

II 実施した手続及びその内容

1. 施設のあり方と指定管理者制度の導入について

久留米市北野老人いこいの家は、元気な高齢者が自ら通うかたちで利用することになる。具体的なサービスとして、毎週月曜日は無料で送迎バスが運行され、カラオケ、囲碁、舞踊、ダンス教室などのレクレーションを行い、地域高齢者が交流の場として利用していることから、当該施設は市民ニーズがある施設になっていると考えられる。次に、近隣に久留米市北野老人いこいの家のような住民の要望に応えられる民間類似施設が存在しないことから、市は施設の設置目的を達成するために、実施主体となる必要もあると考えられる。最後に、市が実施するとしても市の職員が直接実施する必要は無いと判断される。よって、当該施設は指定管理者を導入する要件を満たしているものと判断できる。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結について

(1) 指定管理者の選定手続等

① 非公募

② 選定の方法

選定に当たっては、選定基準として次に掲げる項目のいずれにも該当するものを選定するとされている。

- 1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

- 2) その事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- 3) 管理運営業務計画書・収支計画書の内容が施設の管理運営費用の縮減が図られるものであること。
- 4) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 5) 地域の経済の活性化に寄与することが認められるものであること。

などが挙げられ、市内部で指定管理候補者を選定し、市議会で承認され決定している。

③ 協定書の締結

項 目	内 容
基本協定書の締結日	平成 21 年 11 月 20 日
年度協定書の締結日	平成 23 年 4 月 1 日
指定期間	5 年間（平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）

(2) 非公募について

久留米市では、非公募適用条項として

「久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 2 条第 1 項

市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

「久留米市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第 2 条第 1 号及び第 4 号

条例第 2 条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

1 号 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。

4 号 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
などが挙げられている。

以上のことから久留米市は、久留米市北野老人いこいの家の指定管理者を選定する際に公募によらない理由として、久留米市北野老人いこいの家は、高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、もって高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的とした施設であり、利用料金等も徴せず、専ら地域の高齢者が利用している施

設であることから、公募になじまない。

また、現在、久留米市老人クラブ連合会が、指定管理者として管理運営に当たっているが、旧久留米市の校区老人いこいの家指定管理との整合性も踏まえ、より身近な地域管理の視点から、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第2条第1号及び第4号により、公募によらず選定するものであるとしている。施設の性格及び団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があると認められる。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書中の各年度の計画額を原則として年度協定書において決定している。収支差額については、精算は行っておらず、指定管理者の収入・負担となっている。

(4) 指定管理者による管理運営について（施設監査日 平成24年8月31日）

① 管理規定の有無、保管状況について

久留米市老人いこいの家条例及び久留米市老人いこいの家条例施行規則による。また、久留米市北野老人いこいの家 指定管理基本協定書及び年度協定書は久留米市老人クラブ連合会で保管されている。

② 金銭出納簿の有無、現金管理者について

収支報告書は会計帳簿から作成されているが金銭出納簿はなく、その都度金融機関から必要な金額を引出し支払っている。

預金通帳は会計担当者、印鑑は北野老人クラブ会長が管理しており、牽制機能がある。また、収支報告書は毎期北野町老人クラブ連合会総会にて監査を受けている。

③ 備品管理について

久留米市より貸与の備品は北野老人クラブ会長が管理することとなっているが、市備品の掃除機が1台不明である。現在は、指定管理料により別途購入したものを使用している。尚修繕、備品購入にあたっては久留米市長寿支援課へ要望書を提出し、市登録業者による見積り書を基に相互協議の上、決定している。また、エアコンに備品シールが貼付されていない。

④ 危機管理マニュアル、消防計画について

管理運営方針及び管理運營業務仕様書には、緊急時の対応として地震、火災、風水害等の災害及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、日頃から訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図るとなっているが、防災、消防訓練が行なわれた記録がない。

⑤ 利用状況の測定方法について

玄関受付において職員がカウントしている。

3. 市のモニタリングについて

モニタリングは、指定管理者から以下（１）（２）（３）の報告書類、その他久留米市が要求する資料等の提出を受け、年度ごとに業務の評価を実施している。これに際し、久留米市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取を行い、又は指定管理者に対し是正等の措置を講ずるように指示することができる。

（１）業務の履行状況の確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 業務、業務の履行状況（開館状況、利用統計など）
- ② 施設の維持管理状況（備品管理業務、清掃業務など）

（２）サービスの質に関する確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 基本的事項（広報の実施状況など）
- ② 運営業務（予約、使用許可の状況、クレーム状況など）

（３）サービス提供の安定性に関する確認事項（四半期ごと及び年度別の報告）

- ① 企画事業（歳入歳出の計画及び実績、利用料金減免件数及び金額統計など）
- ② 自主事業（歳入歳出の計画及び実績など）

久留米市北野老人いこいの家では定期的にモニタリングを受けており、以下が平成23年度指定管理者モニタリングレポートである。

平成23年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	北野老人いこいの家
所在地	久留米市北野町大城336
指定管理者	名 称 久留米市老人クラブ連合会 代表者 会長 小手川 昭藏 住 所 久留米市長門石一丁目1-32号
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	施設管理運営業務が、管理運営方針、業務仕様書、事業計画書に従い適切に実施されているか、モニタリング確認用チェックシート（四半期）、利用者アンケート、現地調査、ヒアリングや実績報告等の方法を用いて実施した。
担当部課	健康福祉部長寿支援課 TEL：0942-30-9038 E-mail：chouju@city.kurume.fukuoka.jp

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	A	B	B

■ モニタリングの総括コメント

利用者が前年度と比較して上昇し、施設の維持管理も概ね良好である。利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ており、要求水準は満たされている。指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われている

■ 今後の改善項目等

利用者は一定増加しているものの、利用者の固定化傾向が見受けられることから、教養の向上及びレクリエーション活動等のための場の提供以外にも、他世代との交流の活動などにも積極的に取り組み、高齢者の生きがいつくりの場としての事業展開を推進する必要がある。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	サービスレベルの要求水準	サービスレベルの達成状況（実績）
業務の履行状況	事業・業務の状況	事業計画どおりに行われている。また、新規団体への呼びかけを始め、世代間交流の活動の場としても利用し、利用者の確保に取り組んでいる。	前年度以上の施設利用者を確保する。 適切な管理運営及び施設の維持管理を行う。	利用者が前年度と比較して23.8ポイントも上昇している。 施設の維持管理も概ね良好である。 【A】
	管理運営における基本体制の状況	常駐の管理者を確保し、適切に管理運営を実施している。		
	施設の維持管理状況	必要な保守については適切に実施されている。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	職員対応は、適切に実施している。 必要に応じ広報などにも努めている。	利用者の満足度を把握し、サービスの向上に努めること。	利用者アンケートを実施し、利用者の満足度も高い評価を得ており、要求水準は満たされている。 【B】
	施設運営上のサービス状況	利用者アンケートを実施、利用者の要望を把握している。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	利用料については無料のため評価しない。	指定管理料の範囲内で計画的かつ効率的な施設管理運営を図ること。	指定管理料の範囲内で維持管理費も含めて、計画的かつ効率的な運営が行われており、要求水準は満たされている。 【B】
	通常サービス業務の支出状況	指定管理料の範囲内での適正な管理が行われている。		
	自主事業の収入状況	自主事業は無料のため収入無し。		
	自主事業の支出状況	計画どおりの支出状況である。		

Ⅲ 結果

1. 指摘

(1) 備品管理について

久留米市より貸与の掃除機が1台不明である。市の監査も行なわれておらず、指定管理者からの報告もなされていない。また、エアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は、久留米市物品取り扱い規則第21条に定められている。規則に則り、適正な管理をすべきである。

(2) 危機管理マニュアル、消防計画について

当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は高齢者に限られる。

久留米市北野老人いこいの家管理運営方針1-4-(7)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、所管部門の適切な指導を行うべきである。

2. 意見

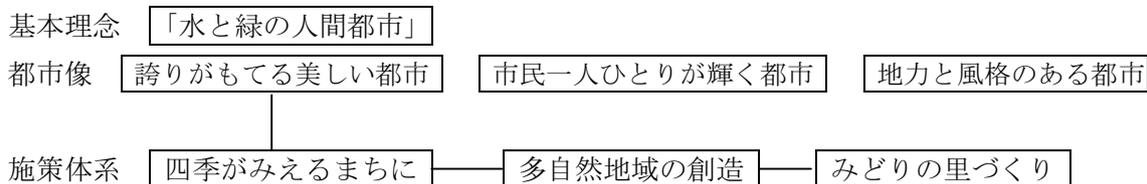
(1) 指定管理者の選定手続き等

選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。

第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設（通称：道の駅）

I 施設の概要等

久留米市新総合計画



1. 食料・農業・農村基本計画（関連項目）

- 農産物についての情報発信
- 安全で安心できる農産物づくりへの支援
- 生産者・消費者・事業者の交流
- 競争力ある産地の育成
- 地産地消への市民理解の促進
- 都市と農村の交流

2. みどりの里づくり

(1) 本市の東部地域は

植木や苗木・花き等の緑化産業が集積
耳納山系の麓に広がる多彩な緑を中心とした自然
農村や里山などの魅力ある生活景観
などが存在している。

(2) 「みどりの里づくり」とは

本市東部に位置する耳納北麓地域において、自然や歴史的、文化的観光資源を生かして、それらをうまく連携させ、魅力を高めることにより、多くの来訪者を呼び、都市と農村の交流を促進し、経済効果を高め、地域の活性化を推進する取り組みである。地域との連携、市民との協働を柱とした施策を推進する。

(3) みどりの里づくりの拠点

くるめ緑花センター周辺（善導寺町）は緑の受発信ゾーンとして、みどりの里づくりの先導的拠点ゾーンとして位置付けられる。その中心施設として「道の駅」の整備を行った。

3. 整備地の概要

場所：久留米市善導寺町木塚地内

整備面積	10,550㎡	○国土交通省施工	4,027㎡
		○久留米市施工	6,523㎡

「道の駅くるめ」敷地面積 約10,000㎡

4. 全体事業費の概要

約11.7億円 $\left(\begin{array}{ll} \text{国土交通省} & 4.7 \text{億円} \\ \text{久留米市} & 7.0 \text{億円} \end{array} \right)$

◆久留米市<主な事業費>

・用地購入費	275百万円
・地積測量、物件調査委託	6百万円
・実施設計委託料	14百万円
・整地造成工事費	10百万円
・建築・整備工事費	278百万円
・駐車場・外構工事費	78百万円
・備品購入費（POS他）	29百万円
・事務費 他	8百万円

<財源内訳>

・合併特例債	644百万円
・合併推進 特例交付金	30百万円
・一般財源	24百万円

5. 整備の経過

久留米市は、国土交通省と一体的に整備する「道の駅くるめ」を、福岡国道事務所との連携のもと、「みどりの里づくりの先導的拠点施設」と位置付けて整備を行った。

○平成18年度	用地買収、実施設計、一部造成工事等
○平成19年度	出荷体制の確立（出荷者募集7月～取りまとめ9月～研修） レストラン入店者募集（募集7月～決定9月） 建築工事、駐車場及び外構工事（7月～3月） 施設設置条例議案（9月議会） 指定管理者指定議案（12月議会） 「道の駅」登録（H20.5月）

※ 平成20年5月31日（土）開駅

6. 主な施設の概要

■国土交通省と久留米市で整備した施設

- ◇ 駐車場 約4,800㎡（小型車111台、大型車10台、身障者用3台）
駐車場の必要駐車マス数は、本線交通量を基礎とし、立寄率、ラッシュ率、駐車場占有率により設定し、国と市において整備

■国土交通省が整備した施設（鉄筋コンクリート造 平屋建）

- ◇トイレ 133㎡ 男：小10器、大2器 女：9器
多機能（オストメイト）2器

24 時間いつでも自由に利用できるように、快適、明るい、きれい、清潔をモットーに、道路利用者に快適なドライブを提供

◇情報休憩施設 94 m²

利用者が 24 時間、自由にゆっくりくつろげるスペース

情報提供機器や大型モニターによるリアルタイムな道路交通情報・気象情報・災害発生情報・医療施設情報及び久留米市の各種情報の提供

◇防災施設 70 m²

非常用自家発電装置、地下水の給水設備及び防災倉庫等を整備し、災害等の非常事態に対応

■久留米市が整備した施設 (木造 平屋建)

◇ファーマーズマーケット 475 m²

農業生産都市に相応しい多種多様な農産物を主体に、畜産物やその加工品の豊富な品揃えを行い、新鮮・安全・安心な農産物を提供

◇レストラン 307 m² (客席：約80席)

地元で採れた農産物や元気野菜、素材にこだわった郷土料理や創作料理を提供
また、健康へ配慮したメニュー構成

◇交流研修室 159 m² (収容人員：約100名)

パンフレット等による地域・観光・イベント等の情報提供

地域内及び地域間交流を促進し活力ある地域づくりの拠点施設

◇イベント広場 約700 m²

地域のPRを行うとともに、利用者が地域とよりふれ合えるようなイベントを開催

7. 管理運営について

◆管理運営の考え方

耳納北麓地域の「みどりの里づくりの先導的拠点施設」としての位置付けのもと運営を行うとともに、地域が一つになって誕生させた「道の駅」をいつまでも快適に利用していただけるよう、また、「道の駅」でのサービスや継続性の視点をもって、日常の管理・運営を行う。

◆施設の管理

久留米市が整備した施設の維持管理については、指定管理者制度の手続きを経て「財団法人久留米しみどりの里づくり推進機構」が行うが指定管理料は払っていない。

国が整備した施設については、久留米市との維持管理に関する覚書に基づき、指定管理者が管理している。

◆施設ごとの運営

- | | |
|-----------------|---|
| (1) ファーマーズマーケット | 出荷者による出荷組織と連携して、指定管理者が行う。 |
| (2) レストラン | テナントにより入店者が運営（経営）し、地元農産物や旬の素材を使った料理を提供する。 |
| (3) 交流研修室 | 地域情報の提供や各種教室等の受付等について、指定管理者が行う。 |

8. 利用料金

施設名：交流研修室

施設利用料金：1時間当たり 500 円

冷暖房利用料金：1時間当たり 200 円

9. 利用状況

平成23年度「道の駅くるめ」売上調書

平成24年3月31日現在

(1) 売上金額

単位：円、%

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの小計	合計
農産物直売館	H23①	52,389,525	50,172,200	44,766,585	44,894,080	50,664,350	55,999,795	57,679,370	50,769,330	49,411,880	38,675,685	46,889,490	53,937,980	596,250,270	596,250,270
	H22②	51,051,180	53,392,150	45,105,940	41,935,895	49,296,365	49,430,825	54,156,110	54,963,980	43,762,840	32,605,945	42,919,870	45,093,250	563,714,350	563,714,350
	H21	43,419,570	50,523,936	44,635,923	35,231,598	48,221,590	48,455,185	47,057,085	46,899,400	39,742,290	33,006,940	36,087,425	45,830,295	519,111,237	519,111,237
	①/②%	102.6	94.0	99.2	107.1	102.8	113.3	106.5	92.4	112.9	118.6	109.2	119.6	105.8	105.8
施設 A	H23①	923,330	985,810	678,920	1,006,540	1,066,300	870,800	814,240	602,400	259,350	283,245	294,570	441,890	8,227,395	8,227,395
	H22②	958,940	1,330,310	826,900	936,900	1,302,980	1,062,070	753,130	620,330	255,180	211,900	375,180	441,340	9,075,160	9,075,160
	H21	1,279,600	1,471,150	1,021,710	817,240	1,321,050	1,201,350	872,040	669,240	254,270	295,080	404,810	666,010	10,273,550	10,273,550
	①/②%	96.3	74.1	82.1	107.4	81.8	82.0	108.1	97.1	101.6	133.7	78.5	100.1	90.7	90.7
施設 B	H23①	753,625	639,435	459,330	536,975	627,495	747,850	254,065	840,100	620,650	499,705	551,200	791,830	7,322,260	7,322,260
	H22②	871,140	984,795	702,195	649,840	845,970	780,695	804,390	885,180	612,495	464,245	601,650	674,140	8,876,735	8,876,735
	H21	1,278,886	1,572,272	983,116	790,663	1,087,125	993,115	912,305	997,545	600,745	574,440	645,580	812,715	11,248,507	11,248,507
	①/②%	86.5	64.9	65.4	82.6	74.2	95.8	31.6	94.9	101.3	107.6	91.6	117.5	82.5	82.5
施設 C	H23①	4,931,170	4,379,645	3,824,615	3,138,810	4,250,720	4,621,821	4,784,540	5,038,925	3,512,305	3,829,225	3,905,585	4,546,575	50,763,936	50,763,936
	H22②	5,257,501	5,361,034	4,768,655	3,572,696	4,402,750	4,754,770	4,302,275	5,969,867	3,384,420	2,952,330	3,933,575	4,146,760	52,806,633	52,806,633
	H21	5,009,235	5,518,668	4,844,386	3,524,536	4,848,758	4,897,178	4,414,496	5,132,030	3,192,141	3,352,947	3,921,550	5,016,886	53,672,811	53,672,811
	①/②%	93.8	81.7	80.2	87.9	96.5	97.2	111.2	84.4	103.8	129.7	99.3	109.6	96.1	96.1
合計	H23①	58,997,650	56,177,090	49,729,450	49,576,405	56,608,865	62,240,266	63,532,215	57,250,755	53,804,185	43,287,860	51,640,845	59,718,275	662,563,861	662,563,861
	H22②	58,138,761	61,068,289	51,403,690	47,095,331	55,848,065	56,028,360	60,015,905	62,439,357	48,014,935	36,234,420	47,830,275	50,355,490	634,472,878	634,472,878
	H21	50,987,291	59,086,026	51,485,135	40,364,037	55,478,523	55,546,828	53,255,926	53,698,215	43,789,446	37,229,407	41,059,365	52,325,906	594,306,105	594,306,105
	①/②%	101.5	92.0	96.7	105.3	101.4	111.1	105.9	91.7	112.1	119.5	108.0	118.6	104.4	104.4

(2) レジ通過者

単位：人、%

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの小計	合計
農産物直売館	H23①	37,888	36,362	32,432	31,368	33,856	38,634	39,589	37,293	33,286	28,457	32,604	37,484	419,253	419,253
	H22②	37,187	39,082	34,142	31,384	34,319	35,809	38,007	42,061	30,138	24,261	31,267	32,581	410,238	410,238
	H21	33,412	38,170	34,525	27,346	33,882	35,564	35,029	37,148	28,808	25,641	27,877	34,989	392,391	392,391
	①/②%	101.9	93.0	95.0	99.9	98.7	107.9	104.2	88.7	110.4	117.3	104.3	115.0	102.2	102.2
施設 A	H23①	2,072	2,125	1,568	2,302	2,245	1,856	1,818	1,392	749	739	763	1,057	18,686	18,686
	H22②	2,077	2,955	1,878	2,108	2,851	2,354	1,734	1,454	655	568	928	1,026	20,588	20,588
	H21	2,623	3,103	2,222	1,776	2,689	2,544	1,987	1,613	682	805	973	1,520	22,537	22,537
	①/②%	99.8	71.9	83.5	109.2	78.7	78.8	104.8	95.7	114.4	130.1	82.2	103.0	90.8	90.8
施設 B	H23①	1,353	1,223	837	955	1,011	1,318	375	1,192	835	762	885	1,228	11,974	11,974
	H22②	1,410	1,625	1,231	1,143	1,410	1,406	1,531	1,599	991	811	1,070	1,120	15,347	15,347
	H21	1,958	2,389	1,492	1,198	1,568	1,547	1,452	1,577	915	897	964	1,230	17,187	17,187
	①/②%	96.0	75.3	68.0	83.6	71.7	93.7	24.5	74.5	84.3	94.0	82.7	109.6	78.0	78.0
施設 C	H23①	7,003	6,314	5,532	4,896	6,310	6,721	6,857	7,504	5,590	5,220	5,936	6,879	74,762	74,762
	H22②	7,424	7,465	6,644	5,214	6,186	6,558	6,100	8,550	5,018	4,348	5,445	5,942	74,894	74,894
	H21	7,374	7,836	6,958	5,147	7,036	6,613	7,150	8,612	5,326	5,762	6,307	7,862	81,983	81,983
	①/②%	94.3	84.6	83.3	93.9	102.0	102.5	112.4	87.8	111.4	120.1	109.0	115.8	99.8	99.8
合計	H23①	48,316	46,024	40,369	39,521	43,422	48,529	48,639	47,381	40,460	35,178	40,188	46,648	524,675	524,675
	H22②	48,098	51,127	43,895	39,849	44,766	46,127	47,372	53,664	36,802	29,988	38,710	40,669	521,067	521,067
	H21	45,367	51,498	45,197	35,467	45,175	46,268	45,618	48,950	35,731	33,105	36,121	45,601	514,098	514,098
	①/②%	100.5	90.0	92.0	99.2	97.0	105.2	102.7	88.3	109.9	117.3	103.8	114.7	100.7	100.7

(3) 来場者数

単位：人、%

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの小計	合計
平成23年度(人) ①	145,000	138,000	121,000	118,000	130,000	145,000	146,000	142,000	121,000	105,000	120,000	140,000	1,571,000	1,571,000
平成22年度(人) ②	144,000	153,000	131,000	119,000	134,000	138,000	142,000	161,000	110,000	89,000	116,000	122,000	1,559,000	1,559,000
平成21年度(人)	131,000	154,000	135,000	106,000	135,000	138,000	136,000	146,000	107,000	99,000	108,000	136,000	1,531,000	1,531,000
前年度比 ①/②%	100.7	90.2	92.4	99.2	97.0	105.1	102.8	88.2	110.0	118.0	103.4	114.8	100.8	100.8

(4) 客単価

単位：円、%

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの小計	合計	
農産物直売館	H23①	1,383	1,380	1,380	1,431	1,496	1,449	1,457	1,361	1,484	1,359	1,438	1,439	1,422	1,422
	H22②	1,373	1,366	1,321	1,336	1,436	1,380	1,425	1,307	1,452	1,344	1,373	1,384	1,374	1,374
	H21	1,300	1,324	1,293	1,288	1,423	1,362	1,343	1,263	1,380	1,287	1,295	1,310	1,323	1,323
	①/②%	100.7	101.0	104.5	107.1	104.2	105.0	102.2	104.2	102.2	101.1	104.8	104.0	103.5	103.5
施設 A	H23①	446	464	433	437	475	469	448	433	346	383	386	418	440	440
	H22②	462	450	440	444	457	451	434	427	390	373	404	430	441	441
	H21	488	474	460	460	491	472	439	415	373	367	416	438	456	456
	①/②%	96.5	103.0	98.3	98.4	103.9	104.0	103.1	101.4	88.9	102.7	95.5	97.2	99.9	99.9
施設 B	H23①	557	523	549	562	621	567	678	705	743	656	623	645	612	612
	H22②	618	606	570	569	600	555	525	554	618	572	562	602	578	578
	H21	653	658	659	660	693	642	628	633	657	640	670	661	654	654
	①/②%	90.2	86.3	96.2	98.9	103.4	102.2	129.0	127.3	120.3	114.6	110.8	107.1	105.7	105.7
施設 C	H23①	704	694	691	641	674	688	698	671	628	734	658	661	679	679
	H22②	708	718	718	685	712	725	705	698	674	679	722	698	705	705
	H21	679	704	696	685	689	741	617	596	599	582	622	638	655	655
	①/②%	99.4	96.6	96.3	93.6	94.6	94.8	98.9	96.2	93.2	108.0	91.1	94.7	96.3	96.3
合計	H23①	1,221	1,221	1,232	1,254	1,304	1,283	1,306	1,208	1,330	1,231	1,285	1,280	1,263	1,263
	H22②	1,209	1,194	1,171	1,182	1,248	1,215	1,267	1,164	1,305	1,208	1,236	1,238	1,218	1,218
	H21	1,124	1,147	1,139	1,138	1,228	1,201	1,167	1,097	1,226	1,125	1,137	1,147	1,156	1,156
	①/②%	101.0	102.2	105.2	106.1	104.5	105.6	103.1	103.8	101.9	101.8	104.0	103.4	103.7	103.7

(5) イベント広告及び交流研修室賃貸手数料(テント代含む)

単位：千円

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの小計	合計	
H23 イベント広場	H23①	438	427	346	320	402	514	646	623	534	400	418	435	5,503	5,503
H22 イベント広場	H22②	332	350	210	269	246	411	501	642	408	345	489	467	4,670	4,670
H21 イベント広場	H21	323	538	215	230	384	682	421	452	341	243	259	380	4,468	4,468
対前年比	①/②%	131.9	122.0	164.8	119.0	163.4	125.1	128.9	97.0	130.9	115.9	85.5	93.1	117.8	117.8
H23 交流研修室	H23①	20	30	31	14	23	8	36	49	11	11	13	27	273	273
H22 交流研修室	H22②	49	70	14	28	19	40	34	54	27	11	9	29	384	384
H21 交流研修室	H21	7	46	8	0	0	0	29	82	0	0	0	172	172	
対前年比	①/②%	40.8	3.0	221.4	50.0	121.1	20.0	105.9	90.7	40.7	100.0	144.4	93.1	71.1	71.1
H23 合計		458	457	377	334	425	522	682	672	545	411	431	462	5,776	5,776

10. 指定管理者であるが公募でない理由

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第1号及び第4号により指定管理者の公募は行わないものとする。国土交通省との一体的な「道の駅」事業として進める中で、その「道の駅」の日常の管理・運営は、市町村や公益法人（第3セクター）等が行うことが望ましいとされており、管理を代行する団体は、安定性、継続性の観点から市が出資する団体を管理者として指定することが適当と考えられる。また、施設の設置目的及び本市政策のみどりの里づくり基本計画に照らして判断すると、みどりの里づくりの推進に資する団体であるとともに、地域団体と一体となって取り組み、推進の中核的な役割を担う団体に特定し指定することが適当と考えられる。また、「道の駅」は自主事業で運営されており市からの指定管理料はない。

II 実施した手続及びその内容

- ・本所の担当者にヒアリングすることにより「道の駅くるめ」の指定管理者について概要把握、協定書、事業計画及び予算、決算資料を入手した。
- ・指定管理者は、財団法人久留米しみどりの里づくり推進機構である。
- ・平成24年9月28日現場往査
場所：「道の駅」
時間：13時半～14時半
応答者：所管部署：久留米市農政部みどりの里づくり推進課：堤
指定管理者：財団法人久留米しみどりの里づくり推進機構：国武事務局長、
宮原駅長、加藤
資料：出納帳、通帳、備品台帳、
監査手続き：ヒアリング、現金・預金固定資産実査、帳簿閲覧

III 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

・みどりの里づくり推進機構に関する情報を通査した。その中で、担当者に電話で財団法人久留米しみどりの里づくり機構が現在、特例民法法人であり、一般財団法人への移行認可の申請中であることを確認した。この中には、世界つつじセンター部門、道の駅部門、ふれあい農業公園部門の3部門があり、現在一般会計で世界つつじセンター、特

別会計で道の駅くるめとふれあい農業公園があるので全部まとめて当該財団法人が管理していることを確認した。今後モニタリングレポートが確立されているかどうか検討しなければならない。

- ・ 概要把握、決算についての質問、平成 20 年 5 月開業から順調である。売上の 15%を手数料収入とするので在庫管理がいない。ただし、予算管理上、費用の予算の立て方をもっとタイトに計上する必要がある。自主事業のみで採算管理を行うにあたり実績主義なので甘えはゆるされないが、市（農政部みどりの里づくり推進課）からのチェックを定期的に行うことが望ましい。

- ・ 駅長を中心としたマネジメントは良好である。現金預金実査、備品管理台帳からサンプルチェックをしたが、問題はなかった。ただし、売上スペースが増えるので良いことだが売上の棚（木製）の備品管理をどのようにすればよいか検討する必要がある。

(単位:円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	0	0	0
② 事業収益				
手数料収益	62,256,049	77,297,922	81,576,658	85,632,964
家賃収入	3,522,580	4,200,000	4,200,000	4,200,000
商品売上高	18,208,025	18,215,515	19,220,110	20,839,622
ラベル売上高	3,208,241	3,848,606	3,951,415	4,018,605
たばこ売上高	1,026,760	1,182,640	1,126,190	466,560
販売機手数料収入	3,863,251	4,296,401	4,498,081	4,215,455
賃貸料収入	2,178,502	4,786,767	5,054,478	5,789,146
事業推進助成収入	0	900,000	0	0
③ 雑収益				
雑収入	893,622	861,829	662,108	417,087
前期損益修正益	0	980,544	0	0
経常収益計	95,157,030	116,570,224	120,289,040	125,579,439
(2) 経常費用				
① 事業費				
イ 道の駅事業支出				
期首商品棚卸高	0	538,117	707,495	1,308,765
商品仕入高	16,807,341	15,645,128	16,281,770	15,336,390
ラベル仕入高	2,240,705	2,694,047	2,765,987	2,813,019
期末商品棚卸高	-538,117	-707,495	-1,308,765	-1,426,662
売上原価	18,509,929	18,169,797	18,446,487	18,031,512
ポイント交換費	0	76,500	742,000	1,119,000
給料手当	27,028,963	29,409,121	30,975,961	31,576,022
賃金手当	7,857,321	8,039,431	6,826,442	8,395,709
賞与手当	2,324,329	0	0	0
法定福利費	4,030,320	4,182,224	4,644,466	4,960,184
福利厚生費	1,115,551	649,430	368,821	430,995
顧問料	0	0	0	0
修繕費	235,200	80,946	236,282	848,295
運搬費	1,174,555	1,554,744	1,792,452	2,771,459
旅費交通費	69,600	85,398	158,240	122,600
減価償却費	225,638	1,648,058	1,758,428	1,437,055
交際費	167,535	82,790	121,471	112,765
水道光熱費	7,612,856	7,193,694	7,170,507	7,451,664
車輛費	100,052	68,466	124,610	131,452
燃料費	0	0	0	0
通信費	919,347	798,441	798,248	833,558
会議費	4,800	5,640	0	1,500
什器備品費	0	0	0	0
事務用品費	676,315	241,218	153,373	180,647
消耗品費	10,751,984	6,187,994	5,445,546	5,872,537
印刷製本費	0	0	0	0
賃借料	2,988,268	3,446,064	3,375,527	3,802,931
保険料	253,460	227,210	232,090	236,373
広告宣伝費	870,647	1,256,144	1,566,407	1,779,330
支払負担金	0	0	0	0
租税公課	111,211	4,792,097	6,596,864	6,557,634
支払手数料	411,457	532,203	529,493	544,594
諸謝金	0	0	135,000	198,000
諸会費	73,000	205,085	265,925	332,900
業務委託費	11,226,006	12,588,031	11,070,608	12,023,935
原材料費	0	0	0	0
外注費	1,650,186	1,988,744	2,377,052	2,476,334
新聞図書費	79,560	107,160	129,650	129,370
教育研究費	96,800	128,000	142,600	154,650
寄付金	0	2,000,000	4,005,000	4,005,000
圧縮損	0	900,000	0	0
雑費	207,954	82,691	190,062	150,253
道の駅事業費計	100,772,844	106,727,321	110,379,612	116,668,258
経常費用計	100,772,844	106,727,321	110,379,612	116,668,258
当期経常増減額	-5,615,814	9,842,903	9,909,428	8,911,181
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
受取利息	45,071	13,291	14,342	10,917
経常外収益計	45,071	13,291	14,342	10,917
(2) 経常外費用				
支払利息	183,407	60,000	0	0
経常外費用計	183,407	60,000	0	0
当期経常外増減額	-138,336	-46,709	14,342	10,917
II 一般正味財産増減の部				
当期一般正味財産増減額	-5,754,150	9,796,194	9,923,770	8,922,098
一般正味財産期首残高	-667,266	-6,421,416	3,374,778	13,298,548
一般正味財産期末残高	-6,421,416	3,374,778	13,298,548	22,220,646
III 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-6,421,416	3,374,778	13,298,548	22,220,646

第28 久留米ふれあい農業公園

I 施設の概要等

1. 建物の概要

名称：久留米ふれあい農業公園

所在地：久留米市草野町吉木 33 番地

建築構造：鉄筋コンクリート造 1 階建

建築面積：1,105.09 m²

延床面積：907.92 m²

敷地面積：35,000 m²

施 工：平成 6 年～8 年度 農業公園実施設計、市民ふれあい農園、ふれあい広場
平成 8 年～10 年度 管理施設実施設計、地域資源総合管理施設、外溝、駐車場

2. 建設費 1,668,847 千円

3. 施設の内容

施設名		主な設備	収容人員	面積(m ²)	備考	
市民ふれあい農園		農具倉庫、農具、手洗い場		15,000.0	20m ² ×248区画	
ふれあい広場(芝生広場)		レクリエーション・バーベキュー用具		10,000.0		
地域 資源 総合 管理 施設	管理棟	流通企画室	机、椅子、水道蛇口、音響設備	250人	362.7	147.8m ² の一室 としても利用可 能
		第1研修室	机、椅子、白板、演台、音響設備、テレビ、 マイク、スクリーン	35人	53.7	
		第2研修室	机、椅子、白板	35人	53.7	
		会議室	机、椅子、白板	25人	40.4	
		調理実習室	調理テーブル2台、調理用具、食器、和室	20人	37.1	
		事務室	机、椅子		48.3	
		シャワー室	シャワーユニット男女各1台、脱衣所		9.9	
		冷温室			154.0	
駐車場			163台	5,000.0	大型バス4台分	

4. 組織及び職員数

久留米市（所管：農政部みどりの里づくり推進課）

↓↓ 指定管理

財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構（久留米市山本町耳納 1875 番地 1）

久留米ふれあい農業公園

所長（1人）、嘱託職員（1人）、パートタイマー（4人）

なお、財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構の役員は以下のとおりである。

理事長：植原利則、副理事長：緒方義範、理事：橋本政孝、森山純郎、川津友幸、

青木美千子、久富宰輔、永田訓祥、中園雄介、笠信一郎、監事：徳永典保、高倉繁生

5. 事業内容

(1) 受託事業【イベント】

事業名	時期	曜日	時間	内容
春の花展	4月13日～20日	日～日	10時～16時	ツツジを中心とした花の展示
秋の花展	11月	日～日	10時～16時	秋の花・生け花展示など
アウトドアフェスタ	10月19日	日	11時～16時	アウトドア見本市・キャンプ体験、動物ふれあいコーナー等
たこあげ大会	1月4日	日	10時～16時	たこの展示、連たこ・大たこあげ大会、たこ作り体験等

(2) 受託事業【教室】

事業名	時期	曜日	時間	回数	対象	定員	参加費	内容
健康運動塾	4～9月	土	14時～15時30分	12	一般	30	100	生活習慣病についての
	10～2月	土	14時～15時30分	12	一般	30	100	試食・講話・運動
体験農場	4月～終了まで	日	10時～12時	7	一般	12	800	野菜の作付から収穫まで
	9～12月	日	10時～12時	7	一般	12	800	
お菓子大好き	9～1月	金	10時～12時	5	一般	20	5,000	ケーキやクッキーなどお菓子作り
基礎からの料理教室	5～6月	土	10時～12時	3	一般	16	2,400	基礎教室
お母さんの手作り大好き！	10月	火	10時～12時	2	一般・親子	16	1,600	手軽に簡単な家庭料理
収穫体験	6月	日	10時～	1	一般・親子	30	1,000	じゃがいもの収穫体験
	6月・9月	土・日	10時～	2	一般・親子	30	1,000	田植え・米の収穫体験
	11月	土	10時～	1	一般・親子	30	1,000	柿の収穫体験
春夏を楽しむ花の植え込み	5～6月	土	10時～12時	2	一般	30	4,000	春夏の花の寄せ植え
わんぱくクラブ	6～11月	土	10時～16時	6	小学生	30	3,000	ニュースポーツ、キャンプ、工作など
夏休み木工教室	7月	土	10時～13時	1	一般・親子	30	850	子供向け木工教室
夏休み親子ソーイング教室	8月21日	木	10時～12時	1	小学生保護者	15	500	ハウスカバー作り
絵手紙	6～10月	火	10時～12時	10	一般	30	2,500	絵手紙の基礎から
旬の素材で作る弁当とおもてなし料理	10月～11月	火	10時～12時	3	一般	20	2,400	季節の食材を使った料理
パッチワーク教室	10月	金	10時～12時	3	一般	20	1,800	トートバック作り
芝生で楽しむグランドゴルフ	5～6月	木	10時～12時	3	一般	30	無料	グランドゴルフ解説・体験
	9～10月	土	10時～12時	3	一般	30	無料	グランドゴルフ解説・体験
グランドゴルフ大会	11月	土	10時～12時	1	一般	30	未定	グランドゴルフ大会
秋冬に楽しむ花を植えこむ	10～11月	土	10時～12時	2	一般	30	未定	秋冬の花の寄せ植え
疲れた胃にやさしい薬膳料理	1～2月	水	10時～12時	3	一般	20	2,400	薬膳料理
農園講習会	8月・3月	日	10時～12時	2	農園利用者	—	無料	農園利用者講習会
農園交流会	11月	日	10時～13時	1	農園利用者	—	無料	農園相談員と食事をしながらの交流会
あるある広場	4～3月	開館日	8時30分～17時		一般	—	無料	レクリエーション・バーベキューセット貸出

(3) 自主事業【教室等】

事業名	時期	曜日	時間	回数	対象	定員	受講料	材料費	内容
韓国料理	5～6月	水	10時～12時	3	一般	20	1,000	2,400	手軽に作る韓国の家庭料理
水彩画教室	4～9月	日	10時～12時	12	一般	25	12,000		季節を感じながら描く
	10～12月	日	10時～12時	12	一般	25	12,000		水彩画
生花とフラワーアレンジ	4～9月	水	13時～15時	12	一般	25	9,000	実費	季節の花を使った生花と
メント教室	10～12月	水	13時～15時	12	一般	25	9,000	実費	フラワーアレンジメント
歌とリズム運動でいき	4～9月	金	10時～12時	20	一般	30	12,000		リズム運動と発声の基礎
いき健康づくり教室	10～12月	金	10時～13時	20	一般	30	12,000		
ふっくらパン作り	5～6月	日	10時～13時	2	一般	20	800	2,000	家庭でできるパン作り
	11～1月	日	10時～14時	2	一般	20	800	2,000	
さつまいも収穫体験	10月	土	10時～12時	1	一般	25	—	800	さつまいも収穫体験

6. 施設の利用状況

(1) 23年度 部屋別利用状況

区分		流通企画室	研修・会議室	調理実習室	ふれあい広場	計
23年度 (309日)	利用件数 (件)	95	293	113	335	836
	利用人数 (人)	6,741	5,522	1,450	13,885	27,598
	使用料 (円)	50,200	52,200	45,500	125,630	273,530

(2) 23年度 月別利用状況

*()内の数字は開館日数

区分		流通企画室	研修・会議室	調理実習室	ふれあい広場	計
4月 (26日)	利用件数 (件)	11	22	13	42	88
	利用人数 (人)	1247	393	88	1344	3,072
	使用料 (円)	0	2050	4200	18700	24,950
5月 (27日)	利用件数 (件)	5	26	10	40	81
	利用人数 (人)	222	574	82	643	1,521
	使用料 (円)	0	3050	5000	15120	23,170
6月 (25日)	利用件数 (件)	5	21	7	21	54
	利用人数 (人)	104	408	80	338	930
	使用料 (円)	0	3100	1800	19880	24,780
7月 (27日)	利用件数 (件)	6	24	15	30	75
	利用人数 (人)	248	434	204	654	1,540
	使用料 (円)	4800	4600	4600	10600	24,600
8月 (26日)	利用件数 (件)	5	23	6	18	52
	利用人数 (人)	378	421	70	578	1,447
	使用料 (円)	19200	4250	5100	7200	35,750
9月 (26日)	利用件数 (件)	5	19	8	33	65
	利用人数 (人)	70	377	120	609	1,176
	使用料 (円)	0	820	3700	10320	14,840
10月 (27日)	利用件数 (件)	11	26	12	45	94
	利用人数 (人)	694	613	163	5114	6,584
	使用料 (円)	0	1400	4400	13060	18,860
11月 (26日)	利用件数 (件)	17	24	10	31	82
	利用人数 (人)	1434	368	145	1072	3,019
	使用料 (円)	7000	2800	2300	9470	21,570
12月 (24日)	利用件数 (件)	5	26	11	13	55
	利用人数 (人)	361	377	173	526	1,437
	使用料 (円)	19200	750	3700	3900	27,550
1月 (24日)	利用件数 (件)	10	27	10	22	69
	利用人数 (人)	1555	464	157	2183	4,359
	使用料 (円)	0	2000	5400	5980	13,380
2月 (24日)	利用件数 (件)	5	30	5	16	56
	利用人数 (人)	196	559	93	386	1,234
	使用料 (円)	0	14500	2500	4500	21,500
3月 (26日)	利用件数 (件)	10	25	6	24	65
	利用人数 (人)	232	534	75	438	1,279
	使用料 (円)	0	5500	2800	6900	15,200

(3) 23年度 市民ふれあい農園利用状況

区分	区画数	利用区画数	稼働率(%)	市内利用(区画数)	市街利用(区画数)	利用世帯数
一般用	239	238	99.6			159
生涯学習用	9	—	—	—	—	—

7. 利用料金

久留米ふれあい農業公園施設利用料金

区分		単位	利用料金
農業公園管理棟	流通企画室	1時間	1,400円
	第1研修室	1時間	200円
	第2研修室	1時間	200円
	会議室	1時間	150円
	調理実習室	1時間	200円
	シャワー	1回	100円
市民ふれあい農園		1区画につき	10,000円
ふれあい広場	集会、展示会、出店その他これらに類する催し	仮設工作物がないもの 1件につき1日	300円
		仮設工作物があるもの 1件につき1日	300円に仮設工作物が占有する面積1㎡当たり20円を加えた金額
	レジャー用キャンプのために設けられる宿泊テント	1件につき1泊	300円に仮設工作物が占有する面積1㎡当たり20円を加えた金額
	バーベキューその他これに類似する行為に使用する場合	1件につき1泊	300円

久留米ふれあい農業公園冷暖房設備料金

区分		単位	利用料金
農業公園管理棟	流通企画室	1時間	1,000円
	第1研修室	1時間	100円
	第2研修室	1時間	100円
	会議室	1時間	100円
	調理実習室	1時間	100円

久留米ふれあい農業公園施設占有料

占有物件		単位	占有料
電柱、電線、変圧器その他これらに類するもの	電柱（支線、支柱及び支線柱を除く）等	1本につき1年	970円
	線類	長さ1mにつき1年	6円
	街灯（電柱であるものを除く）	1本につき1年	51円
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	1,100円

8. 指定管理者であるが公募でない理由

財団法人久留米しみどりの里づくり推進機構により提出のあった事業計画書について、仕様書及び総合政策部行財政改革推進課が定める「指定管理者制度運用のガイドライン」に規定されている選定基準に基づき内容を審査した結果、仕様書の内容に適合し、かつ下記のとおり選定基準の全ての項目を満たしており、施設の適正な管理運営が見込まれるからである。

(1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。

関係法令及び久留米ふれあい農業公園の設置及び管理に関する条例、施行規則を遵守した施設の管理運営に加え、幅広い年齢層を対象とした事業展開により公平性が確保できる。

(2) その事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

施設の利用状況を分析し稼働率の低い部屋の利用促進を図るとともに、施設の積極的なPRや地域の団体等との連携および市民のニーズに基づく魅力ある各種事業の実施により施設の機能を最大限に活用できる。また、管理運営および事業実施に当たり、費用対効果を重視するとともに継続的な事務事業の見直しを行うことにより経費の縮減を図ることができる。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。

既に候補者が管理を行っている他の施設の機材および物品の有効活用や現在の指定管理者からの譲渡およびリースを活用するなどにより経費縮減を図りながら物的能力を確保できる。業務量分析や事業の効率化、業務内容の精査による適正な要因分析を行い、必要な経験と能力を有する人材の確保に努め、また、職員の資質向上を図るための職場内研修や施設の安全管理のために必要な訓練を実施することで人的能力を確保できる。

(4) 地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

当施設が位置するみどりの里づくり地域内の施設間の連携を図り、当該地域を活性化するためのマネジメント業務を担うことを組織の基本方針に定めており、また、当施設の活用に関しても地域の他の団体等との連携を深めながら、地域のコミュニティ施設、さらには地域街づくりの拠点施設としての活用を図ることを計画するなど、地域の活性化に寄与することができる。

II 実施した手続及びその内容

- ・本所の担当者にヒアリングをすることによりふれあい農業公園の指定管理者について概要把握、協定書、事業計画及び予算、決算資料を入手した。
- ・指定管理者は、財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構である。指定管理料として毎年 25 百万円市が負担している。
- ・現地調査

往査日：平成 24 年 9 月 28 日

場所：ふれあい農業公園

応答者：所管部署：久留米市農政部みどりの里づくり推進課：堤

指定管理者：財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 行徳所長、池田

資料：出納帳、通帳、備品台帳、

監査手続き：ヒアリング、現金・預金固定資産実査、帳簿閲覧

III 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

・所長から概要の説明を受けた。決算についての質問、平成 10 年にできた施設なので古くなってきており、修繕の必要がある。受託事業と自主事業とがあり、受託事業は指定管理料によって賄っている。自主事業については、余剰金があるが受託事業にも振りあてている。課題としては、現金預金管理に問題はないが、固定資産管理を所管部署（久留米市みどりの里づくり推進課）により管理することが必要と判断した。30 万円未満の少額な修繕は指定管理者が負担するが、それ以外の多額な負担については市が負担するようになっている。

なお、指定管理者であるが公募でない理由の(2)その費用対効果に伴う経費縮減については、次の 3 期決算書推移表によれば、以下の理由で今後検討すべきである。

(1) 経常収益②事業収益の自主事業収入は 3 期ともあまり変わらないにもかかわらず、

(2) 経常費用①自主事業活動費では平成 21 年度から平成 23 年度にかけて約 100 万円近く増加していること、そして、経常収益がこの 3 期間で約 50 万円しか増加していないにもかかわらず、経常費用は 370 万円増加している。ただし、平成 21 年度は財団法人みどりの里づくり推進機構が指定管理者となった初年度であるので、平成 22 年度と 23 年度の比較を行うと経常収益、経常費用の変化はあまり見られない。

また、モニタリングレポートは以下の理由で改善されたい。

・四半期ごとのチェックシートにより市に報告されているが、決算書との連動性（透明性）を確保するためには、その業務の履行状況の確認用チェックシートを最終的な年間実績「施設利用及び利用料統計」様式によりまとめるのが一番わかりやすい。2期決算比較して始めて昨年よりよかったのか悪かったのか、あるいは当初の事業計画と比較して良かったのか悪かったのかわかるからである。たとえば、平成22年度と23年度の比較では、総利用者数は平成22年度が110,959人であるが平成23年度が109,526人と減少しているにもかかわらず利用料収入としては約10万円増加している。これは、利用者合計では1,433人減であるが、利用料収入とは関係のない散策広場利用者が、41,608人から41,146人へと462人減少していて、利用料収入に貢献する農園利用者が40,681人から40,750人へと69人増加しているからである。また、減免利用者との関係も合わせて詳細な説明が必要である。このように、数期間比較や定点分析などを駆使して検討説明していくことが大事である。「道の駅くるめ」の管理スタイル（利用状況報告）などを参照されたい。

(単位:円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	0	0
② 事業収益			
利用料金収入	2,381,092	2,492,787	2,595,055
受託事業収入	25,800,000	25,550,000	25,550,000
自主事業収入	2,809,528	2,884,000	2,979,800
③ 雑収益			
雑収入	1,527	399,989	368,831
経常収益計	30,992,147	31,326,776	31,493,686
(2) 経常費用			
① 事業費			
イ 受託事業活動支出			
給料手当	3,045,178	3,003,604	2,992,510
賃金手当	5,753,998	7,101,580	7,397,155
法定福利費	721,717	594,594	517,510
通信運搬具	79,000	98,800	90,000
消耗品費	620,441	1,154,528	513,563
原材料費	819,851	1,339,114	994,935
印刷製本費	157,365	180,915	48,225
燃料費	29,897	33,079	46,972
水道光熱費	568,680	741,446	683,678
手数料	110,250	252,000	244,398
保険料	436,608	369,481	450,776
諸謝金	995,400	1,056,850	778,250
業務委託費	350,000	631,000	873,075
雑費	0	0	142,380
受託事業活動費計	13,688,385	16,556,991	15,773,427
ロ 自主事業活動支出			
諸謝金	1,472,100	2,179,800	2,494,800
消耗品費	0	67,042	83,887
雑費	246,769	90,596	90,288
自主事業活動費計	1,718,869	2,337,438	2,668,975
② 管理費			
給与手当	3,064,888	3,248,085	3,243,255
法定福利費	451,476	514,425	494,099
福利厚生費	44,100	44,990	197,469
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	149,167	171,846	160,523
消耗品費	634,303	517,255	449,955
修繕費	510,367	1,538,355	1,581,683
水道光熱費	1,326,915	1,730,036	1,595,282
賃借料	126,000	368,760	534,240
保険料	79,360	50,510	68,510
租税公課	1,884,703	728,003	1,003,846
業務委託費	3,487,560	3,497,181	3,184,870
雑費	36,960	5,985	945
予備費	0	0	0
管理費計	11,795,799	12,415,431	12,514,677
経常費用計	27,203,053	31,309,860	30,957,079
当期経常増減額	3,789,094	16,916	536,607
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
受取利息	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
支払利息	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
II 一般正味財産増減の部			
当期一般正味財産増減額	3,789,094	16,916	536,607
一般正味財産期首残高	0	3,789,094	3,806,010
一般正味財産期末残高	3,789,094	3,806,010	4,342,617
III 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	3,789,094	3,806,010	4,342,617

第29-1 コミュニティセンター前提

※第29から第34までの前提

1. 【久留米地区コミュニティセンターが指定管理者であるにもかかわらず公募によらない理由】

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条第1項ただし書、及び同条例施行規則第2条第1号の規定、並びに指定管理者制度導入に伴う対応方針（平成17年6月策定）において、指定管理者候補者選定における基本的な考え方として、指定管理者の選定は原則公募であるが、当初は施設の性格、管理運営に係る経過等を踏まえ、非公募による選定を行うことも可能であり、従来の管理委託制度の中で永年にわたり、公共施設の管理運営の役割を担ってきた外郭団体等の設立経緯や組織体制に鑑み、公募による選定を行う場合については、一定の絞り込みを行うとある。

○また、同方針の中で、施設の性格等に基づく類型が示されており、本施設は地域の住民が専ら使用している施設や実質的に地域住民が構成する団体が管理運営を行っている施設で、今後も地域団体等を引き続き選定する地域密着型施設とされている。

○施設設置時より施設管理を無償で委託している当該団体が引き続き施設管理を行うことによって、地元密着した効率的な施設運営が見込まれ、施設の設置目的である農村コミュニティの増進が期待される。

○当該団体は本施設を整備する際に費用を負担した団体である。

○本施設の施設管理については、候補者以外の民間事業者等からの打診や問合せがない。

なお、候補者については、指定管理者運用ガイドラインに基づき各選定基準を検討した結果、すべての項目に適合している。

2. 【コミュニティセンターは指定管理者制度に馴染むのかの検討】

インターネットで検索すると「公民館は教育委員会管轄の社会教育施設です。コミュニティセンターは、たいてい、市町村長部局が担当する、単なる集会所です。」という答えが返ってきた。つまり、管理者が異なるということである。しかし、それだけではよくわからないので、さらに調べてみると「公民館論と公民館不要論との論理的なつながり」という日本大学大学院小熊里実さんの論文があった。概括すると行政対住民という構図を考えた場合には、一概に公的な機関としての公民館を行政組織で拘束するには受益者である地域住民に貢献するののかという疑問が投げかけられている。その意味で、久留米市においても合併後の審議会答申書において合併前の区長制度を廃止して久留米市の校区制度に移行していくという点においても今回の調査にて異常な疑問を感じざるを得なかった。なぜなら、もともと地域住民に密着したコミュニティ制度であるにもかかわらず、国の集落環境整備事業等の一環として市が当該施設を所有することになったことから指定管理者制度によらざるを得なかったからである。したがって、モニタリング制度の修正という観点から

の意見は述べず、久留米市農政部生産流通課とコミュニティセンターの実質的な所管である各地域総合支所とそして指定管理者間の連携を緊密にすべきである。

第29-2 久留米市北野地区域コミュニティセンター

I 施設の概要等

平成7年度に県営農村活性化住環境整備事業として赤司3集落にコミュニティセンターを建築した。当時の負担割合は、国50%、県25%、町と地元で25%であったが、翌平成8年度に県と土地改良財産譲渡契約書を締結し、県から町が建物の譲渡を受けた。正式には、平成9年3月より北野町長とコミュニティセンター管理者（区長）との間で管理委託契約を締結した。その後、平成17年2月5日に北野町と久留米市が合併した後、平成18年度から平成20年度まで指定管理者制度により地元区長に施設の管理を指定した。さらに、平成21年度から平成25年度までの指定管理者の更新があり現在に至っている。

所在地	久留米市北野町赤司1765番地1
面積	床面積 222㎡
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	大会議室 128㎡ 小会議室 27㎡ 研修室 32㎡ 料理研修室 33㎡ 等
建設年度	平成7年度
実施事業名	農村活性化住環境整備事業
事業費	49,234千円
利用状況	住民検診 区役員会 区常会 子供会・老人クラブ その他 計1,400人
備考	世帯数 45世帯

利用料金表

区分	利用内容	利用料金
大会議室	電気を使用する場合	1時間 450円
	電気を使用しない場合	1時間 250円

区分	利用内容	利用料金
小会議室	電気を使用する場合	1時間 100円
	電気を使用しない場合	1時間 50円
料理研究室	電気を使用する場合	1時間 150円
	電気を使用しない場合	1時間 100円

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・担当部署から概要把握のためヒアリングして、現地調査のための準備資料を依頼した。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書、管理業務仕様、管理に関する個人情報保護に関する規程、運営委員会議事録あるいはその代りになるもの、運営委員会規約、組織図
 2. 議案書に書いてある名簿（会長など）に現役の市職員あるいはOB市役所職員がいるかの判断資料
 3. 施設の概要及び利用状況に関する資料
 4. 平成23年度モニタリングレポート
 5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
 6. 事業報告書（あるいは、その代わりになるもの）
 7. 指定管理者の管理規定

III 結果

1. 指摘

入手依頼した総会資料の中で、監事による監査があったにもかかわらず平成21年度決算数値に間違いがあった。直近ではなかったが、監事の監査を適切に実施すべきである。

2. 意見

管理運営についてはもっと明確にする必要がある。つまり、年間の運営は区費・自治会費で賄われているといっても市の所有物の中で行われるのであるから、市としてもその有効性、経済性、効率性を要求できるはずである。これは、市の財政を一地域住民の便益のみを考慮することにならないのかが疑問になる。その点、公平性、透明性に欠けることになる。まずは、これについては、条例規約など明確にしていく必要がある。つ

まり、どういった場合や金額については市が負担するが、そうでない場合には負担しないで自治会で負担するという具合にである。これにより、市からの制約を受けることなく自由に管理運営できる部分とそうでない部分との区分けが明確になる。

こういった意味で管理責任区分があいまいである。備品管理台帳などの整備が必要である。

また、市の所管部署としても合併の弊害が顕著に見られた。つまり、発端が国の農林水産省管轄ということで本市では農政部生産流通課が担当しているが、実質の業務は北野総合支所産業振興課で行っている。もともとは、旧来から公民館という位置付けで運営されており、しかも区長と北野町長との契約から始まった事業なので市が管理するというより町ひいては地域住民が受益者ということになるので負担するのは当たり前なのだが、ほとんどといってもよいが北野総合支所産業振興課に依存しているのが現状である。

第30 久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター

I 施設の概要等

所在地	久留米市北野町赤司1559番地
面積	床面積 216㎡
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	大会議室 135㎡ 小会議室 20㎡ 料理研修室 27㎡ 等
建設年度	平成7年度
実施事業名	農村活性化住環境整備事業
事業費	48,925千円
利用状況	少年体育協会300人 住民検診300人 区役員会100人 区常会550人 子供会・老人クラブ250人 その他1,000人 計2,500人
備考	世帯数 109世帯

利用料金表

すべて冷暖房費、電灯、燃料を含む1時間当たり、
大会議室450円、小会議室200円

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・担当部署から概要把握のためヒアリングして、現地調査のための準備資料を依頼した。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書、管理業務仕様、管理に関する個人情報保護に関する規程、運営委員会議事録あるいはその代りになるもの、運営委員会規約、組織図

2. 議案書に書いてある名簿（会長など）に現役の市職員あるいは OB 市役所職員がいるかの判断資料
3. 施設の概要及び利用状況
4. 平成 23 年度モニタリングレポート
5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
6. 事業報告書（あるいは、その代わりになるもの）
7. 指定管理者の管理規定

Ⅲ 結果

1. 摘摘

なし。

2. 意見

監査の趣旨説明後、3 月 26 日の預金残高が平成 23 年度決算報告書として次年度繰越金であることを通帳で確認した。備品管理台帳などの整備が必要である。

第31 久留米市北野地区山須コミュニティセンター

I 施設の概要等

所在地	久留米市北野町赤司1864番地1
面積	床面積 147㎡
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	大会議室 67㎡ 小会議室 20㎡ 料理研修室 23㎡ 等
建設年度	平成7年度
実施事業名	農村活性化住環境整備事業
事業費	35,123千円
利用状況	住民検診 区役員会 区常会 子供会・老人クラブ その他 計1,200人
備考	世帯数 45世帯

利用料金表

すべて冷暖房費、電灯、燃料を含む1日当たり、
大会議室2,000円、小会議室1,000円、
料理研修室1,500円
冠婚葬祭で全室利用5,000円（半日3,000円）

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書、管理業務仕様、管理に関する個人情報保護に関する規程、運営委員会議事録あるいはその代りになるもの、運営委員会規約、組織図
 2. 議案書に書いてある名簿（会長など）に現役の市職員あるいはOB市役所職員が

いるかの判断資料

3. 施設の概要及び利用状況
4. 平成 23 年度モニタリングレポート
5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
6. 事業報告書（あるいは、その代わりにするもの）
7. 指定管理者の管理規定

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

なし。

第32 久留米市城島地区西青木コミュニティセンター

I 施設の概要

所在地	久留米市城島町西青木492番地1		
面積	床面積 255.03㎡		
構造	鉄筋造瓦葺平屋建		
設備等	事務所	4.96㎡	
	会議室	13.25㎡	
	研修室	16.52㎡	
	レクリエーション室	99.37㎡	
	料理実習室	29.81㎡	
建設年度	平成15年度		
実施事業名	農村振興総合整備統合補助事業		
事業費	46,000千円		
利用状況	利用状況 (H23)		
	和室 (10畳)	119回	
	和室 (8畳)	54回	
	台所	14回	
	ホール	70回	
	合計	257回	2,561人

利用料金表

単位：円

区分	利用内容	地区	地区外
大ホール	冠婚葬祭・営業等	5,000	10,000
	サークルクラブ等	2,000	5,000
和室10畳	冠婚葬祭・営業等	3,000	5,000
	サークルクラブ等	1,500	3,000
和室8畳	冠婚葬祭・営業等	2,000	5,000
	サークルクラブ等	1,000	2,000
台所	冠婚葬祭・営業等	5,000	10,000
	サークルクラブ等	2,000	5,000

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書

2. 議案書に書いてある名簿（会長など）に現役の市職員あるいは OB 市役所職員がいるかの判断資料
3. 施設の概要及び利用状況表
4. 平成 23 年度モニタリングレポート
5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
6. 事業報告書（あるいは、その代わりになるもの）
7. 指定管理者の管理規定

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

施設の概要及び利用状況を把握した。概要は、基本的に地区公民館及び自治会、婦人会などから構成されていて、市町村合併前から地域の独自性を生かしたコミュニティセンターとして指定管理者制度の一環で運営されている地域公民館としては学校区として 30 地区に区分けされており、合併後は地域振興課が担当所管であり、農政部門の流れで産業振興課が当コミュニティセンターの所管をしている。基本的に定期的な監査などを受けていないで専らモニタリング報告などを行っているのみである。近々シロアリ予防のため、駆除の予算化が必要となる。年間の公民館使用料は 59 千円で区の収支会計の中の雑収入で計上されている。公民館管理者は、地区の代表者 2 名が年間数万円で受託している。ほとんどの原資は一世帯当たり月 1000 円の区費で賄っていて、50 万円だけの助成金がある。いずれにしろ、区の収支会計とコミュニティセンターとの会計が入り混じっている。また、市からの指定管理により施設管理も任されているが、固定資産台帳なるものが存在しないので備品管理台帳などの整備が必要である。

第33 久留米市三瀨地区大犬塚コミュニティセンター

I 施設の概要

所在地	久留米市三瀨町玉満2053番地8
面積	床面積 297.71㎡
構造	鉄骨造 瓦葺 平屋建
設備等	和室 21.66㎡ 集会所 162.45㎡ 事務室、ホール、トイレ等 113.60㎡
建設年度	平成8年度
実施事業名	集落環境整備事業
事業費	50,470千円
利用状況	地区公民館、自治会、育成会 婦人会、子供会、農事組合 サークル、スポーツ団体 PTA、老人クラブ その他 計4,389人
備考	世帯数 500+α世帯

利用料金表

無料の場合

利用内容	利用団体名
公的団体が利用する場合	市役所、警察、消防団、学校など
大犬塚地区の各種団体が主催する場合	行政区、隣組、公民館、PTA、尚寿会、婦人会、育成会、子供会、農事組合、民生委員会

有料の場合

(単位：円)

利用内容	利用箇所	半日(4時間未満)	1日(4時間以上)
冠婚葬祭	和室	4,000	8,000
	集会所	8,000	16,000
	和室および集会所	12,000	24,000
大犬塚地区の方の利用	和室	2,000	4,000
	集会所	4,000	8,000
	和室および集会所	6,000	12,000

利用内容	利用箇所	半日(4時間未満)	1日(4時間以上)
大犬塚地区以外の方の利用	和室	5,000	10,000
	集会所	10,000	20,000
	和室および集会所	15,000	30,000
営利活動	和室	10,000	20,000
	集会所	20,000	40,000
	和室および集会所	30,000	60,000
参加者から授業料等を徴収する活動に使用する場合	当該授業料等の総額(複数回にわたる場合は、1月に係る授業料等の総額)の1割に相当する額		
ガスおよび水道利用に伴う加算	実習室	500	1,000
備品貸出使用料	備品名	使用料	
		1日使用料	1か月使用料限度
	テーブル	100	1,000
	椅子	50	500
	ござ	100	1,000
	紅白幕	1,000/回クリーニング	

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・現地に赴き、現場担当者等からヒアリングを実施した。
- ・現地で現金等実査を行った。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書
 2. 議案書に書いてある名簿(会長など)に現役の市職員あるいはOB市役所職員がいるかの判断資料
 3. 施設の概要及び利用状況
 4. 平成23年度モニタリングレポート
 5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
 6. 事業報告書(あるいは、その代わりになるもの)
 7. 指定管理者の管理規定

III 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

(今後の検討事項)

大犬塚コミュニティセンターは、平成 9 年にできて以来ひび割れなど建物、設備が古くなってきているので来年度に改装工事を実施するための要望書を市に対して提出されている状況である。大犬塚コミュニティセンターは、地方自治法第 244 条の 2、久留米市農村コミュニティセンター条例、同施行規則、管理運営業務仕様書、事業計画書等に従い、管理業務を遂行しなければならないことになっており、かつ、当該管理運営業務仕様書 9 において「施設等の補修について、管理者は、施設及び設備を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うものとする。また、必要に応じて、電球などの日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入や小規模の補修を行うものとする。」規定されている。しかしながら、小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賄えるのか曖昧である。そのため、負担を明確にすべきである。

第34 久留米市三潞地区新栄町コミュニティセンター

I 施設の概要

所在地	久留米市三潞町西牟田6438番地21 及び6438番地23
面積	床面積 252.54㎡
構造	鉄骨造 瓦葺 平屋建
設備等	和室 37.905㎡ 集会所 107.100㎡ 厨房、ホール、トイレ等 107.535㎡
建設年度	平成17年度
実施事業名	県営農村振興総合整備事業「コミュニティ施設整備」
事業費	59,204千円
利用状況	地区公民館、自治会、育成会 婦人会、子供会、農事組合 サークル、スポーツ団体 PTA、老人クラブ その他 計2,588人
備考	世帯数 400+α世帯

利用料金表

無料の場合

利用内容	利用団体名
公的団体が利用する場合	市役所、警察、消防団、学校など
新栄町地区の各種団体が主催する場合	行政区、隣組、公民館、PTA、尚寿会、婦人会、育成会、子供会、農事組合、民生委員会

有料の場合

(単位：円)

利用内容	利用箇所	半日(4時間未満)	1日(4時間以上)
冠婚葬祭	和室	4,000	8,000
	集会所	8,000	16,000
	和室および集会所	12,000	24,000
新栄町地区の方の利用	和室	2,000	4,000
	集会所	4,000	8,000
	和室および集会所	6,000	12,000

利用内容	利用箇所	半日(4時間未満)	1日(4時間以上)
新栄町地区以外の方の利用	和室	5,000	10,000
	集会所	10,000	20,000
	和室および集会所	15,000	30,000
営利活動	和室	10,000	20,000
	集会所	20,000	40,000
	和室および集会所	30,000	60,000
参加者から授業料等を徴収する活動に使用する場合	当該授業料等の総額(複数回にわたる場合は、1月に係る授業料等の総額)の1割に相当する額		
ガスおよび水道利用に伴う加算	実習室	500	1,000
備品貸出使用料	備品名	使用料	
		1日使用料	1か月使用料限度
	テーブル	100	1,000
	椅子	50	500
	ござ	100	1,000
	紅白幕	1,000/回クリーニング	

II 実施した手続及びその内容

- ・収集した総会資料から5期収支推移表を作成した。
- ・出納関係帳簿を実査し現金管理状況を確認した。
- ・依頼資料
 1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日の5期分の総会議案書、指定管理者の協定書
 2. 議案書に書いてある名簿(会長など)に現役の市職員あるいはOB市役所職員がいるかの判断資料
 3. 施設の概要及び利用状況
 4. 平成23年度モニタリングレポート
 5. 久留米市財政担当部局からの調査があった場合にはその結果報告書
 6. 事業報告書(あるいは、その代わりになるもの)
 7. 指定管理者の管理規定

III 結果

1. 指摘
なし。

2. 意見

新栄町では、コミュニティセンターのみの特別会計ではなく、新栄町自治会の収支決算の中にコミュニティセンター会計が入り混じっている。本来はコミュニティセンターとして自治会の収支とは別に管理するのが本来の姿である。別に管理すべきである。

小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賄えるのか曖昧で大犬塚コミュニティセンター同様に対応に苦慮している。それは、浄化槽が故障したが、この修繕費は市で賄われるのか自治会自体が負担するのか明確になっていない。明確にすべきである。

第35 久留米市営駐車場

※第3章第2の監査対象施設の広又駐車場、小頭町公園駐車場、東町公園駐車場の3施設を久留米市営駐車場として表示している。

I 施設の概要

1. 対象施設

名称	広又駐車場	小頭町公園駐車場	東町公園駐車場
所在地	久留米市東町74番地12	久留米市小頭町7番地	久留米市東町26番地
面積	443 m ²	3,329 m ²	2,997.73 m ²
構造	平面パークロック式	RC構造半地下1階自走式	RC構造地下1階自走式
収容台数	15台	100台	92台
供用開始	昭和54年11月1日	昭和56年4月10日	昭和59年4月21日
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動料金精算機器一式 (パークロック15台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動料金精算機器一式 ・監視カメラ一式 ・排水ポンプ ・電気設備 ・消防設備 ・管理事務室 ・便所 ・ポンプ室 ・電気室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動料金精算機器一式 ・監視カメラ一式 ・排水ポンプ ・電気設備 ・消防設備 ・換気設備 ・一酸化炭素濃度測定機器設備 ・自家発電機設備 ・管理事務室 ・便所 ・ポンプ室 ・電気室

2. 業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して久留米市が必要と認める業務

※詳細については、別紙「久留米市営駐車場管理業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 駐車場の供用に関すること。 | ② 駐車場の維持管理に関すること。 |
| ③ 総合的な管理業務に関すること。 | ④ その他市長が必要と認める業務。 |

② 指定管理者指定審議会議の結果及び内定

会議（平成19年10月30日）

議長 → 都市建設部長 委員 → 6名（都市建設部会）

(5) 協定書

第1章（総則）・第2章（本業務の範囲と実施条件）・第3章（本業務の実施）・第4章（備品等の取り扱い）・第5章（業務実施に係る甲の確認事項）・第6章（利用料金）・第7章（損害賠償及び不可抗力）・第8章（指定期間の終了）・第9章（指定期間満了以前の指定の取り消し）・第10章（その他）に渡り、規程が存在するが、民間事業者たる乙（指定管理者）の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって公共の福祉の増進を図ることにあることを確認する。

注1) 第14条 施設の大規模修繕等（1件につき100万円以上）については、甲（久留米市）が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 施設の小規模修繕等（1件につき100万円未満）については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、駐車場本体等の修繕及び過度の負担が発生する場合には、前述の金額にかかわらず、甲乙協議の上、実施者を定めるものとする。

3 前2項における金額は、消費税・地方消費税を含むものとする。

注2) 第37条 乙は駐車場の利用料金の合計から管理運営費及び公租公課相当額等を差し引いた利益（以下「利益」という。）について、その2分の1相当額を甲へ納付しなければならない。ただし、利益にかかわらず、甲が負担する保険料相当額を下限額として、甲へ納付しなければならない。

2 納付金の金額については、年度協定により定める。

3 納付金の金額について、甲が特別の理由があると認める場合には、乙と協議して定めるものとする。

注3) 第44条 甲または甲の監査委員は、必要に応じて乙が行う施設の管理運営業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

2 乙は、甲または甲の監査委員から前項の申出を受けた場合には、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

注4) 第45条 本業務の実施に関する責任（リスク）分担については、別紙2「久留米市営駐車場管理運営業務責任（リスク）分担一覧表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義が生じた場合、または前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

他に主な規程では、第17条備品等の貸与及び購入、さらに第18条、第19条に事業計画、また、業務報告等の提出義務の協定がなされている。

4. 収支実績年次推移表

久留米市営駐車場 収支決算書

(単位：円)

		H20 年度実績	H21 年度実績	H22 年度実績	H23 年度実績
収入	広又駐車場	2,014,960	2,284,410	2,537,655	2,777,790
	小頭町公園駐車場	14,619,500	16,257,208	14,697,659	15,723,720
	東町公園駐車場	12,740,796	15,180,231	15,500,339	15,957,356
	雑収入	128,215	14,792	68,255	9,176
合 計		29,503,471	33,736,641	32,803,908	34,468,042
報酬	公認会計士・社保労士	378,000	535,500	504,000	378,000
共済費	労働保険	0	40,320	1,260	13,103
給与	職員給与	4,200,000	5,858,500	6,685,000	7,202,270
旅費	旅費	1,200	60,400	245,530	308,870
需要費	消耗品費	1,819,013	1,165,977	837,003	753,946
	電気料	3,187,473	2,727,216	2,446,546	2,465,902
	水道料	195,846	207,902	190,143	202,426
	修繕費	994,455	1,947,795	1,444,285	1,887,396
	ガス代	10,584	8,494	0	0
	小計	6,207,371	6,057,384	4,917,977	5,309,670
役務費	電話代	142,783	151,103	213,298	417,830
	保険代	154,870	150,740	188,810	138,650
	手数料	5,892	1,925	1,469	2,915
	小計	303,545	303,768	403,577	559,395
委託管理費	委託料	12,267,956	11,845,256	12,119,630	12,090,720
使用料	駐車場機械リース	3,402,000	3,402,000	3,402,000	3,402,000
	パソコンリース	138,600	138,600	141,750	128,100
	下水道使用料	40,807	50,966	49,159	45,411
	小計	3,581,407	3,591,566	3,592,909	3,575,511
	備品購入費	335,560	593,890	184,380	221,061
負担金	周辺環境整備費	9,000	15,000	15,000	11,800
	公租公課	44,800	11,134	35,500	29,000
寄付	中心市街地活性化支援	840,496	1,738,336	1,611,360	1,816,475
合 計		28,169,335	30,651,054	30,316,123	31,515,875
収支差額		1,334,136	3,085,587	2,487,785	2,952,167

※指定管理者制度移行に伴う重要なひとつの判断材料としては、自営で行った場合との計
数比較を行うことにも有効と考え、平成15年度から平成19年度までの経営状況は以
下のとおりである。

(単位：円)

	区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
小 頭 町 公 園	増減率 (%)	-2.94	-1.02	-5.58	1.39	-8.73
	使用料	14,790,030	14,638,710	13,822,370	14,013,910	12,791,130
	支出額	18,307,551	17,614,998	14,180,154	13,719,083	15,874,330
	うち職員給	12,296,644	10,858,223	4,671,180	3,124,960	3,129,571
	収支差額	-3,517,521	-2,976,288	-357,784	294,827	-3,083,200
東 町 公 園	増減率 (%)	-10.88	-16.68	-23.36	-8.08	-11.37
	使用料	22,846,670	19,036,400	14,590,158	13,411,038	11,885,700
	支出額	20,377,532	33,012,664	14,825,272	13,853,902	14,813,206
	うち職員給	12,296,645	10,858,223	4,671,179	3,124,961	3,129,571
	収支差額	2,469,138	-13,976,264	-235,114	-442,864	-2,927,506
広 又	増減率 (%)	-54.54	100.27	-44.15	-25.04	-11.06
	使用料	1,627,700	3,259,800	1,820,500	1,364,700	1,206,400
	支出額	1,901,814	2,120,497	1,737,239	1,507,801	1,401,863
	うち職員給	0	0	0	0	0
	収支差額	-274,114	1,139,303	83,261	-143,101	-195,463
合 計	増減率 (%)	-11.68	-5.93	-18.15	-4.77	-10.10
	使用料	39,264,400	36,934,910	30,233,028	28,789,648	25,883,230
	支出額	40,586,897	52,748,159	30,742,665	29,080,786	32,089,399
	うち職員給	24,593,289	21,716,446	9,342,359	6,249,921	6,259,142
	うち公課費	0	1,855,900	1,054,500	0	313,300
	収支差額	-1,322,497	-15,813,249	-509,637	-291,138	-6,206,169

このように、指定管理者制度移行直前まで、収支差額は、マイナスであったが、これを改善するための、指定管理者制度導入が、適切に行われたため、それ以降は、プラスに転じている。「指定管理料」の支払いもなく、導入は、適切であったと判断される。

5. モニタリング

利用台数年次推移表

(単位：台)

名称	H 2 1 利用台数			H 2 2 利用台数			H 2 3 利用台数		
	一般 駐車	月極 駐車	計	一般 駐車	月極 駐車	計	一般 駐車	月極 駐車	計
東町公園 駐車場	46,048	8,232	54,280	47,666	6,797	54,463	50,045	5,554	55,599
小頭町公 園駐車場	30,092	15,941	46,033	27,604	14,689	42,293	30,396	16,397	46,793
広又 駐車場	8,856	—	8,856	9,121	—	9,121	9,480	—	9,480
合計	84,996	24,173	109,169	84,391	21,486	105,877	89,921	21,951	111,872

II 実施した手続及びその内容

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運營業務仕様書等入手し、基本的な考え方等について検討した。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規則その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)登記事項証明書、(6)納税証明書、(7)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、非公募とした理由等について適切性について検証した。
3. 指定管理者との契約内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証をした。また、年次協定書についても個別に検討した。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようなようになされているか検証した。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリング・レポート等を閲覧して事業計画通りに適時・適切に実施されているか検討した。

Ⅲ 結果

1. 指摘

なし。

2. 意見

部としては先方の監査報告の記載のある決算書の入手を行い、収支差額の検討を行っているが、直接の監査は実施していない。

先方提出の収支実績表に対し毎年とは言わないが、数年に一回くらいは監査をする必要がある。

第36 久留米市市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンター（愛称：みんくる）は、NPO・ボランティアなど市民活動の拠点として、市民活動に関する情報交流の活発化、団体間のネットワーク構築の支援、会議室や作業場所など活動の場の提供を行うことで、市民活動の活性化を図ることを目的とした施設である。

I 施設の概要

1. 施設の概要

施設の名称	久留米市市民活動サポートセンター
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動に関する情報の収集及び提供、相談 市民活動に関する研修及び講座等の実施 市民活動に関する調査研究 市民活動促進のための施設の提供
住所	久留米市六ツ門町7番地13 六ツ門ビル1階 平成24年6月10日より下記に移転 久留米市六ツ門町3番地11 くるめりあ六ツ門6階
開館日	平成17年11月1日
面積	移転前：床面積223.00㎡ 移転後：床面積916.20㎡（共用部分含む）
施設の内容	移転前：交流スペースA、交流スペースB、会議室1（定員12名） 小会議室2（定員各8名）、附属設備（貸しロッカー、メールボックス） 移転後：セミナー室2（定員各20名）、会議室2（定員各30名） 交流スペース、附属設備（貸しロッカー、メールボックス）

2. 施設利用料の体系

利用料金制：公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度

（移転前）

会議室	200円/時間
小会議室	150円/時間
貸しロッカー	300円/月

（移転後）

セミナー室	300円/時間
会議室	450円/時間
貸しロッカー	300円/月
交流スペース	600円/時間

3. 指定期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで(5年間)

4. 指定管理者

名称	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構
種類	NPO 法人
所在地	久留米市六ツ門町 2 番地 29 ルネッサンス 21 久留米六ツ門 710 号
設立年月日	平成 18 年 2 月 13 日
久留米市との関係	特になし。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体の支援に関する事業 ・ まちづくりの啓発に関する事業

5. 指定管理者候補者選定委員会の構成

所属・役職（当時）	備考	市関係者は内部
久留米市役所市民部長	委員長	内部
福岡県 NPO・ボランティアセンター長	副委員長	
税理士		
久留米市役所市民部次長		内部
久留米市役所 男女平等推進センター所長		内部

6. 選定スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 公募に係る資料等の配布期間 | 平成 20 年 7 月 15 日～8 月 15 日 |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 8 月 20 日 |
| (3) 質問書提出期間 | 8 月 20 日～8 月 25 日 |
| (4) 質問の回答期限 | 9 月 1 日 |
| (5) 申請期間 | 8 月 20 日～9 月 24 日 |
| (6) 1 次審査（書類審査）通知 | 10 月上旬 |
| (7) 2 次審査（面接審査） | 10 月上旬 |
| (8) 選定結果公表 | 10 月下旬 |
| (9) 指定管理候補者と仮協定の締結 | 11 月下旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | 12 月下旬 |
| (11) 年度協定の締結・管理開始 | 平成 21 年 4 月 1 日 |

7. 指定管理者候補者選考の審査項目と選考結果

(単位：点)

応募団体 審査項目	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援 機構(優先交渉権者)	A (第2交渉権者)
1 「管理運営業務計画書」による施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。 (80点)	50	46
2 「管理運営業務計画書」の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (180点)	112	115
3 「運営事業計画書」の内容が、施設の設置目的に基づいた計画となっていること。 (180点)	116	118
4 「管理運営に係る収支計画書」の内容が施設の管理・運営に係る経費の縮減を図るものであること。 (160点)	80	96
5 「管理運営業務計画書」に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 (300点)	177	158
6 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること。 (100点)	63	55
合計(1,000点満点)	598	588

8. 直近5カ年の収支状況の推移

(単位：千円)

指定管理者 及び年度 科 目	特定非営利活 動法人 久留米市民活 動支援機構	特定非営利活 動法人 久留米市民活 動支援機構	特定非営利活 動法人 久留米市民活 動支援機構	特定非営利活 動法人 久留米市民活 動支援機構	特定非営利活 動法人 久留米市民活 動支援機構
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入					
指定管理料	12,000	12,000	15,000	14,500	14,500
施設利用料等	842	832	1,019	677	704
その他	343	319	159	498	275
収入計	13,185	13,151	16,178	15,675	15,479
支出					
給与手当	9,888	10,508	11,534	12,031	12,133
法定福利費	1,115	1,282	1,301	1,163	1,380
通信費	286	190	204	209	170
使用料及び賃借料	658	804	565	126	61
委託料	362	232	410	283	342
消耗品費	352	173	304	375	187
研修費	5	1	304	2	-
福利厚生費	60	-	138	133	222
雑費	29	56	212	233	14
租税公課	-	-	435	321	369
その他	337	364	586	396	349
支出計	13,092	13,610	15,993	15,272	15,227
収入超過額	93	△459	185	403	252

平成19年度、平成20年度は公募による指定管理の第1期目であり、平成21年度から平成23年度は第2期目である。特定非営利活動法人久留米市民活動支援機構が継続して指定管理者に選定されている。

9. 直近5カ年の利用状況の推移

【利用者数推移】

(人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
パソコン利用者	605	775	482	539	628
会議室利用者	6,127	5,478	4,337	3,714	3,798
作業室利用者	632	713	341	280	352
チラシ等利用者	7,601	7,405	6,959	4,565	7,001
活動相談者	1,170	1,274	525	760	916
その他の利用者	16,235	19,489	19,656	16,958	14,068
合計	32,370	35,134	32,300	26,816	26,763

平成 23 年度までは移転前に入居していた施設であり、平成 24 年 6 月 10 日に現施設に移転している。

II 実施した手続及びその内容

1. 指定管理者候補者選定手続の妥当性検討

(1) 公募期間、周知方法の検討

公募期間について「久留米市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項」を入手し、公募に係る書類等の配布期間から応募締め切りまでに十分な期間が確保されているかを確認した。

周知方法について久留米市のホームページを閲覧し募集開始から選定結果の公表まで必要な資料が適時に公表されていることを確認した。

(2) 指定管理者候補者選定委員の独立性検討

「選定委員会委員名簿」を入手し、指定管理者の選定に独立性が保たれていることを確認した。

(3) 指定管理者候補者の事業継続性についての検討

指定管理者応募申請書類の中の「経営状況を説明する書類」として提出された直近の決算書を入手し事業の継続性に問題が無いことが検討されていることを確認した。

(4) 指定管理者候補者選定課程及び結果についての検討

「選定委員会議事録」を閲覧し、募集要項の審査項目と配点が合理的であることを確かめるとともに、採点が募集要項に定めるとおりになされており、選定結果が久留米市ホームページに公表されていることを確認した。

2. 公募による指定管理を行う必要性の検討

説明会参加者及び応募者の状況について「選定委員会議事録」を閲覧し、担当部局に質問することにより確認した。指定管理に移行する前の費用と指定管理料を比較することにより、費用が削減されていることを確認した。また、利用者状況の推移を分析することによりサービスの水準が低下していないかを確認した。

3. 管理状況の妥当性検討

(1) 平成 23 年度の収支報告書が指定管理者の総勘定元帳と一致していることを確認した。

(2) 現金の管理状況について質問し、監査時の現金が現金日報と一致していることを確認した。

(3) 備品の管理状況について備品管理台帳が作成され、随時、現物照合が行われている

ことを質問等により確かめた。

- (4) 基本協定書、業務仕様書を入手し、業務が適切に実施されていることを質問等により確かめた。

4. モニタリング実施状況の検討

モニタリングチェックシート及びモニタリングレポートを入手し、モニタリングが適時、適切に実施されていることを確かめた。

Ⅲ 結果

1. 指摘

- (1) 第2回目の選定委員会が2名の外部選定委員が欠席したなかで行われている。

平成20年9月29日(月)開催の久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員会第2回議事録によれば、5名の選定委員の内2名の外部選定委員が欠席しており、3名の内部選定委員の出席をもって開催されている。議事の内容は、(1)現地説明会報告、指定管理者募集に関する質問及び回答、資格確認報告 (2)指定管理者候補者応募に関する書類・面接審査について(スケジュール、審査表、書類予備審査方法、審査基準、審査最低基準、審査基準配点表・質問内容記載表、管理に係る収支計算書) (3)今後のスケジュールである。実際の審査は第3回目に行われるが、その選定方法についての説明が議題の中心となっている。外部選定委員は、審査が公平に行われるために選任されており欠席する影響は大きい。選定委員会としては、外部選定委員の出席を優先的に考慮して開催の日程を決定すべきである。後日、2名の欠席委員に内容の説明はあったものと思われるが、本会議の出席を優先すべきであった。

- (2) 選定委員会の構成において、内部選定委員が過半数を占めている。

本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員の構成は委員5名中3名が市の関係者となっている。過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。

2. 意見

- (1) 収支報告書の様式について市と指定管理者において協議する必要がある。

平成23年度の収支報告書の様式について、指定管理者は県に提出する非営利活動法人の決算書の様式(損益計算書、事業費及び一般管理費内訳書)で市に報告している。収支報告書の実績報告は年度の事業計画の収支報告書と比較できる様式で報告することが

望ましい。総勘定元帳と照合の結果、内容的には正しく作成されていることを確認したが、会計単位の名称が「久留米市民活動支援機構」となっており誤解を生じやすいので市の他の部所を参考にするなど様式について指定管理者と打ち合わせをする必要がある。